

## 第3編 地震・津波災害対策

### 第1章 総 則

#### 第1節 計画の目的等

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条の規定に基づき、唐津市防災会議が作成する唐津市地域防災計画の一部を構成するものであって、地震災害又は津波災害に対処するための総合的な計画であり、市、消防本部及び市区域内の公共的団体等防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が、この計画に基づく地震災害又は津波災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これを総合的かつ計画的に推進することにより、市民の生命、身体及び財産を地震災害又は津波災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。
- 2 「第3編 地震・津波災害対策」に定めていない事項に関しては、「第1編 共通災害対策」によるほか「第2編 風水害対策」を準用する。

## 第2節 地震に関する本市の特性

### 第1項 本市の地形、地質

本市は、佐賀県の西北部に位置し、東部は佐賀市、福岡県、西部は伊万里湾を経て長崎県と、南部は多久、武雄、伊万里の各市にそれぞれ境を接し、北部は、玄海灘に面した沿岸地域であり、市の北東部には虹の松原と呼ばれている砂丘が発達し、北西部にかけては、リアス式海岸の東松浦半島を含んでいる。

また、市の東部・南東部の七山、相知、巖木地区及び南西部の北波多地区は、山間部を呈している。

本市の地質は、花崗岩からなる唐津、七山、浜玉地区、玄武岩からなる上場台地（肥前、鎮西、呼子地区）、第三紀層からなる北波多、相知、巖木地区の3地域に分けられる。

### 第2項 本市の地盤

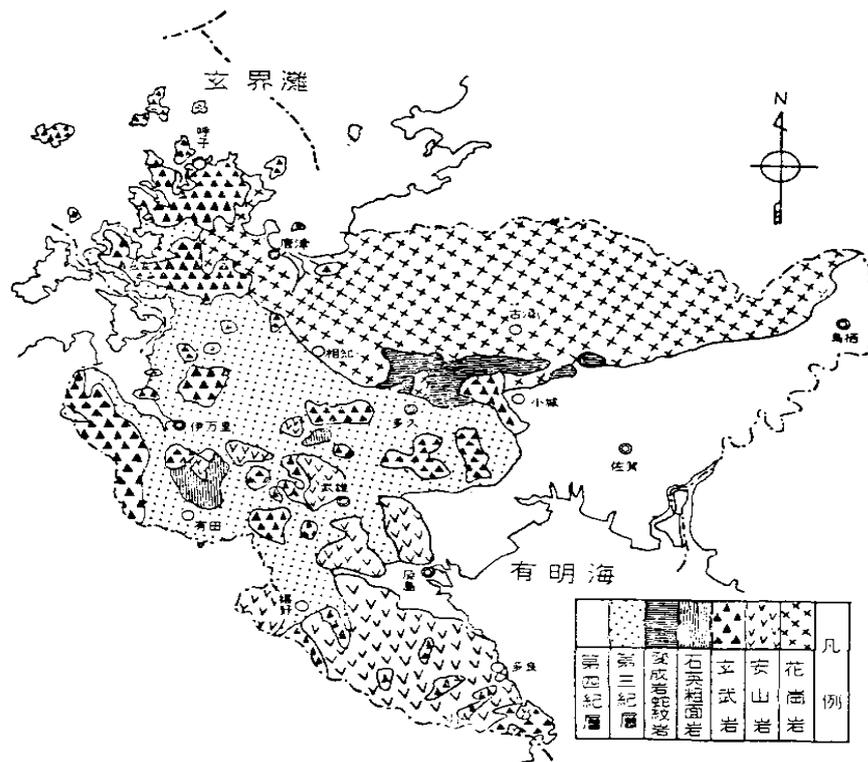
地震による被害の大きさは、地盤により著しく異なることが過去の地震例から明らかとなっている。一般的に、地盤が柔らかいほど地震動が増幅され、地層が厚くなるほど長周期の地震動となり、構造物の共振現象や液状化現象を引き起こすことが考えられる。

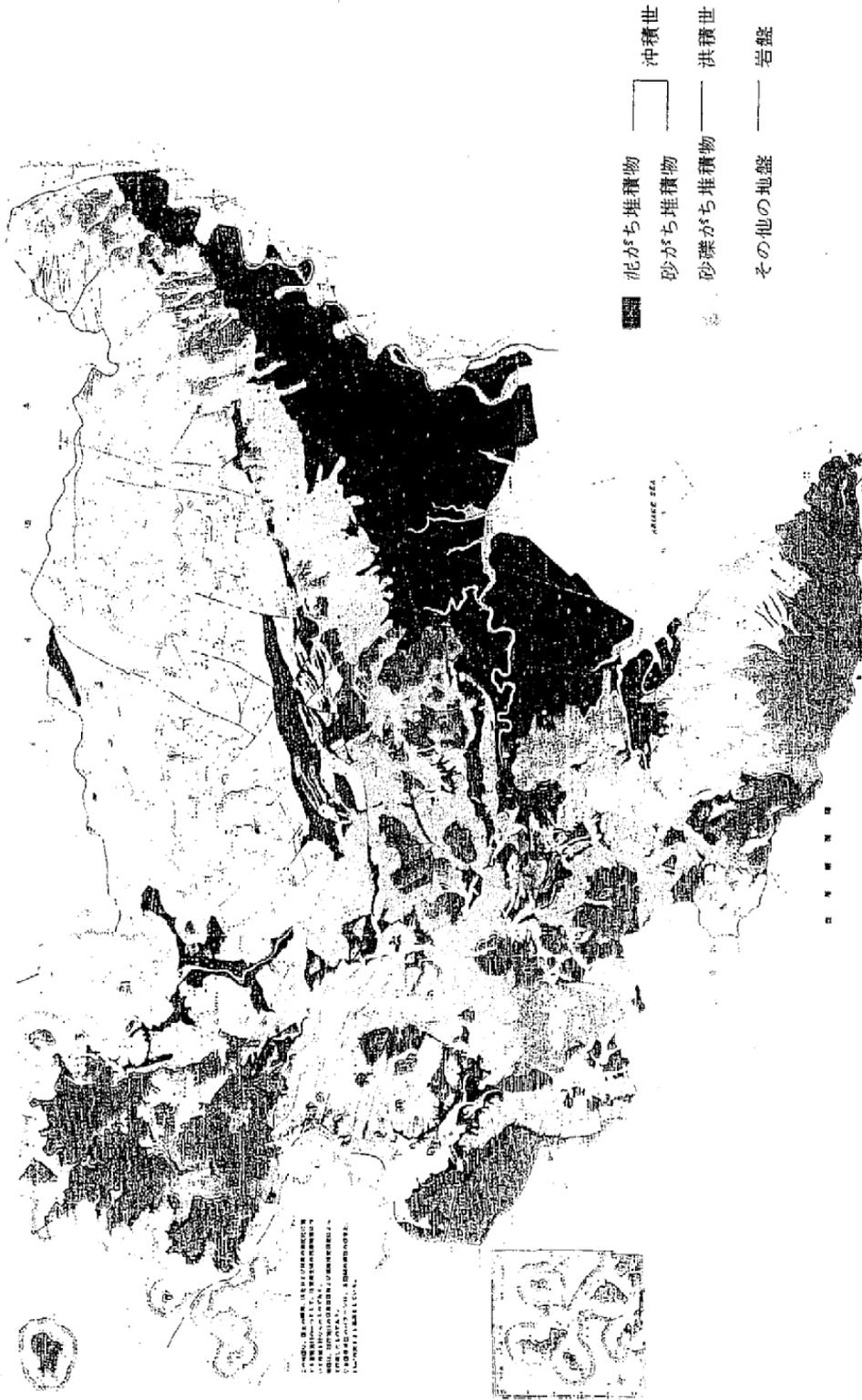
市内の地盤は、硬質の花崗岩、玄武岩で構成されているが、この地域で地震が発生した場合においても相当規模の被害が生じるおそれがある。また、軟弱地盤と硬い地盤との境界でも、揺れの違いから大きな被害を受けることが分かっている。

【 佐 賀 県 の 地 勢 】



【 佐 賀 県 の 地 質 】





出典：土地分類図（佐賀県）—表層地質図—、経済企画庁総合開発局、監修、（財）日本地図センター発行、1974

表層地質図

### 第3項 活断層

断層とは、ある面を境に両側の地層にずれ（くい違い）の見える地質現象をいい、その中で、地質年代の第四紀（約200万年前から現在の間）に活動した証拠があり、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

我が国には2,000以上の活断層が存在するといわれており、政府の地震調査研究推進本部においては、調査研究を効率的に実施して行くための基盤的な調査対象として、最大規模の地震を発生させる可能性のある陸域の断層を「主要活断層帯」に選定している。

本県内に存在する断層では、「佐賀平野北縁断層帯」及び「日向峠－小笠木峠断層帯」が「主要活断層帯」に選定されている。

県内及び周辺において、活動した場合に本県に被害をもたらす可能性のある断層としては、主に図に示す次のものが知られている（番号は図中の番号に対応）。

なお、陸域の大地震は主要活断層帯以外の活断層でも発生する可能性はあり、また活断層である可能性のある断層は図に示しているものが全てというわけではなく、これまで確認されていない未知の活断層が存在する可能性もある。

#### ■地震調査研究推進本部の評価対象

##### ○ 詳細な評価の対象とする活断層

主要活断層帯：①佐賀平野北縁断層帯、④日向峠－小笠木峠断層帯、⑤水縄断層帯、⑩雲仙断層群、②警固断層帯

##### ○ 簡便な評価の対象とする活断層：③糸島半島沖断層群、⑨多良岳南西麓断層帯

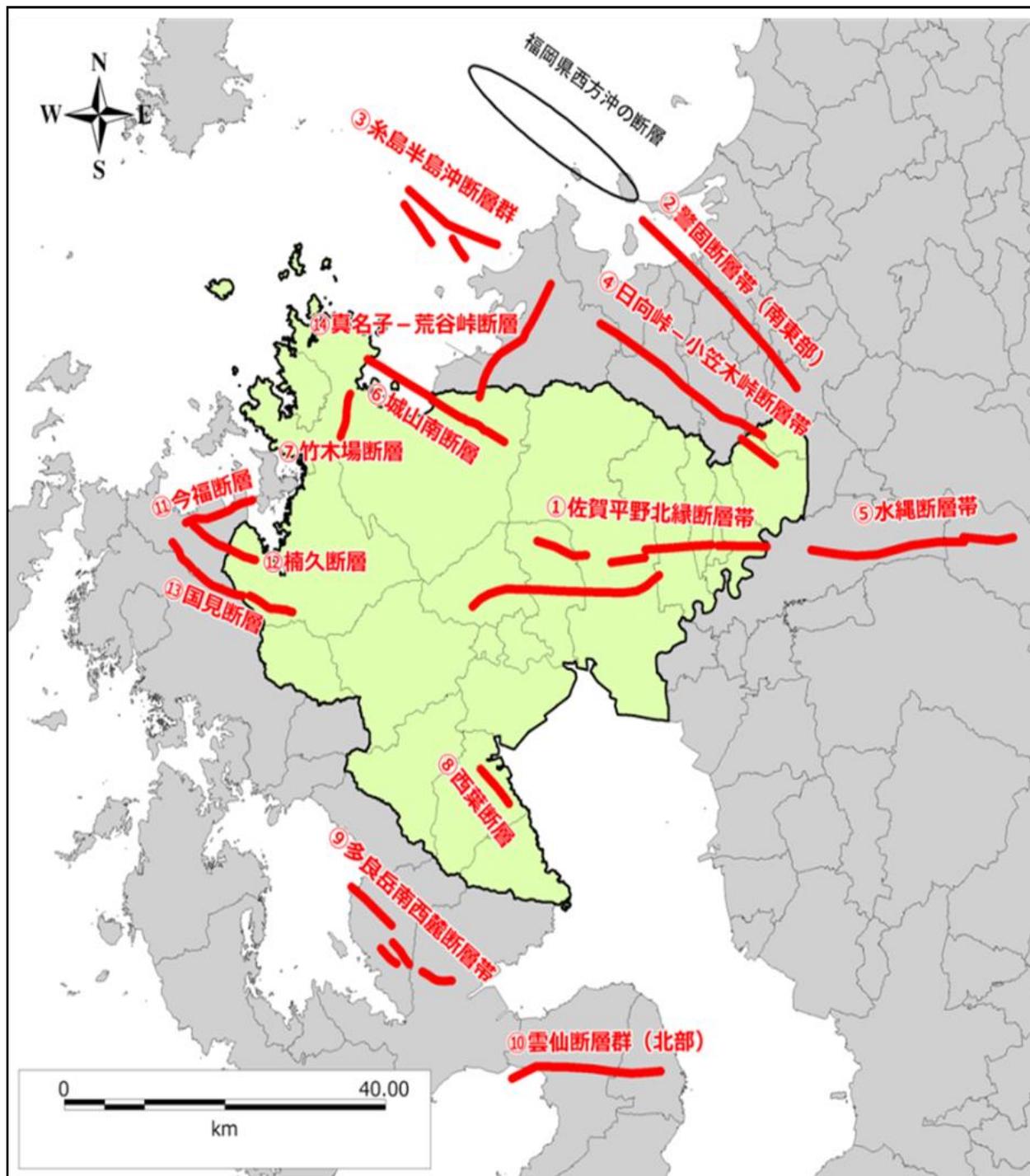
■地震調査研究推進本部の評価対象には含まれていないが、「新編日本の活断層」（1991年 活断層研究会編）及び「九州の活構造」（1989年 九州活構造研究会編）に掲載されている活断層

⑦竹木場断層、⑭真名子－荒谷峠断層、⑪今福断層、⑫楠久断層、⑬国見断層、⑧西葉断層

■上記以外で九州電力(株)の玄海原子力発電所の安全性に関する再評価資料で想定されている活断層

⑥城山南断層

主要な活断層分布図



【出典】

- ・九州活構造研究会（1989）：九州の活構造活断層研究会（1991）  
：新編 日本の活断層—分布図と資料—
- ・長崎県（2006）：長崎県地震等防災アセスメント調査報告
- ・地震調査研究推進本部（2007）：警固（けご）断層帯の長期評価について
- ・原子力安全・保安院（2009）：玄海原子力発電所3号機耐震安全性評価結果  
(中間報告)

第4項 これまでの地震災害等
----------------

## 1 地震災害

日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去から、たびたび大地震に見舞われ甚大な被害を受けてきた。

(1) 平成17年3月20日(震央 福岡県北西沖)に発生した地震では、みやき町で県内初めて震度6弱を記録し、他の市町においても震度5強～4であった。唐津市も震度5弱を観測し、一部の建物において、屋根瓦の落下、壁面の亀裂、窓ガラス破損及び高島における、落石等の被害が見られた。

(2) 平成28年4月14日、熊本県と大分県で相次いで大きな地震が発生した(以下、「熊本地震」という。)震度7を観測する地震が4月14日夜および4月16日未明に発生した。震度7の観測事例としては、九州地方では初めてであり、特に熊本県では甚大な被害が生じた。

熊本地震による佐賀県内の震度は佐賀市等で震度5強、唐津市で震度4を記録したが大きな被害はなかった。

(3) 本県、市における過去の主要被害地震は、次表のとおりとなっている。

## 《佐賀県における過去の主要地震被害》

発生日月日	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	記 事
679年一月一日 (天武7年)	筑紫国	6.5～ 7.5	家屋倒壊多く、幅6m、長さ10kmの地割れ
1700年4月15日 (元禄13年2月26日)	杵岐・ 対馬	7.0	佐賀・平戸(瓦落ち)有感。
1703年6月22日 (元禄16年5月9日)	小 城	不 明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。
1769年8月29日 (明和6年7月28日)	日向・ 豊後	7.7	佐嘉表も大地震 町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破
1792年5月21日 (寛政4年4月1日)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領 死者18人、 流家59棟(眉山崩壊による津波被害)
1831年11月14日 (天保2年10月11日)	肥 前	6.1	肥前国地大いに震い、 佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し
1889年7月28日 (明治22年)	熊 本	6.3	神埼郡齊郷村 水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。 佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり
1898年8月10～12日 (明治31年)	福岡県 西部	6.0	糸島地震 唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂
1929年8月8日 (昭和4年)	福岡県 雷山付近	5.1	佐賀、神埼両郡、三瀬村 壁に亀裂、崖崩れ、器物の転倒
1931年11月2日 (昭和6年)	日向灘	7.1	佐賀市で電灯線切断の小被害
1946年12月21日 (昭和21年)	南海道沖	8.0	佐賀、神埼、杵島各郡 家屋倒壊 佐賀地方 瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。
1966年11月12日	有明海	5.5	佐賀市内

(昭和41年)			棚の上のコップや花瓶落下。 陶器店の大皿割れる。 神埼、唐津 ガラス破損
1968年4月1日 (昭和43年)	日向灘	7.5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡 高压配電線2か所切断、家庭用配線9か所切断
1987年3月18日 (昭和62年)	日向灘	6.6	大きな被害なし
2001年3月24日 (平成12年)	安芸灘	6.7	大きな被害なし
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県 北西沖	7.0	みやき町で震度6弱を観測、 人的被害 重傷1人、軽傷14人 家屋被害 半壊1件、一部損壊136件 唐津市で震度5弱を観測、 屋根瓦の落下、壁面の亀裂、窓ガラス破損 タイル落下、駐車場亀裂、エレベーター停止 一部地域電話不通(300世帯)
2016年4月14日 (平成28年)	熊本地方	6.5	佐賀県南部・北部で震度4を観測
2016年4月16日 (平成28年)	熊本地方	7.3	佐賀市、神崎市、上峰町で震度5強を観測 4月14日からの一連の地震による被害は、重症者4名、軽傷者9人

(資料) 福岡管区气象台要報第25号(昭和45年3月)、第36号(昭和56年2月)  
佐賀県災異誌第1巻(1964年3月)、第2巻(1974年3月)  
日本被害地震総覧(1996年)  
福岡管区气象台災害時自然現象報告書2005年第1号(平成17年4月)

## 2 津波災害

本県において発生した津波災害は、1792年5月21日、島原の眉山崩壊に伴うものだけが記録されている程度であり、少ない。

記録によると、この津波により、死傷者や住家被害が発生したと記されているものの、唐津市における被害は記録されていない。

しかし、2010(平成22)年2月27日チリ中部沿岸を震源とする地震による津波では、気象庁が量的津波予報による津波予報業務を開始した平成11年4月以来初めて有明・八代海に津波警報が発表された。幸い、佐賀県沿岸では目立った津波は観測されておらず、被害はなかった。チリ近海では50年前にも大きな地震がおこり、日本では三陸沖海岸沿岸を中心に大きな被害を受けている。津波は遠方の地震でも日本に影響することも念頭におく必要がある。

また、平成23年3月11日東北地方太平洋沖を震源とする地震による津波では、有明・八代海に津波警報が、佐賀県北部に津波注意報が発表され、玄海町仮屋で0.2mの津波が観測された。

## 第3節 被害想定

### 第1項 基本的考え方

地震・津波災害対策の検討・推進に当たっては、地域特性や科学的知見等を踏まえ、あらゆる可能性を考慮して起こり得る最大クラスの地震・津波を想定するとともに、当該地震・津波による被害の程度を明確化した上で、その軽減に向けて取り組むことが肝要である。

本節においては、下記の調査結果等を基に、本計画に基づく災害対策の基礎となる、地震・津波の被害想定等を設定する。

- 佐賀県地震被害等予測調査（平成25～26年度 佐賀県危機管理防災課）
- 佐賀県津波防災対策調査（平成26～27年度 佐賀県農山漁村課）
- 佐賀県地震・津波減災対策調査（平成27年度 佐賀県危機管理防災課）

※ 被害想定等の取扱いについては、

- 震度分布・浸水想定域については、災害対策の基礎資料とするため、全体として被害が最大規模となるように震源等のモデルを設定したものであり、個別地点における最大クラスの地震・津波を想定したのではなく、また将来に起こる地震・津波の予測を目的として作成したものではないこと
- 被害想定については、過去の国内で起こった大地震における震度や被害状況の統計データ等を用いて被害量を算定・作成したものであり、実際の個別施設の構造・耐震性能等を評価し反映させたものではないことなどに留意すること。

### 第2項 地震による被害の想定

#### 1 想定地震の設定

##### (1) 想定候補となる地震

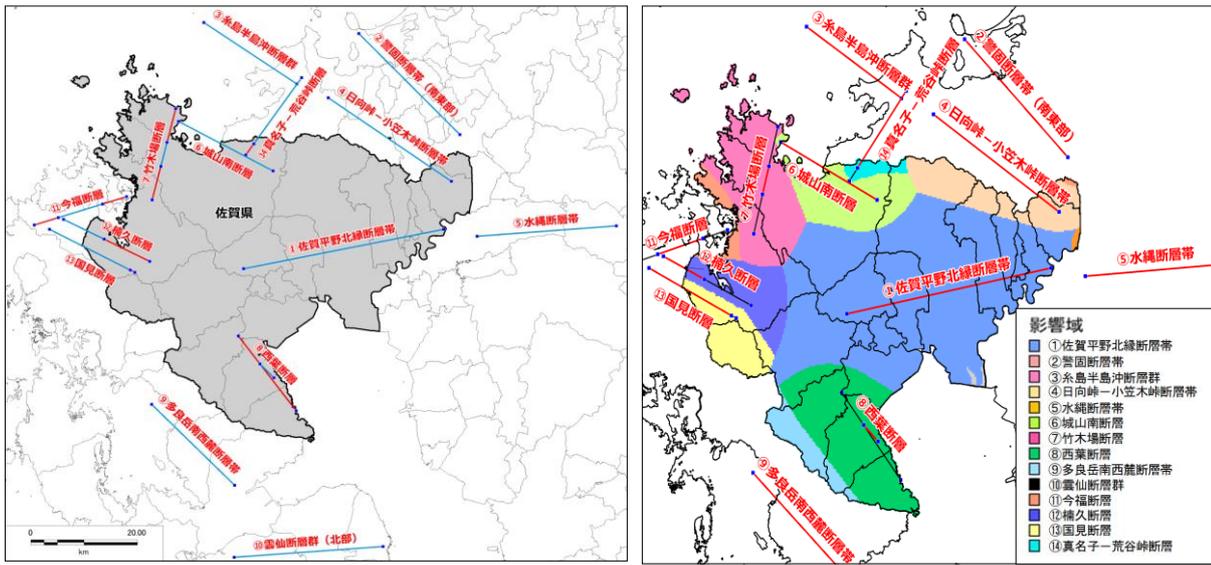
第1章第2節第3項で示した次の佐賀県内及び周辺地域の14の活断層について県内への影響を検討した。

- ① 佐賀平野北縁断層帯      ② 警固断層帯（南東部）      ③ 糸島半島沖断層群
- ④ 日向峠－小笠木峠断層帯      ⑤ 水縄断層帯      ⑥ 城山南断層
- ⑦ 竹木場断層      ⑧ 西葉断層      ⑨ 多良岳南西麓断層帯（大村－諫早北西付近断層帯）
- ⑩ 雲仙断層群（北部）      ⑪ 今福断層      ⑫ 楠久断層
- ⑬ 国見断層      ⑭ 真名子－荒谷峠断層

この14の断層について、既往資料をもとに、巨視的な断層パラメータ<sup>\*1</sup>を整理し、距離減衰式と表層の地盤増幅率（微地形区分<sup>\*2</sup>をもとに設定）を用いた簡便法<sup>\*3</sup>により、おおよその地震動の分布を予測した。

なお、この作業において、地表付近での長さは短いですが、震源断層としては地下でさ

らに広がっている可能性が考えられる断層(⑦、⑧、⑪、⑫、⑬、⑭)については、断層幅と同じ長さ(18 km程度)を有する震源断層として設定した。



簡便法による地震動検討の対象とする断層のモデル

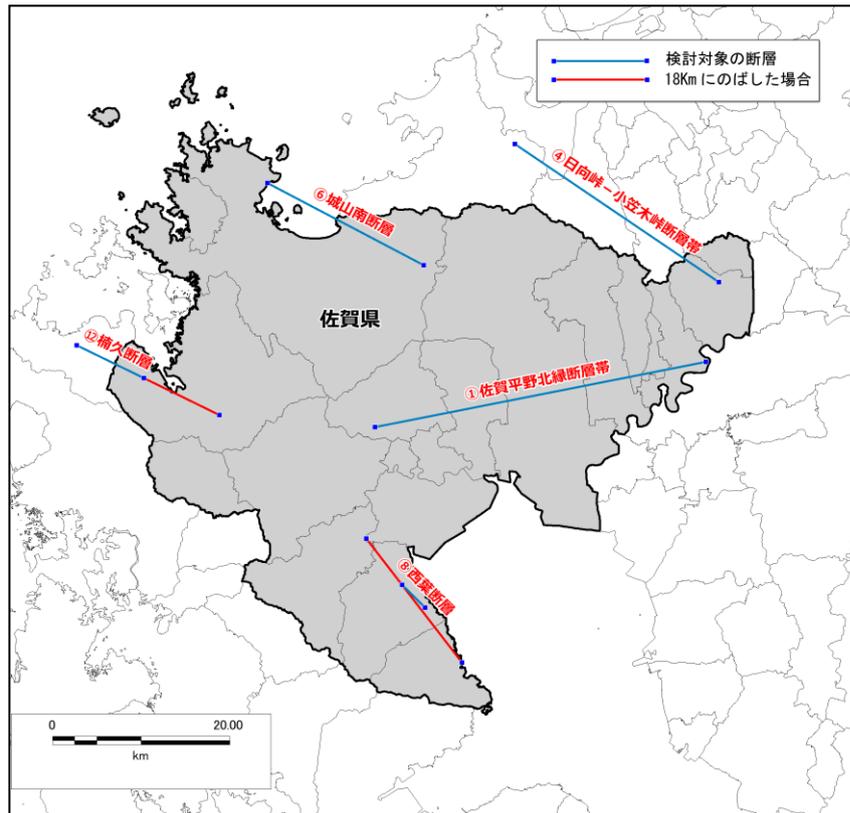
簡便法の震度による影響範囲区分

## (2) 詳細検討を行う震源のモデル設定

簡便法により得られた断層別の地震動予測計算結果、及び震度6強以上(被害が生じる可能性のある一定程度の大きさの地震動)の範囲と影響度(曝露人口など)を比較して、佐賀県への影響度が大きい次の5つの活断層(帯)を詳細法<sup>\*4</sup>による検討対象として選定した。

詳細法による地震動検討に当たっては、地震調査研究推進本部による「震源断層を特定した地震の強震動予測手法(レシピ)」に準拠して特性化震源モデル<sup>\*5</sup>を設定するとともに、各断層による地震の佐賀県への影響が大きくなるように断層パラメータを設定した。

特に、佐賀平野北縁断層帯については、強震動生成域(アスペリティ)<sup>\*6</sup>の位置や破壊開始点を変更した複数のケースを検討し、人口の多い地域に最大の影響のある地震動を求めることとした。



詳細法による検討を行う断層のトレース

ア 佐賀平野北縁断層帯の特性化震源モデル

県内への影響が最大になる地震として、強震動生成域が3つの場合を2ケース、強震動生成域が2つの場合を2ケース及び強震動生成域が1つの場合を1ケース、計5ケースの地震動を予測した。

イ その他の断層の特性化震源モデル

他の断層についても、県内への影響が大きくなるように、県域に近い位置ないし県内に強震動生成域を配置してパラメータを設定した。

- ・ 日向峠-小笠木峠断層帯  
強震動生成域は1つとし、鳥栖市、基山町などへの影響が大きくなるように、断層の南東部に設定した。
- ・ 城山南断層  
強震動生成域は1つとし、唐津市付近への影響が大きくなるように断層の北西部に設定した。
- ・ 楠久断層  
断層の長さは18kmに設定した。強震動生成域の数は1つとし、伊万里市付近への影響が大きくなるように、断層の南東部に設定した。
- ・ 西葉断層  
断層の長さは18kmに設定した。強震動生成域の数は1つとし、佐賀県内への影響が大きくなるように、断層の中央付近に設定した。

【震源として検討した断層の巨視的パラメータ】

断層（帯）名	断層の長さ (km)		走向 (°)	傾斜 (°)	上端 深さ (km)	幅 (km)	マグニ チュー ド M	モーメン ト マグニ チュー ド <sup>※7</sup> Mw	計算用 断層モデル (km)	
	既往 資料	検 討 上 の 長さ							長さ	幅
佐賀平野北縁断層帯	38	38	79	80S→ 60S	3→ 2	17	7.5	6.9	40	18
日向峠－小笠木峠断層帯	28	28	305	90	3→ 1	15	7.2	6.7	28	16
城山南断層	19.5	19.5	118. 6	90	3→ 1	17	7.0	6.5	20	18
西葉断層	3.5	18	143	75SW	3→ 2	18	6.9	6.5	18	18
楠久断層	8.6	18	116	90	3	18	6.9	6.5	18	18

(3) 地震動の想定

詳細法による計算で求めた地震動の予測結果は次のとおりである（佐賀平野北縁断層帯については、5ケース中、最も被害が出ると考えられる2ケースを掲載）。

震源～工学的基盤<sup>※8</sup>： 地震調査研究推進本部（2012）による「全国1次地下構造モデル（暫定版）」の速度層構造をもとに、佐賀県の地震観測データの特徴を説明できるように調整した深部地盤モデル<sup>※9</sup>を用いて、統計的グリーン関数法<sup>※10</sup>により工学的基盤における地震波形を求めた。

工学的基盤～地表： 国・県・市町の各機関から収集したボーリングデータ等を用いて、工学的基盤上面から地表面までの地盤の速度構造モデル<sup>※11</sup>を作成し、このモデルを用いた応答計算<sup>※12</sup>により地表の地震波形を求め、計測震度<sup>※13</sup>等を算出した。

ア 佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・西側大のケース）の予測結果

震度7が予測される市町：佐賀市、多久市、武雄市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、大町町、江北町、白石町

イ 佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・中央大のケース）の予測結果

震度7が予測される市町：佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、大町町、江北町、白石町

ウ 日向峠－小笠木峠断層帯の予測結果

震度7が予測される市町：鳥栖市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、基山町

エ 城山南断層の予測結果

震度7が予測される市町：唐津市の一部

オ 西葉断層

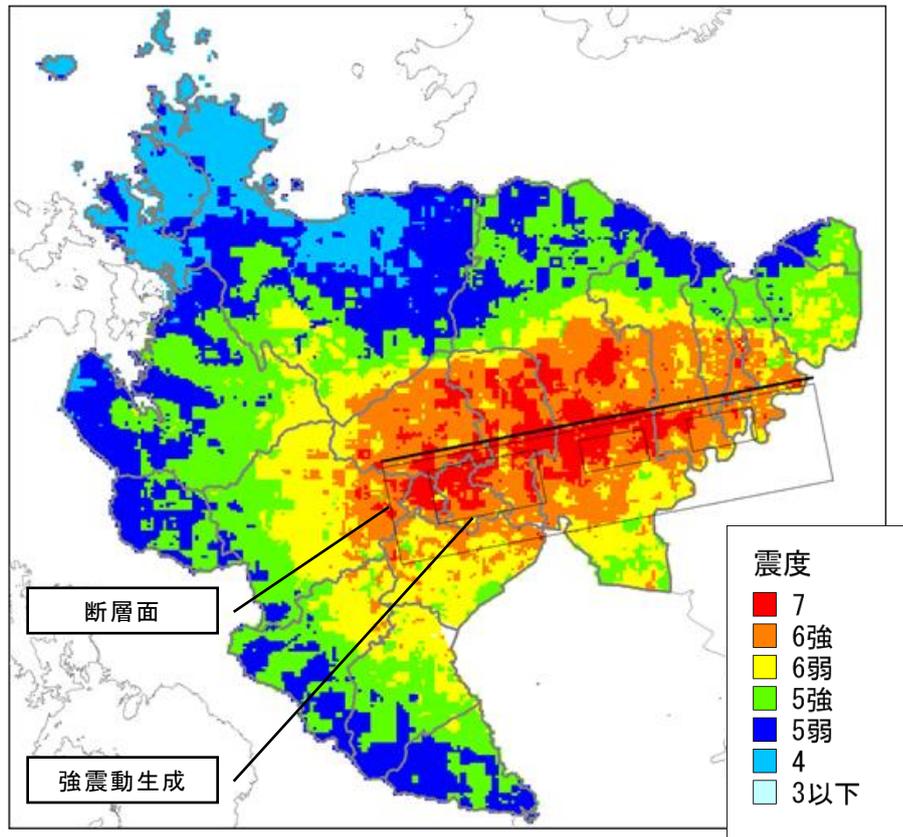
震度7が予測される市町： 鹿島市及び太良町の一部

カ 楠久断層

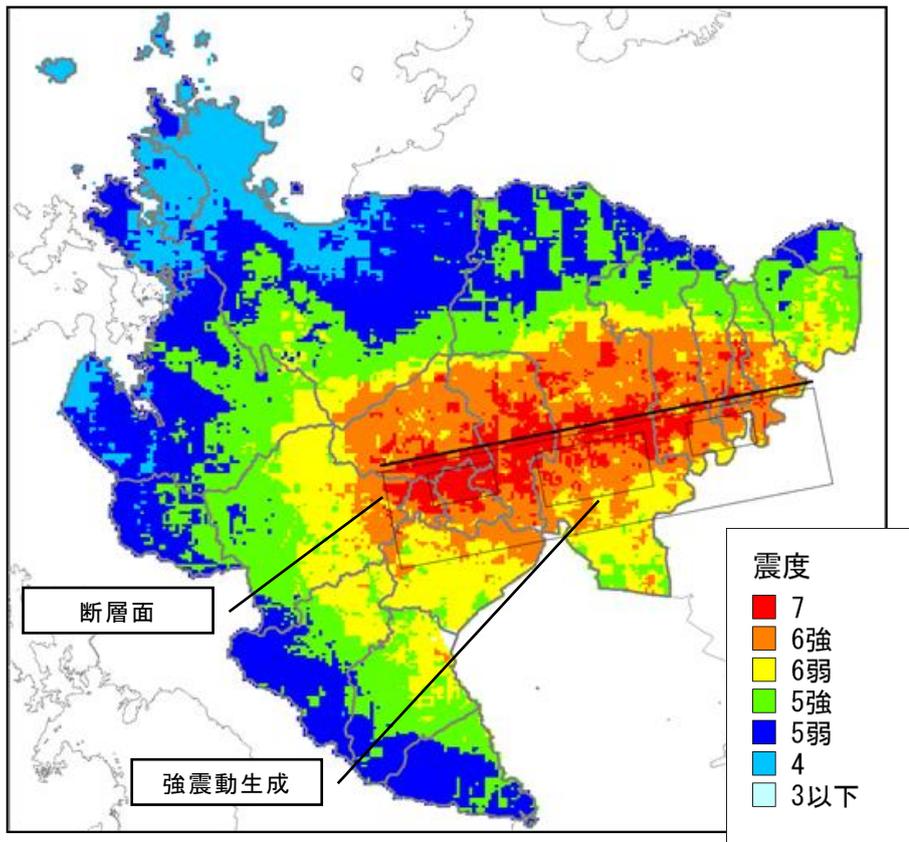
震度7となる地域はないが、伊万里市及び有田町の一部で震度6強となる

【強震動予測図】

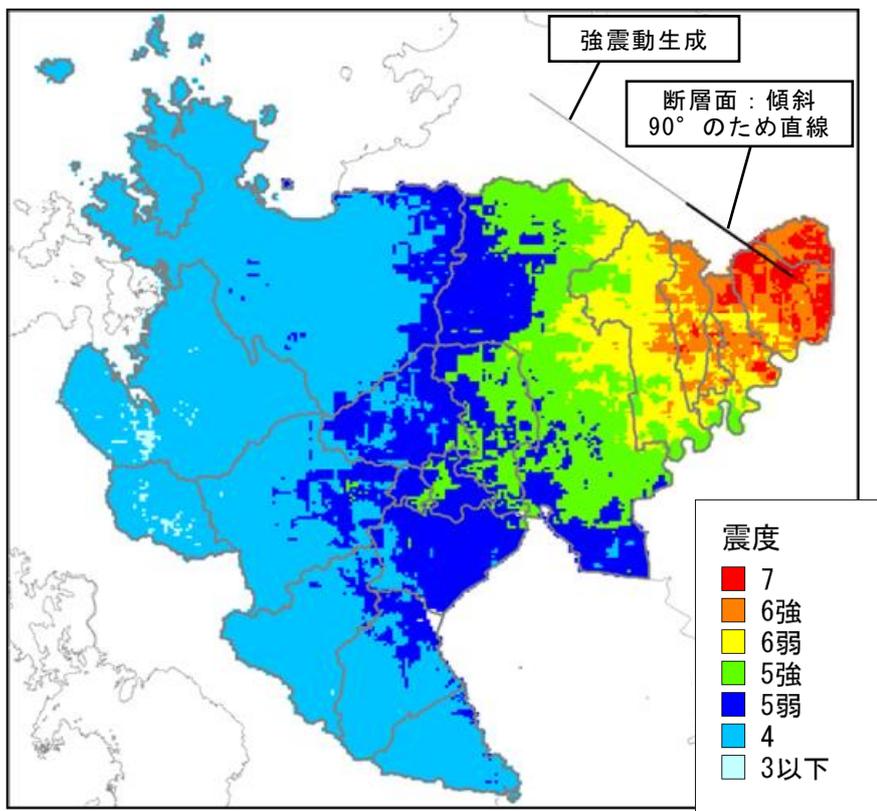
≪佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・西側大）による地震≫



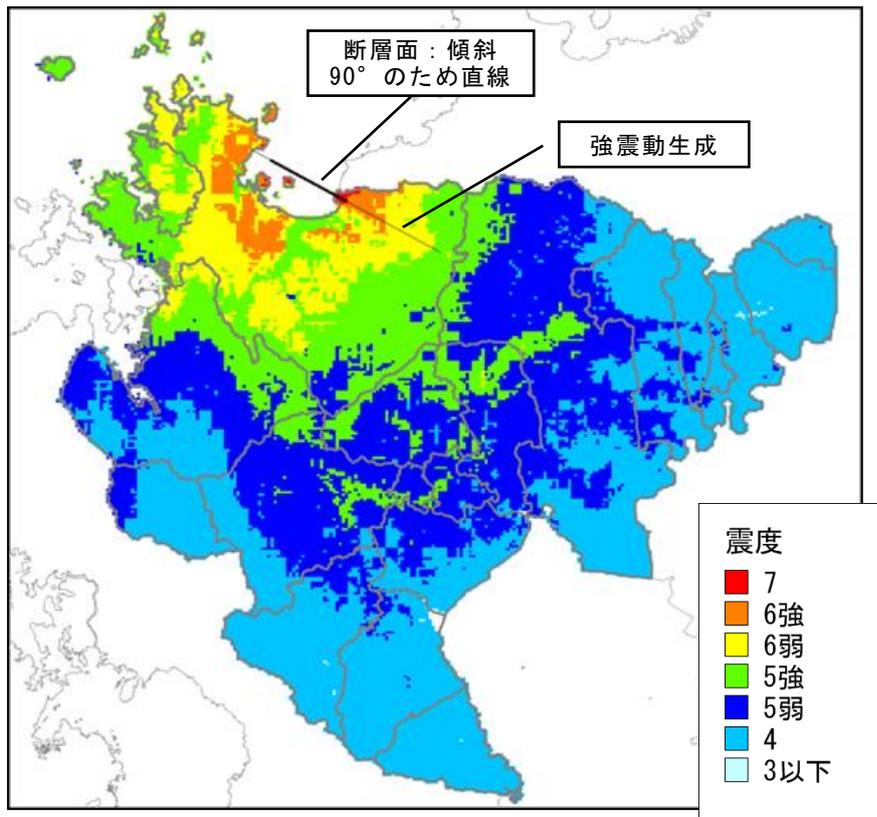
《佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・中央大）による地震》



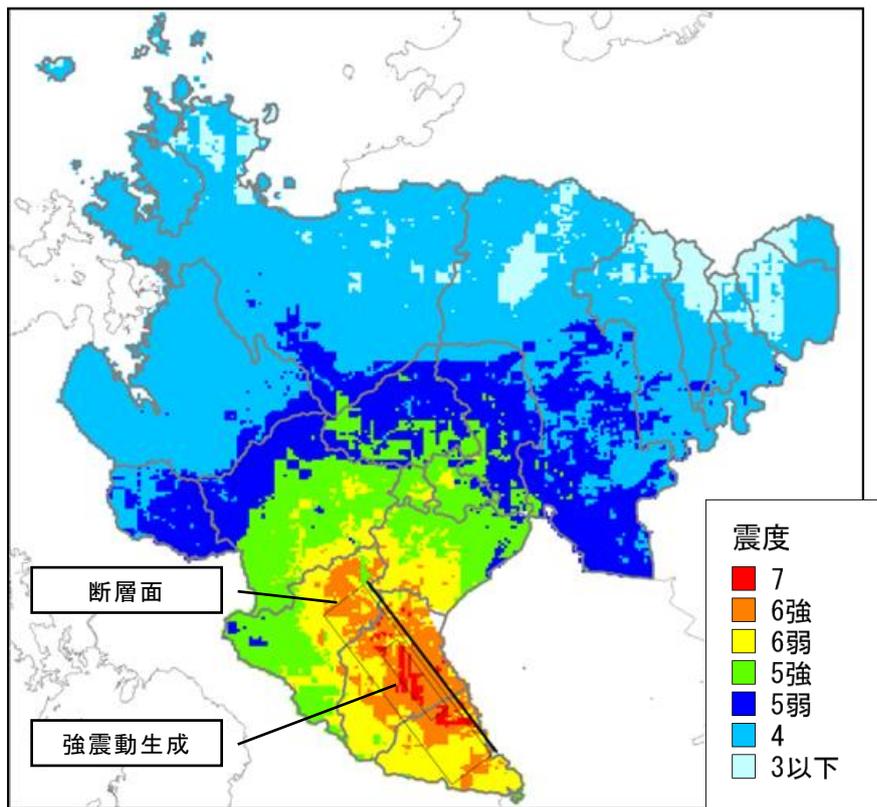
《日向峠—小笠木峠断層帯による地震》



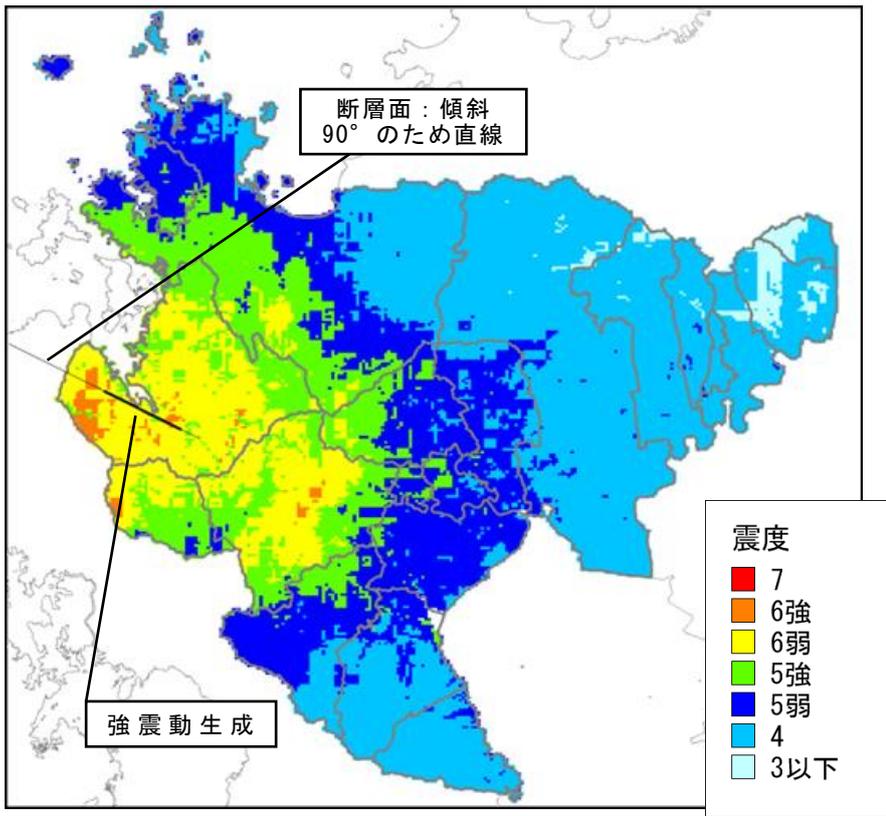
《城山南断層による地震》



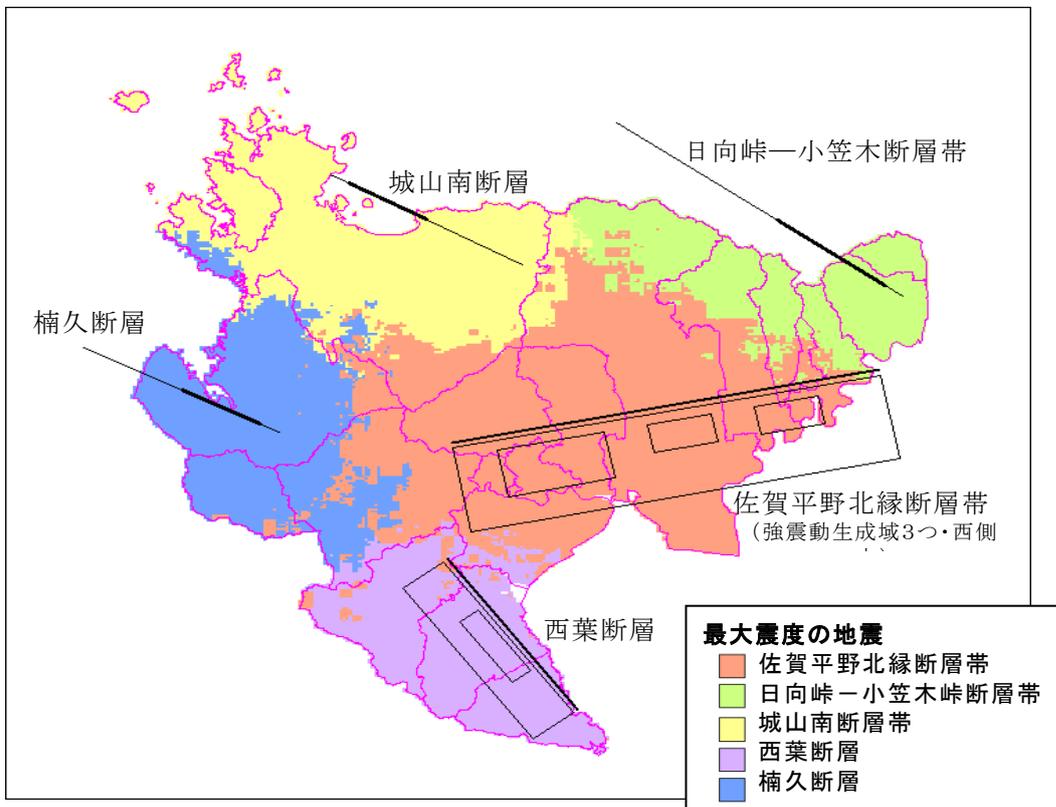
《西葉断層による地震》



《楠久断層による地震》



《各断層（帯）による地震で予測される地表計測震度の最大値による地域区分》



※県内の各地点を各断層による地震の地表計測震度からみた場合にその地点でどれが優勢かで色分け

## 2 想定地震による被害の想定

想定地震による地震被害想定は、揺れによる建物被害想定、液状化による建物被害想定、急傾斜地崩壊による建物被害想定、地震火災による焼失棟数想定、各種地震被害による人的被害想定、ライフラインの被害想定、交通施設の被害想定、生活支障の想定、災害廃棄物の想定、経済被害の想定を、主に中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法を用いて行った。

被害想定は、時間帯別の滞留人口及び冬と夏の出火率の違いを考慮し、次の3つの被害シーンで実施した。

- ・冬 深夜 大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者数が最も多くなるケース
- ・夏 昼12時 大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- ・冬 夕18時 火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

地震の被害想定の結果一覧表

被害項目		震源断層			佐賀平野北縁断層帯 ケース3			佐賀平野北縁断層帯 ケース4			日向峠-小笠木峠断層帯			
		季節・時間			冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	
建物被害	建物棟数 (棟)	498,000									498,000			
	全壊・焼失棟数 (棟)	約55,000	約56,000	約58,000	約53,000	約54,000	約57,000	約12,000	約12,000	約13,000	約12,000	約12,000	約13,000	
	全壊・焼失率 (%)	11	11	12	11	11	11	2	2	3	2	2	3	
	半壊棟数 (棟)	約58,000									約58,000			
	半壊率 (%)	12									12			
人的被害	滞留人口 (人)	850,000	857,000	854,000	850,000	857,000	854,000	850,000	857,000	854,000	850,000	857,000	854,000	
	死者数 (人)	約4,300	約3,000	約4,000	約3,800	約2,200	約3,200	約790	約400	約630	約790	約400	約630	
	死者率 (%)	0.5	0.4	0.5	0.4	0.3	0.4	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	
	負傷者数 (人)	約16,000	約12,000	約13,000	約15,000	約11,000	約12,000	約4,100	約3,100	約3,300	約4,100	約3,100	約3,300	
	負傷者率 (%)	1.8	1.4	1.5	1.8	1.3	1.4	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	
	自力脱出困難者数 (人)	約8,400	約5,600	約6,600	約8,000	約5,400	約6,400	約2,000	約1,600	約1,800	約2,000	約1,600	約1,800	
	自力脱出困難者率 (%)	1.0	0.7	0.8	0.9	0.6	0.7	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
ライフライン被害 <被災直後>	電力	電灯軒数 (軒)	約377,000									約377,000		
		停電軒数 (軒)	約13,000	約15,000	約18,000	約12,000	約14,000	約17,000	約2,500	約2,600	約2,900	約2,500	約2,600	約2,900
		停電率 (%)	3	4	5	3	4	4	1	1	1	1	1	1
	上水道	給水人口 (人)	807,000									807,000		
		断水人口 (人)	約422,000	約423,000	約424,000	約414,000	約414,000	約415,000	約147,000	約147,000	約147,000	約147,000	約147,000	約147,000
		断水率 (%)	52	52	53	51	51	51	18	18	18	18	18	18
	下水道	処理人口 (人)	534,000									534,000		
		機能支障人口 (人)	約40,000	約43,000	約47,000	約40,000	約42,000	約46,000	約14,000	約14,000	約15,000	約14,000	約14,000	約15,000
		機能支障率 (%)	8	8	9	7	8	9	3	3	3	3	3	3
	固定電話	回線数 (回線)	191,000									191,000		
		不通回線数 (回線)	約11,000	約13,000	約15,000	約11,000	約12,000	約14,000	約2,100	約2,200	約2,400	約2,100	約2,200	約2,400
		不通回線率 (%)	6	7	8	6	6	8	1	1	1	1	1	1
	携帯電話	停波基地局率 (%)	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
		不通リンク	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E
	都市ガス	復旧対象需要家数 (戸)	約30,000	約30,000	約29,000	約30,000	約30,000	約29,000	約37,000	約37,000	約37,000	約37,000	約37,000	約37,000
		供給停止戸数 (戸)	約8,300	約8,100	約7,800	約8,600	約8,400	約8,000	約5,000	約5,000	約4,900	約5,000	約5,000	約4,900
		供給停止率 (%)	28	28	27	29	28	27	14	14	13	14	14	13
	LPガス	復旧対象消費者戸数 (戸)	約181,000	約181,000	約180,000	約181,000	約181,000	約181,000	約211,000	約211,000	約211,000	約211,000	約211,000	約211,000
		供給停止戸数 (戸)	約6,400	約6,300	約6,300	約6,100	約6,100	約6,000	約3,300	約3,300	約3,200	約3,300	約3,300	約3,200
		供給停止率 (%)	4	4	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2
	生活支障 <被災1週間後>	避難者	夜間人口 (人)	850,000									850,000	
避難者数 (人)			約177,000	約179,000	約182,000	約174,000	約175,000	約178,000	約51,000	約52,000	約52,000	約51,000	約52,000	約52,000
うち避難所 (人)			約88,000	約89,000	約91,000	約87,000	約88,000	約89,000	約26,000	約26,000	約26,000	約26,000	約26,000	約26,000
避難者率 (%)			21	21	21	20	21	21	6	6	6	6	6	6
物資		食料 (食/日)	約318,000	約321,000	約327,000	約312,000	約315,000	約321,000	約93,000	約93,000	約94,000	約93,000	約93,000	約94,000
		飲料水 (ℓ/日)	約997,000	約997,000	約998,000	約981,000	約981,000	約982,000	約321,000	約321,000	約321,000	約321,000	約321,000	約321,000
		毛布 (枚)	約109,000	約111,000	約115,000	約107,000	約109,000	約113,000	約28,000	約28,000	約29,000	約28,000	約28,000	約29,000
災害廃棄物	災害廃棄物 (万m <sup>3</sup> )	約410	約420	約430	約400	約410	約420	約100	約100	約100	約100	約100	約100	
経済被害	被害額 (兆円)	約3	約3	約3	約3	約3	約3	約1	約1	約1	約1	約1	約1	

一：被害なし、対象なし 0：小数点以下は四捨五入して表現 E：携帯電話不通リンクE＝停電率・不通回線率のいずれも  
(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っている。

・1,000未満：1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入 ・10,000以上：100の位を四捨五入

地震の被害想定の結果一覧表

被害項目		震源断層			城山南断層			桶久断層			西葉断層		
		冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	建物棟数 (棟)	498,000			498,000			498,000					
	全壊・焼失棟数 (棟)	約2,600	約2,600	約2,600	約910	約910	約920	約4,200	約4,200	約4,200			
	全壊・焼失率 (%)	1	1	1	0	0	0	1	1	1			
	半壊棟数 (棟)	約8,900			約6,100			約9,300					
	半壊率 (%)	2			1			2					
滞留人口 (人)	850,000	857,000	854,000	850,000	857,000	854,000	850,000	857,000	854,000				
人的被害	死者数 (人)	約150	約110	約130	約50	約30	約40	約260	約120	約190			
	死者率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	負傷者数 (人)	約1,100	約600	約750	約860	約470	約600	約1,700	約1,100	約1,300			
	負傷者率 (%)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1			
	自力脱出困難者数 (人)	約320	約170	約230	約130	約80	約90	約470	約250	約330			
自力脱出困難者率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0				
ライフライン被害 <被災直後>	電力	電灯軒数 (軒)	約377,000			約377,000			約377,000				
		停電軒数 (軒)	約350	約350	約350	約150	約150	約160	約470	約490	約530		
		停電率 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	上水道	給水人口 (人)	807,000			807,000			807,000				
		断水人口 (人)	約50,000	約50,000	約50,000	約52,000	約52,000	約52,000	約59,000	約59,000	約59,000		
		断水率 (%)	6	6	6	6	6	6	7	7	7		
	下水道	処理人口 (人)	534,000			534,000			534,000				
		機能支障人口 (人)	約1,700	約1,700	約1,700	約750	約750	約760	約970	約980	約1,000		
		機能支障率 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	固定電話	回線数 (回線)	191,000			191,000			191,000				
		不通回線数 (回線)	約430	約430	約430	約180	約180	約190	約500	約510	約560		
		不通回線率 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	携帯電話	停波基地局率 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		不通リンク	E	E	E	E	E	E	E	E	E		
	都市ガス	復旧対象需要家数 (戸)	約38,000	約38,000	約38,000	約39,000	約39,000	約39,000	約40,000	約40,000	約40,000		
		供給停止戸数 (戸)	約6,600	約6,600	約6,600	約20	約20	約20	-	-	-		
		供給停止率 (%)	17	17	17	0	0	0	-	-	-		
	LPガス	復旧対象消費者戸数 (戸)	約220,000	約220,000	約220,000	約221,000	約221,000	約221,000	約218,000	約218,000	約218,000		
供給停止戸数 (戸)		約1,400	約1,400	約1,400	約1,400	約1,400	約1,400	約1,500	約1,500	約1,500			
供給停止率 (%)		1	1	1	1	1	1	1	1	1			
生活支障 <被災1週間後>	避難者	夜間人口 (人)	850,000			850,000			850,000				
		避難者数 (人)	約15,000	約15,000	約15,000	約10,000	約10,000	約10,000	約17,000	約17,000	約17,000		
		うち避難所 (人)	約7,300	約7,300	約7,300	約5,000	約5,000	約5,000	約8,400	約8,400	約8,500		
		避難者率 (%)	2	2	2	1	1	1	2	2	2		
	物資	食料 (食/日)	約26,000	約26,000	約26,000	約18,000	約18,000	約18,000	約30,000	約30,000	約30,000		
飲料水 (ℓ/日)		約95,000	約95,000	約95,000	約90,000	約90,000	約90,000	約112,000	約112,000	約112,000			
毛布 (枚)		約6,400	約6,400	約6,400	約2,600	約2,600	約2,600	約8,000	約8,000	約8,100			
災害廃棄物	災害廃棄物 (万m <sup>3</sup> )	約20	約20	約20	約10	約10	約10	約30	約30	約30			
経済被害	被害額 (兆円)	約0.2	約0.2	約0.2	約0.1	約0.1	約0.1	約0.3	約0.3	約0.3			

- :被害なし,対象なし    0:小数点以下は四捨五入して表現    E:携帯電話不通リンクE=停電率・不通回線率のいずれも  
 (注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。  
 概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っている。  
 ・1,000未満 : 1の位を四捨五入    ・1,000以上10,000未満 : 10の位を四捨五入    ・10,000以上 : 100の位を四捨五入

**第3項 津波による被害の想定**

1 想定津波の設定

「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年12月14日 法律第123号）及び「津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2.00」（平成24年10月 国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室）に則して、最大クラスの津波を想定し、その津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を設定する。

(1) 波源の設定

想定する津波の波源については、以下のとおり設定した。

○松浦沿岸（玄界灘）

- ・西山断層帯（ $M_w = 7.6$ ）

※「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」（国土交通省・内閣府・文部科学省 平成26年8月公表）におけるF60断層）

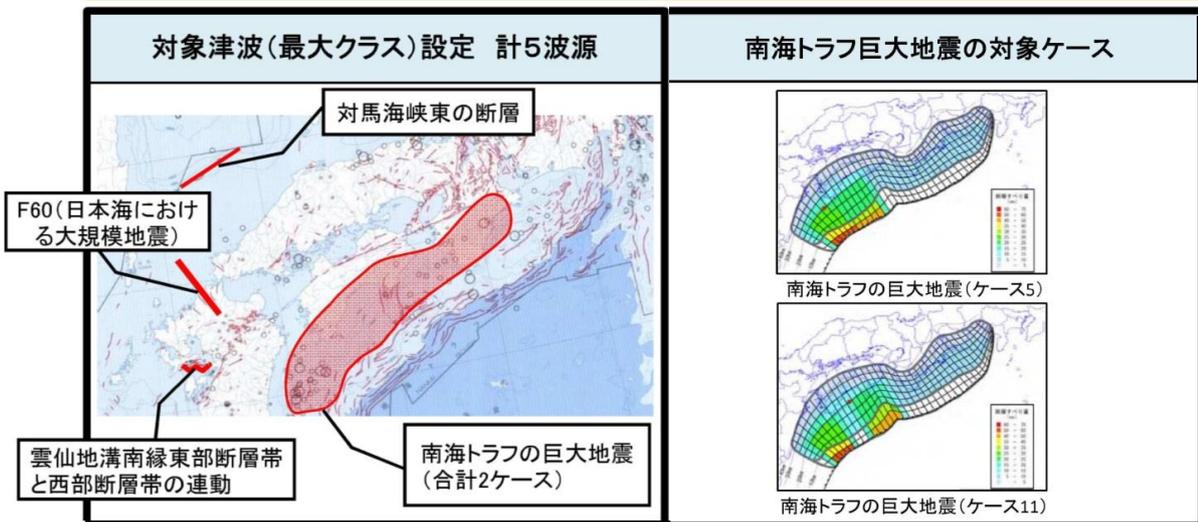
- ・対馬海峡東の断層（ $M_w = 7.4$ ）

○有明海沿岸

- ・雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動（ $M_w = 7.1$ ）

- ・南海トラフ巨大地震（ $M_w = 9.1$ ）

※「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第2次報告）津波断層モデル編」（内閣府 平成24年8月公表）におけるケース5及びケース11



(2) 津波の概要及び浸水想定

各波源による津波の予測結果は次のとおりである。

なお、浸水想定図については、単独波源ではなく、玄界灘側、有明海側ごとに各波源の予測結果を重ね合わせ、最大となる浸水域及び浸水深を示している。

潮位：初期潮位は、松浦沿岸海岸保全基本計画（平成17年10月）及び有明海沿岸海岸保全基本計画に記載されている朔望平均満潮位を採用し、玄

界灘：T P 1. 2 2 m、有明海：T P 2. 7 2 mに設定した。また、河川内の水位については、平水流量又は沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位にした。

堤防：耐震性の技術的評価がなされていない堤防については、地震発生後すぐに、震度等に関係なく一律に堤防高の75%が沈下するものとした。

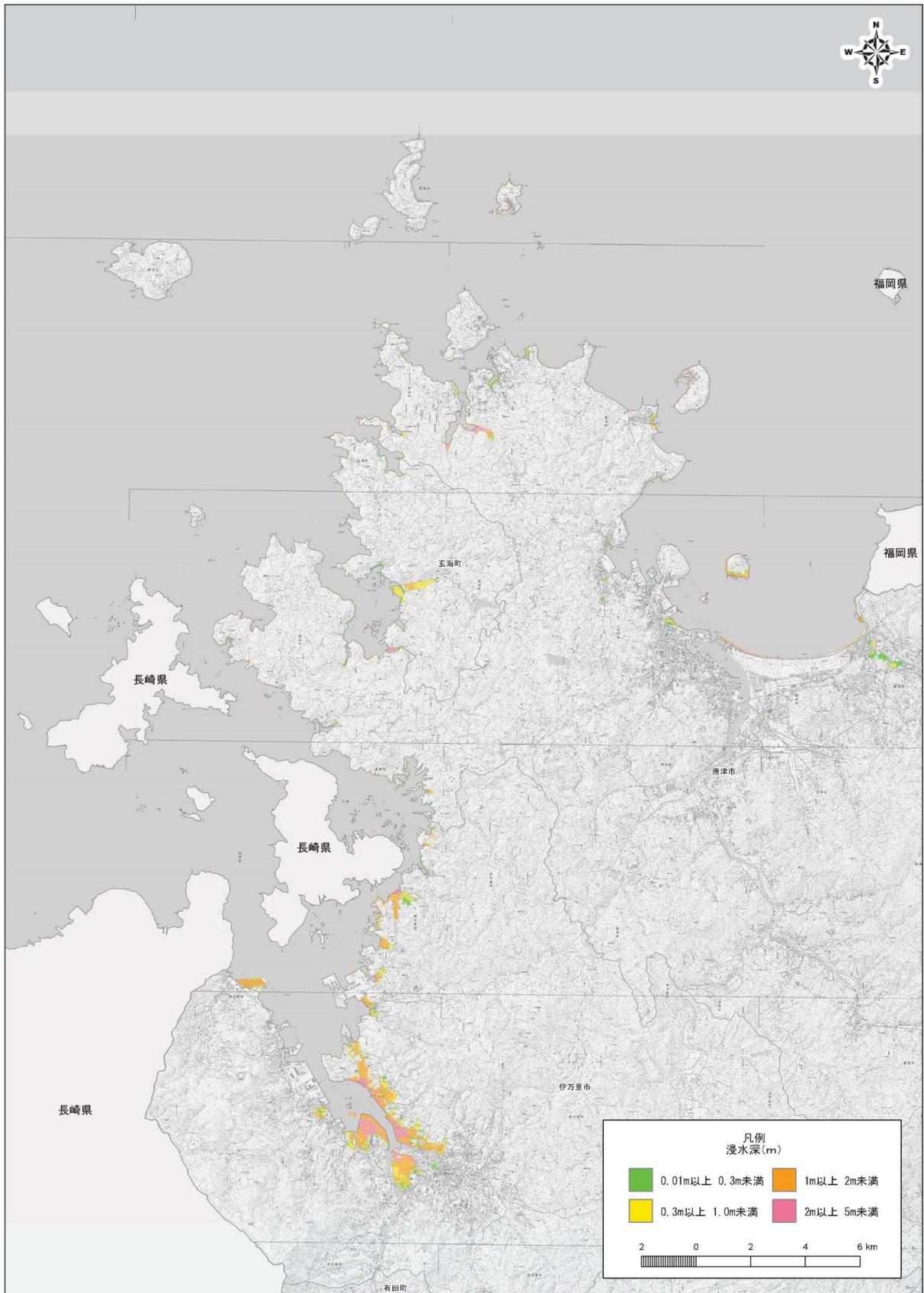
【市町毎の想定最大津波高等】



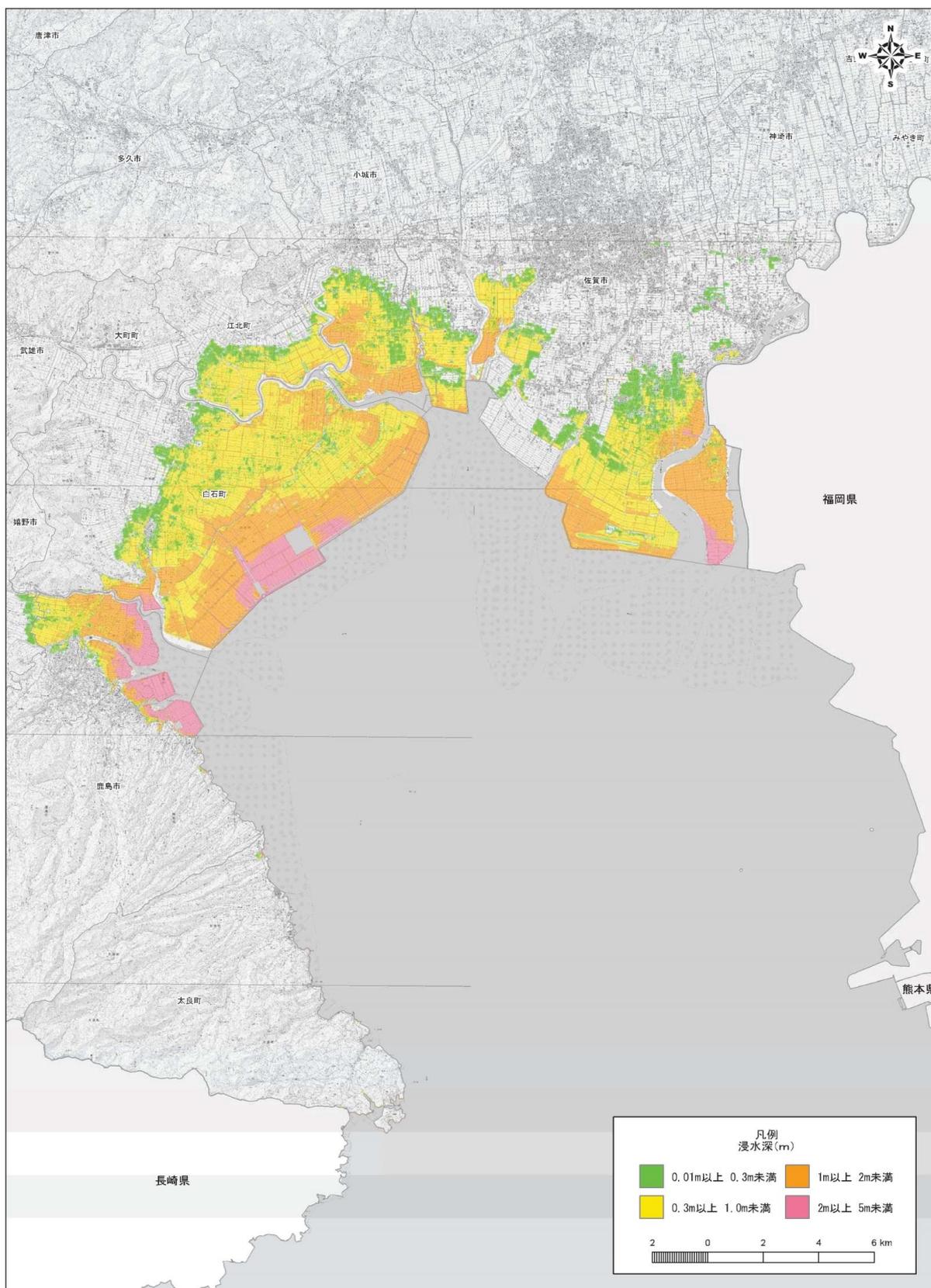
松浦沿岸	想定最大津波高			最大津波到達時間 ((3)の到達時間) (4)
	最大津波波高 (1)	潮位(TP) (2)	最大津波高(TP) (3)=(1)+(2)	
唐津市	2.18m	1.22m	3.4m	68分
玄海町	1.38m	1.22m	2.6m	88分
伊万里市	0.98m	1.22m	2.2m	167分

有明海沿岸	想定最大津波高			最大津波到達時間 ((3)の到達時間) (4)
	最大津波波高 (1)	潮位(TP) (2)	最大津波高(TP) (3)=(1)+(2)	
佐賀市	0.48m	2.72m	3.2m	286分
小城市	0.38m	2.72m	3.1m	290分
白石町	0.48m	2.72m	3.2m	289分
鹿島市	0.48m	2.72m	3.2m	299分
太良町	0.78m	2.72m	3.5m	48分

【浸水想定図（玄界灘）】



【浸水想定図（有明海）】



※ 有明海沿岸については、太良町の一部を除いて、海岸堤防からの直接の浸水箇所はほとんどなく、浸水箇所の多くは河川堤防の沈下による流入となっている。これは、「津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2.00」による堤防沈下条件（耐震性の技術的評価がなされていなければ、地震発生後すぐに、震度等に関係なく一律に堤防高の75%が沈下する）に起因するものである

2 想定津波による被害の想定

津波の被害想定は、波源位置が佐賀県に距離的に近い玄界灘は西山断層帯（F60）による地震を、有明海は雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動による地震を波源として設定し、主に中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法を用いて行った。

ただし、有明海側の人的被害（死者・負傷者）については、浸水想定における河川堤防の沈下に係る条件設定に起因し、地震発生直後から（津波到達よりも前に）堤内側に浸水する現象が多く発生する一方、津波による直接の浸水ではないことから、内閣府の大規模水害の被害想定等を参考に、手法を一部改良した。

被害想定は、時間帯別の滞留人口の違いを考慮し、次の3つの被害シーンで実施した。

- ・ 深夜 人口のほとんどが住宅にいるケース
- ・ 昼12時 人口が事務所・学校に移動しているケース
- ・ 夕18時 上記2つの中間時間帯のケース

夏季の海水浴客については全ての海水浴場の入込客数データが揃っていないため考慮しないこととしたこと、火災の被害（火器の使用）は津波被害には影響しないことなどから、津波の被害想定に当たっては、地震の被害想定とは異なり夏と冬の季節区分は設定していない。

一方で、発災の時間帯に起因する被害の増減の要因として、夜間における避難開始の遅れや避難速度の低下については考慮にされている。

また、人的被害については、避難の開始時期によっても変わってくることから、次の①～②)の4ケースを想定して検討した

【避難の有無、避難開始時期の設定（中央防災会議）】

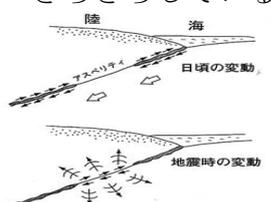
		避難行動別の比率		
		避難する		切迫避難 あるいは 避難しない
		すぐに避難する (直接避難)	避難するが すぐには避難 しない (用事後避難)	
①	早期避難者比率が低い場合	20%	50%	30%
②	早期避難者比率が高い場合	70%	20%	10%
③	早期避難者比率が高い場合(避難呼びかけ)	70%	30%	0%
④	全員が発災後すぐに避難を開始した場合	100%	0%	0%

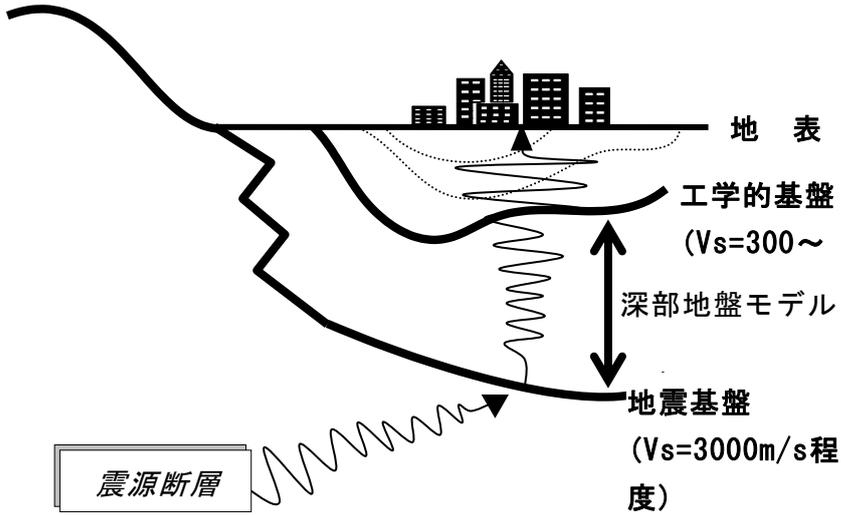
津波の被害想定の結果一覧表

		玄界灘			有明海			
		西山断層帯			雲仙地溝帯 南縁東部断層帯と西部断層帯 の連動地震			
		深夜	12時	18時	深夜	12時	18時	
建物被害	建物棟数(棟)	116,000			226,000			
	全壊(棟)	約30			約210			
	半壊(棟)	約590			約6,900			
	計(全半壊)(棟)	約620			約7,100			
	全半壊率(%)	0.5			3.1			
人的被害	早期避難者比率が低い場合	滞留人口(人)	190,000	190,000	190,000	387,000	397,000	393,000
		死者(人)	約30	約30	約30	約260	約180	約210
		負傷者(人)	約340	約340	約330	約2,600	約1,800	約2,000
		死者率(%)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
		負傷者率(%)	0.2	0.2	0.2	0.7	0.5	0.5
	早期避難者比率が高い場合	滞留人口(人)	190,000	190,000	190,000	387,000	397,000	393,000
		死者(人)	約20	約20	約20	約90	約60	約70
		負傷者(人)	約230	約240	約240	約1,500	約970	約1,100
		死者率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		負傷者率(%)	0.1	0.1	0.1	0.4	0.2	0.3
	早期避難者比率が高い場合 + 避難呼びかけ	滞留人口(人)	190,000	190,000	190,000	387,000	397,000	393,000
		死者(人)	約10	約10	約10	約10	約10	約10
		負傷者(人)	約180	約200	約190	約1,100	約630	約770
		死者率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		負傷者率(%)	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	0.2
	全員が発災後すぐに避難を開始した場合	滞留人口(人)	190,000	190,000	190,000	387,000	397,000	393,000
		死者(人)	約10	約10	約10	約10	約10	約10
		負傷者(人)	約170	約190	約190	約980	約560	約690
		死者率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		負傷者率(%)	0.1	0.1	0.1	0.3	0.1	0.2
災害廃棄物等	災害廃棄物(m <sup>3</sup> )	約2,800			約16,000			
	津波堆積物(m <sup>3</sup> )	約229,000～約366,000			約2,823,000～約4,516,000			
	計(m <sup>3</sup> )	約232,000～約369,000			約2,839,000～約4,532,000			

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。  
概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。  
・1,000未満：1の位を四捨五入　・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入  
・10,000以上：100の位を四捨五入

【参考】用語集

<p>※1 断層パラメータ</p>	<p>地下で断層がどのようになっているかは、断層の走向、傾斜角、すべり角という三つの数値で表現され、これを断層パラメータと言ひ、それぞれ次のようなことを示している。</p> <p>走 向：断層が水平方向でどの方向に伸びているか              傾 斜 角：断層面が水平面からどれだけ傾いているか              すべり角：断層がどの方向に動いたか</p>
<p>※2 微地形区分</p>	<p>土地条件図をもとにした地形区分で、国土数値情報に含まれる地形区分よりも細分類されたものをいう。</p> <p>なお、土地条件図とは、全国の主な平野とその周辺について、土地の微細な高低と表層地質によって区分した地形分類や低地について1mごとの地盤高線、防災施設などの分布を示した2万5千分の1の地図である。防災施設、災害を起こしやすい地形的条件なども表示してあり、自然災害の危険度を判定するのにも役立つ地図である。</p>
<p>※3 強震動予測 (簡便法)</p>	<p>地震規模、震源距離、地盤増幅率等の少数のパラメータにより、経験的に得られた最大加速度等の距離減衰式を用いる手法。震源や地下構造に関する詳細な情報がない場合でも適用可能であり、平均的な広範囲の地震動分布を容易に評価できるとされている。</p>
<p>※4 強震動予測 (詳細法)</p>	<p>断層破壊過程や地下構造の固有の性質を、数多くのパラメータを用いて詳細にモデル化する手法。</p>
<p>※5 特性化震源モデル</p>	<p>強震動予測で特に重要と考えられている周波数帯域（周期1秒前後）の地震動を評価可能なように単純化された震源モデル。実際の地震の震源破壊過程は、非常に複雑な現象であるが、目的を絞りモデルを単純化することにより、震源モデルを記述するパラメータ数が減少する。</p>
<p>※6 強震動生成域 (アスペリティ)</p>	<p>断層面のなかで特に強い地震波（強震動）を発生させる領域であり、従前はアスペリティと呼ばれていた。地震は、地下の岩盤が急激にずれることによって生じる。また、その岩盤のずれは決して断層面全体にわたって一様ではなく、大きくずれるところとほとんどずれないところがある。通常は強く固着しているが、地震時に急に大きくずれるところであり、つまり強い地震動を発生する領域となる。なお、アスペリティとは、英語のAsperityのことで、「ざらざらしていること、隆起」という意味である。</p> <div style="text-align: center;">  <p>アスペリティとその周辺の断層運動</p> </div>

<p>※7 モーメントマグニチュード (Mw)</p>	<p>断層運動の大きさを表す量として、「地震モーメント (<math>M_0</math>) 」というものがある。この地震モーメントから決定されたマグニチュードが、「モーメントマグニチュード (Mw) 」である。なお、実際には断層運動そのものを観測しなくても、地震計の記録から得られる「地震波のスペクトルの長周期成分の強さ」から計算することが出来る。</p> <p>気象庁マグニチュード等その他のマグニチュードは、あくまでも「地震の強度を示す尺度」ということに重点が置かれ、その物理的意味は曖昧である。一方、モーメントマグニチュードは、「断層運動に対応する量」ということでその物理的な意味ははっきりしているといえる。</p> <p>「モーメントマグニチュード (Mw) 」と「地震モーメント (<math>M_0</math>) 」には、<math>M_w = (\log M_0 - 16.1) / 1.5</math> の関係が定義される。</p>
<p>※8 工学的基盤</p>	<p>地盤振動に影響を及ぼす要因のうち、観測点近傍の表層地盤構造を、他の要因（例えば、震源からの距離、深層地盤構造など）から分離するために設定される境界。</p> <p>地盤の振動を解析する上では、振動する要因が多く含まれている表層地盤に着目するため、振動する要因の比較的少ない地盤との境界（工学的基盤）を便宜上設定する。</p> <p>耐震工学では、S波速度にして、300～700m/sの地層となる。</p>  <p>一方で、地震動は浅い軟弱な地層で著しく増幅されるが、そうした増幅の影響を受けない地下深部の基盤面を考えると、震源からの距離があまり違わなければ、基盤面に入射する波はどこでもほぼ同じと考えられる。この基盤を「地震基盤」と呼ぶ。具体的には、深さ十数kmまでの上部地殻のS波速度は毎秒3～3.5kmとほぼ</p>

	一定であるため、地殻最上部のS波速度毎秒3kmの地層を地震基盤と呼んでいる。
※9 深部地震モデル	地震基盤から工学的基盤までの地盤モデルのこと。一方で、工学的基盤から地表までの地盤モデルを浅部地盤モデルという。
※10 統計的グリーン関数法	地震波形の数値計算方法の一種。多数の観測記録の平均的特性を持つ波形を要素波（グリーン関数）として、想定する断層の破壊過程に応じて足し合わせて地震波形を計算する方法。
※11 速度構造モデル	地盤内における地震波の速度の分布。P波とS波で構造は異なる。
※12 計測震度	震度は、約100年前に観測が始まって以来、人体感覚や被害の状況などに基づいて決定されてきた。この震度は地震動の強さの尺度として優れたものであるが、感覚で判断するものであるため、個人差がどうしても残り、また観測点の増加の障害となっていた。しかし最近では震度の機械観測も可能になり、1993年頃から計測震度計の配備が始まり、現在ではすべての気象官署に配備されている。計測震度は、基本的には加速度計で記録した地震波形に処理を施し、処理後の最大加速度から計算して算出している。
※13 応答計算	地震波の伝播の計算方法の一種。基盤からの地震波形を入力として、多くの地層間で地震波が多重反射しながら伝わっていく過程を計算する手法やその計算を指す。地盤が地震動による入力に対して比例した出力返す場合の計算手法。

## 第4節 地震・津波災害防災対策の実施に関する目標

### 第1項 基本的考え方

平成16年（2004年）の新潟県中越地震、平成17年の福岡県北西沖地震など、それまで想定されていなかった地域の直下で相次いで地震が発生するなど、地震は全国どこでも起こるおそれがあることから、効果的かつ効率的な地震防災対策を推進するため、地震防災対策特別措置法に基づき、地震・津波災害対策の実施に関する目標を定めることとする。

### 第2項 実施目標

地震・津波災害による人的被害の軽減を図ることを目標とする。

### 第3項 推進方法

この目標を達成するため、別に定める「佐賀県地震減災対策アクションプラン」を着実に推進することとし、基本理念として掲げる「自助、共助、公助の結びつきによる“防災・減災さが”の実現を目指します。」のもと、県が実施するアクションを着実に推進するとともに県民、地域コミュニティ、事業者、市町などが主体となって行うアクションについても促進や支援に努めるものとする。

《推進体制イメージ》



## 第5節 地震・津波災害に関する調査研究の推進

<p><b>第1項 地震・津波災害に関する調査研究の推進</b></p>	<p>各防災関係機関 県（危機管理防災課）</p>
--------------------------------------	-------------------------------

同時かつ広範囲に、大規模な被害を生じる地震・津波災害に対して、総合的、計画的な防災対策を推進するためには、社会環境の変化に応じて、災害要因の研究、被害想定により一層の充実を図っていくことが重要である。

このため、各防災関係機関は、地震・津波災害に関する各種の調査研究の実施に努めるものとする。

また、災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、防災対策の強化に資することから、諸外国に対しても広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

### 1 活断層に関する調査

活断層については、平成7年阪神・淡路大震災において注目されたところであり、今後、本県においても調査研究に努めるものとする。

### 2 被害想定に関する調査研究

地震災害に係る被害想定は、防災対策を進めていくうえで重要であり、本県においては、今後とも、科学の発展や社会的条件の変化などにより、大学等研究機関の協力を得て、必要に応じ、調査研究を進めるものとする。

## 第2章 地震災害対策における災害予防対策計画

### 第1節 安全・安心なまちづくり

市及びその他の防災関係機関は、以下の施設等整備や対策の推進等を図るものとし、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

<b>第1項 市域保全施設の整備</b>	国、県の河川管理者、海岸管理者及び施行者、 ため池の管理者 市（上下水道局、農地林務課、水産課、道路河川管理課、都市計画課、みたと振興課、建築住宅課）
----------------------	---

#### 1 地盤災害防止施設等の整備

##### (1) 治山施設の整備

###### ア 山地災害危険箇所の点検

市は、山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行う。

###### イ 山地災害危険箇所の周知等

市は、山地災害危険箇所について、県と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

##### (2) 砂防施設の整備

市は、土石流発生の危険性が高い溪流について、県と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

##### (3) 地すべり防止施設の整備

市は、地すべり防止区域について、県と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

##### (4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

###### ア 急傾斜地崩壊防止事業の推進

市は、地震に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備に努める。

###### イ 急傾斜地崩壊危険区域の周知等

市は、急傾斜地崩壊危険区域について、県と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

#### 《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
・急傾斜地崩壊防止対策事業(県) ・急傾斜地崩壊防止事業(市)	急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工等	県・市

##### (5) 土砂災害のソフト対策

###### ア 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の調査を実施し、関係市町長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限（許可制）

(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

(ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

(エ) 勧告による移転者への融資及び資金の確保

イ 土砂災害警戒情報等の提供

市長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表する。

これらの情報を、県は、佐賀県防災GIS等により市町へ伝達する。

市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、防災ラジオ、広報車、携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）など保有するあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

(ア) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

(イ) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知するとともに一般に周知する。

ウ 警戒避難体制の整備

県は、インターネット等により、雨量、土砂災害危険度情報、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等情報の提供を行う。

市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する下記の事項について定めるものとする。

(ア) 避難指示等の発令基準

市は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直す。

(イ) 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所について周知を行う。

(ウ) 避難指示等の発令対象区域

土砂災害警戒区域、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。

(エ) 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報（緊急安全確保）等についての情報の収集及び伝達体制を定め、住民への周知を行う。

(オ) 避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法について定める。

(カ) 災害時要配慮者への支援

災害時要配慮者関連施設、在宅の災害時要配慮者に対する情報の伝達体制を定め、災害時要配慮者情報の共有を図る。

(キ) 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

(6) 災害危険区域内の災害危険住宅等の移転の推進

がけ地の崩壊及び土石流等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域から危険住宅の移転を促進する。（地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例（平成17年条例第256号））

(7) 地盤の液状化対策の推進

公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

また、大規模開発に当たっては、十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及をはじめ、住民への適切な情報提供等を図る。

2 河川、海岸、下水道及びため池施設の整備

(1) 河川関係施設の整備

ア 河川関係施設の整備の推進

河川管理者は、堤防、ダム、水門、排水施設などの河川関係施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に耐震性及び施設操作の自動化や遠隔操作化等による津波に対する安全性の確保に努める。

イ 水門等の管理

河川管理者は、津波の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保される事を前提としたうえで操作するものとする。

また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における地震等に

起因する二次災害の防止に努める。

(2) 海岸施設の整備

ア 海岸関係施設の整備の推進

海岸管理者及び施工者は、海岸堤防、水門、排水施設などの海岸関係施設の地震及び津波に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に耐震性及び施設操作の自動化や遠隔操作化等による津波に対する安全性の確保に努める。

また、現存する二線堤には、海水流の流入拡散を阻止し被害を最小限に抑える機能を持たせることが可能なものも存在するため、海岸管理者及び関係者は、その防護機能を把握したうえで、適正な維持管理を行うよう努める。

イ 水門等の管理

海岸管理者は、津波の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門、樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、背後地における地震等に起因する二次災害の防止に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
高潮対策事業	津波、高潮、波浪による災害を防止するための海岸保全施設の新設・改修など	県・市
侵食対策事業	特に侵食が著しく災害を受けるおそれの高い海岸を保全するための海岸保全施設の整備を図る。	
海岸環境整備事業	国土保全と併せて海岸環境を整備し、安全で快適な海浜利用の増進を目的とした海岸保全施設の整備を図る。	
津波・高潮危機管理対策緊急事業	既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策の促進を図る。	
海岸耐震対策緊急事業	海岸保全施設である護岸・堤防等の耐震対策を緊急的に実施する。	
海岸メンテナンス事業	海岸保全施設の老朽化調査、対策計画及び対策工事を一体的に実施する。	
公有地造成護岸等整備統合事業	公共用地確保のための埋立地での海岸保全施設の整備を図る。	

(3) 下水道施設の整備

市は、地震に対する安全性を確保するため、雨水幹線水路及び排水機場等の計画的な整備に努める。また、日常の巡視及び点検を実施するとともに、地震後には速やかに点検するものとする。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
公共下水道事業	都市の浸水被害を防除するための施設整備を行う。	市

(4) ため池施設の整備

ア ため池の整備の推進

ため池の管理者は、老朽化の著しいもの又は決壊により著しい災害をもたらす可能性のあるため池について、現地調査を実施するなど、施設の危険度を判定し、必要があれば補強を実施するなどその適切な管理に努める。

イ ため池の危険度の周知等

ため池の管理者は、堤防決壊時の危険区域について地域住民に周知するとともに、災害時の連絡体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
ため池等整備事業 (ため池整備工事)	老朽化した農業用ため池を整備し、人命、人家、公共施設等の保全を図る。	県
ため池等整備事業 (用排水施設整備工事)	溢水被害等の発生防止を図るため、用排水路の整備を行う。	県・市

<b>第2項 公共施設、交通施設等の整備</b>	国、県警察、道路管理者、港湾管理者、鉄道事業者、漁港管理者、市（消防本部、危機管理防災課、農地林務課、建築住宅課、道路維持課、都市計画課、教育総務課、上下水道局）
--------------------------	---

1 構造物・施設等の耐震設計の基本方針

- (1) 供用期間中に1～2程度発生する確率を持つ一般的な地震動に対して、機能に重大な支障が生じないこと。
- (2) 直下型地震または海溝型大地震に起因する高レベルの地震動に対して、人命に重大な影響を与えないこと。
- (3) 構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮して、高レベルの地震動に対しても、他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
  - ア 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
  - イ 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼす恐れがあるもの
  - ウ 多数の人々を収容する建築物等

(4) 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討する。

2 公共施設等の耐震性の確保

市、消防本部は、昭和56年の建築基準法改正前の耐震基準により建築された公共施設等（特に、各庁舎、避難所となる学校・公民館等の施設、病院等施設）について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、防災上の重要度を考慮し、年次毎に耐震診断目標数値を設定し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設に、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

《防災上重要な施設など》

施設の種類	施設の名称
災害応急対策活動に必要な施設	本庁舎、市民センター庁舎、警察署など
救護活動施設	消防関係施設、保健福祉事務所、病院
避難所として位置づけられた施設	学校、公民館、集会施設、公園など
多数の者が利用する施設	図書館、集会施設、福祉施設など

3 道路（交通施設）の耐震性の確保

一般国道、県道、市道の各道路管理者、県警察は、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障を生じないように年次毎に耐震点検目標数値を設定し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

また、道路管理者は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、災害時には迅速な通行止などの危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

《特に重点とする施設》

- (1) 橋梁及び横断歩道橋
- (2) トンネル
- (3) 信号機
- (4) 落石等通行危険箇所対策

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
道路事業	道路の新設・改良、補修の実施	国・県・市
街路事業	都市計画街路の新設・改良の実施	

交通安全事業	歩道の新設・改良、補修の実施	
道路防災事業	落石等危険箇所の整備	
橋梁補修事業	落橋防止対策等耐震対策の実施	

#### 4 港湾（輸送施設）の耐震性の確保

港湾管理者は、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障を生じないように、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

##### 《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
港湾整備事業	岸壁の新設・改良、補修の実施	国・県

<b>第3項 ライフライン施設の機能の確保</b>	工業用水道事業者、九州電力送配電株式会社、電気通信事業者、都市ガス事業者 市（総務課、上下水道局）
---------------------------	--

上下水道、工業用水道、電力、電話、ガス、石油・石油ガス等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、耐震点検の実施、耐震化、液状化対策、地震災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。さらに、地震時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりに不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝（C・C・BOX）等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

#### 1 水道施設の整備

##### (1) 水道施設の耐震化

重要度の高い基幹施設や防災上重要な施設への給水施設等を中心として耐震診断を行い、その結果に基づき、施設の新設・拡張に併せて計画的な整備に努める。

##### 《重要度の高い基幹施設》

- 浄水場、配水池の構造物
- 主な管路

##### 《防災上重要な施設》

- 医療機関、社会福祉施設等

##### (2) 水道施設の点検・整備

水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

ア 耐震性の高い管材料の採用

イ 伸縮可能継手の採用

(3) 断水対策

基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努める。

(4) 資機材、図面の整備

必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

2 下水道

(1) 下水道施設の耐震化

下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）などに基づき下水道施設の耐震設計を行い、ポンプ場、処理場等の耐震化や停電対策等に努める。

(2) 下水道施設の保守点検

市は、下水道施設について、巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

(3) 資機材、図面の整備

必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

3 工業用水道施設の整備

(1) 工業用水道施設の耐震化

重要度の高い基幹施設等について耐震診断を行い、その結果に基づき、施設の新設・拡張・改良に併せて計画的な整備に努める。

《重要度の高い基幹施設》

○浄水場、配水池の構造物

○主な管路

(2) 工業用水道施設の点検・整備

工業用水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

ア 耐震性の高い管材料の採用

イ 伸縮可能継手の採用

(3) 断水対策

基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図り、緊急時の工業用水の確保に努める。

(4) 資機材、図面の整備

必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

4 電力施設等の整備

(1) 電力設備の耐震化

九州電力送配電株式会社は、災害対策基本法第39条に基づき定めた「九州電力送配電株式会社防災業務計画」により、電力設備の耐震対策を実施する。

(2) 電気工作物の巡視、点検、調査等

ア 九州電力送配電株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を実施する。

イ 九州電力送配電株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

5 電気通信設備等の整備

(1) 電気通信設備等の耐震化

電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を含む。以下本編において同じ。）は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の高信頼化のための整備を推進する。

ア 津波のおそれがある地域にある電気通信設備等については、耐水構造化を実施する。

イ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を実施する。

(2) 電気通信システムの耐震化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。

ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

イ 基幹的設備を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を促進する。

エ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2重ルート化を推進する。

6 都市ガス施設

(1) 都市ガス施設（ガス導管）の耐震性強化

都市ガス事業者は、ガス事業法並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づき設計・施工するとともに、耐震性のあるポリエチレン管への入れ替え及び敷設を推進する。

(2) 都市ガス工作物の巡視、点検及び検査

都市ガス事業者は、都市ガス工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう保持し、事故防止のため、定期的に巡視、点検及び検査を実施する。

(3) マイコンメーターの普及

都市ガス事業者は、一般家庭に、震災時に自動的にガスの供給を停止する機能を有するマイコンメーターの普及を促進する。

(4) 災害防止のための体制の確立

ア 要員の確保等

都市ガス事業者は、都市ガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、あらかじめ緊急措置及び復旧活動のための組織体制、要員の確保体制等の整備を図る。

イ 連絡体制の整備

都市ガス事業者は、事業所内にあらかじめ対策本部となるべき場所を定め、災害時優先電話、通信機器、被害状況等連絡票、需要家名簿等を整備する。

ウ 関連工事会社等との協力体制の確立

都市ガス事業者は、あらかじめ関連の工事会社等との間で、災害防止のための人員及び資機材の提供に関する協力体制を確立する。

エ 教育訓練

都市ガス事業者は、震災時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順などについて、職員教育、防災訓練を実施する。

オ 資機材等の整備

都市ガス事業者は、災害時の被害を最小限にするための応急措置・早期復旧を行うのに必要な資機材・図面を備えておくとともに、復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査しておく。

7 バックアップ対策の促進

市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるようICT部門の業務継続計画(BCP)の策定に努める。

また、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

<p><b>第4項 建築物等の耐震性の確保</b></p>	<p>一定の建築物等の所有者、文化財等及びこれらを収容する博物館等の所有者又は管理者、市（建築住宅課、生涯学習文化財課）</p>
-------------------------------	--

1 特定建築物

市は、劇場、百貨店、旅館等多数の者が利用する特定の建築物について、当該建築物の所有者が行う建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震診断、必要に応じて行う耐震改修等について、その指導に当たる。

2 一般建築物

市は、県の耐震改修促進計画に基づいて、耐震化の促進を図るとともに、住民への啓蒙を行い、建築物耐震診断技術者を養成、活用し、既存建築物の耐震診断、耐震改修を進める。

3 落下物、ブロック塀等

市は、建築物の所有者又は管理者に対し、天井材等の非構造部材や看板等の脱落防止等の落下物防止対策やエレベーターにおける閉じ込め防止等の取組を指導する。

また、ブロック塀や自動販売機等の倒壊を防止するため所有者への啓発を行い、特に通学路、避難経路、人通りが多い道路沿いに設置してあるものについては、耐震化を促進する。

#### 4 家具等の転倒防止

タンス、食器棚等の転倒防止対策について、広報活動を行う。

#### 5 文化財

文化財所有者又は管理者は、国・県・市指定の文化財等及びこれらを収容する博物館・美術館・資料館等の建築物について、国・県等の指導により、これらの文化財等の耐震性の確保に努める。

また、国・県・市指定の建造物・伝統的建造物群について、国・県等の指導により、現状の把握、耐震化の向上及び応急防災施設の整備に努める。

<b>第5項 危険物施設等の保安の強化</b>	危険物施設等の管理者等、 市（危機管理防災課、消防本部）
-------------------------	---------------------------------

#### 1 危険物施設の保全及び耐震化

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性物質施設などの施設の管理者等は、耐震点検を行うとともに、その結果に基づき必要があれば、緊急性や施設の重要性を考慮して計画的に施設の耐震改修の実施に努める。

市は、法令等に基づき、危険物施設等の耐震性の確保、護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備及び保安教育、自衛防災組織の充実強化、防災訓練の積極的实施など適切な予防措置をとるよう、施設管理者等に対して指導する。

#### 2 危険物

##### (1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所～消防法（昭和23年法律第186号）別表に定める危険物を指定数量以上製造、貯蔵又は取扱をする建築物、工作物等）について、その管理者等は、施設の基準や点検義務の規定を遵守するとともに、耐震化に努める。

##### (2) 保安指導等の強化

###### ア 監督指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合した状態を維持するよう指導監督を行うものとする。

###### イ 消防体制の強化

消防機関は、危険物の性質及び数量を常に把握し、危険物施設を有する取扱事業所等ごとの予防規程等の作成を指導する。

###### ウ 防災教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

##### (3) 取扱事業所等の自主保安の強化

ア 法令等の遵守

危険物施設の管理者等は、消防法の規定を遵守するとともに、予防規程の内容を常に取扱事業所等の操業実態に合ったものとし、危険物の災害予防に万全を期するものとする。

イ 事業所間の協力体制の確立

危険物施設の管理者等は、隣接する取扱事業所等間の自衛消防の相互応援の促進を図るとともに、消火剤、流出油処理等の防災資機材の備蓄に努める。

ウ 保安教育等の充実

危険物施設の管理者等は、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自衛防災組織の充実強化に努める。

3 高圧ガス、液化石油ガス（LPガス）

(1) 施設の保全及び耐震化

高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）は、高圧ガス施設について、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく耐震構造とするなど、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

高圧ガス事業者は、自己の責任のもとに保安の確保に努めるとともに、県等は、監督行政庁の立場から災害の予防に努める。

ア 情報連絡体制の整備

県等は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者及び関係団体を指導する。

イ 初動体制の整備

県等は、地震時の初動体制の整備について事業者等を指導する。

ウ 保安教育等の充実

県等は、従業員に対する保安教育及び防災訓練等の実施について事業者等を指導する。

(3) 液化石油ガス消費者対策

ア 県等は、販売事業者に対し、消費者が地震時にとるべき対応について、パンフレット・リーフレットの配布、テレビ・ラジオ等による周知を行うよう指導するとともに、消費者は、とるべき対応について習熟に努める。

イ 県等は、販売事業者に対し、消費先設備の耐震化を指導する。

ウ 県等は、関係団体に対し、消費先における地震時の情報収集及び二次災害防止のための体制の整備について指導する。

4 火薬類

(1) 施設の保全及び耐震化

火薬類施設（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する火薬類を製造又は貯蔵する施設）について、その事業者は、当該法令に基づく構造とし、維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

火薬類事業者は、自己の責任のもとに保安の確保に努めるとともに、県等は、監督行政庁の立場から災害の予防に努める。

ア 情報連絡体制の整備

県等は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者及び関係団体を指導する。

イ 初動体制の整備

県等は、地震時の初動体制の整備について事業者等を指導する。

ウ 保安教育等の充実

県等は、従業員に対する保安教育及び防災訓練の実施等について事業者等を指導する。

5 毒物・劇物

(1) 施設の保全及び耐震化

毒物・劇物取扱者等は、毒物・劇物施設のうち消防法、高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

また、前2法により規制を受けない毒物・劇物施設については、県は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき、保健衛生上必要に応じ立入検査を実施するとともに、耐震化の推進に努める。

(2) 保安体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

県等は、毒物・劇物取扱者等に対し、毒物・劇物によって住民の保健衛生上の危害を生じる恐れがあるときは、直ちに保健福祉事務所、警察署又は消防機関に届け出ることを指導するとともに、危険防止のための応急措置を講じるよう平常時から指導する。

イ 自主保安の強化

毒物・劇物の多量保有施設について、毒物・劇物取扱者等は、災害予防規程を作成するなど自主保安の強化を図る。

6 放射性物質

(1) 施設の保全及び耐震化

放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者（以下「放射性同位元素等の使用者等」という。）は、放射性物質取扱施設について、放射性同位元素などによる放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

ア 自主保安の強化

放射性同位元素等の使用者等は、放射性物質に係る安全管理に万全を期するものとする。

イ 安全の指導の強化

県及び関係機関は、放射性物質に対する防災対策を円滑にするため、次のような安全管理等の指導に努める。

- (ア) 放射線被ばくの予防対策の実施
- (イ) 自衛消防体制の充実
- (ウ) 通報体制の整備
- (エ) 関係者の教育・訓練の実施

7 危険物積載船舶の保安の確保

(1) 危険物等積載船舶に対する指示等

海上保安部は、港則法（昭和23年法律第174号）及び危険物船舶輸送及び貯蔵規則の定めるところにより、特定港（唐津港、伊万里港）及び特定港以外の港（呼子港、住ノ江港、諸富港）に入港する爆発物、その他の危険物を積載した船舶の停泊、停留、荷役、輸送等について、保安確保に必要な指示又は命令を行うものとする。

(2) 危険物等積載船舶に対する巡視等

海上保安部は、爆発物、その他の危険物を積載した船舶の荷役現場に、随時巡視艇、海上保安官を立ち合わせ、法令の遵守及びに荷役状況の確認、監視、指導を実施するものとする。

(3) 安全の指導の強化

ア 情報連絡体制の整備

海上保安部は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、船舶所有者等を指導する。

イ 保安教育等の充実

海上保安部は、従業員に対する保安教育及び防災訓練等の実施について船舶所有者等を指導する。

<b>第6項 都市の防災構造の強化</b>	国、県、市（都市計画課）
-----------------------	--------------

地震災害に強い都市づくりを進めるため、都市内公共空間の整備と市街地の面的整備を推進する。

1 防災空間、防災拠点の体系的整備

県、市は、市街地を自立的な防災ブロックにより構成し、各ブロック内において防災活動の拠点及び住民の避難地を体系的に整備する。

(1) 防災ブロックの形成

県、市は、都市基幹公園等の広域避難地及び住区基幹公園等の一次避難地を計画的に配置・整備し、避難地や救援物資の集配所等の救援活動拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、市街地における緑地等の延焼遮断帯の確保を図る。

(2) 住民の避難路の確保

県、市は、住民が安全に歩いて避難地に到着できる十分な幅員を有する避難路の整備を図り、多重性・代替性の確保が可能となる都市内道路を総合的・計画的に整備する。

(3) 防火対策の推進

市は、市街地における大規模火災を防止するため、防火地域・準防火地域の指定、及び既指定地域の拡大を系統的に行い、地域内の防火対策を推進する。

2 都市の再開発の促進

(1) 土地区画整理事業の推進

県、市は、安全な市街地の形成を図るため、住宅地と都市計画道路、地区内道路、公園などの公共施設の一体的整備を実施できる土地区画整理事業を推進する。

(2) 市街地再開発事業等の推進

県、市は、既成市街地における住宅等建築物の耐震化・不燃化、公園緑地、街路などのオープンスペースの確保等の事業を推進することにより、密集市街地の解消等を図り、地震災害に強い都市づくりを推進する。

(3) 広域防災拠点の機能を有する都市公園の整備

国、県は、災害時の緊急輸送、情報通信等の救援・復旧活動の大規模拠点として、広域避難地等と緊急輸送道路等で連絡された大規模な都市公園を整備する。

都市公園名	所在地	事業主体
森林公園	佐賀市	県
吉野ヶ里歴史公園	神崎市、吉野ヶ里町	国、県

第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

<b>第1項 情報の収集、連絡・伝達 応急体制手段の整備</b>	各防災関係機関、 市（消防本部、危機管理防災課、人事課、関係各課）
--------------------------------------	--------------------------------------

第1編「共通災害対策」第5章「防災、災害応急対策に資する情報収集伝達システム」第1節第1項（第1編 34ページ）、第2編「風水害対策」第2章「災害予防対策計画」第2節第1項（第2編 17ページ）を参照

<b>第2項 防災活動体制の整備</b>	各防災関係機関、 市（消防本部、危機管理防災課、人事課、関係各課）
----------------------	--------------------------------------

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 職員の参集体制の整備

ア 緊急参集可能職員の確保

市庁舎の近傍に居住する職員の中から、災害発生後緊急に参集し、「緊急初動班」として情報収集等に当たる職員を確保する。

イ 連絡手段の整備

職員は、常時、携帯電話を携行し、地震情報等の収集に努める。また、職員は、市情報メールによる参集の指示、登庁の可否や登庁先、登庁時間等の集約があるこ

とにも留意する。

ウ 災害時の職員の役割の徹底

職員は、災害対策本部が設置された場合に、各対策部及び各班が実施すべき業務について、「唐津市災害対策本部条例」、「唐津市災害対策本部規程」等を熟知し、災害時における初動体制、所属職員の役割等の周知徹底を図る。

エ 災害対応職員行動マニュアル

勤務要領等の細部は、別途各対策部がまとめた「災害対応職員行動マニュアル」による。

(2) 防災関係機関の参集体制の整備

市など防災関係機関は、防災対策推進のための配備体制や職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立する。

2 災害対策本部室等の整備

(1) 災害対策本部室等

防災活動の中核機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する本庁舎及び各市民センター等について、情報通信機器の機能充実を図るとともに、耐震診断を実施し、必要があれば、施設・設備等の耐震性の強化を図る。

(2) 食料等の確保

市は、大規模地震災害が発生した場合、災害対策を実施する職員は少なくとも2、3日間の連続した業務が予想されるため、平常時から、職員の食料等の備蓄・調達体制に配慮する。

(3) 非常用電源の確保

地震災害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電気自動車の活用を含め非常用電源施設、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄及び平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

(4) 非常用通信手段の確保

地震災害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時から、衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図るものとする。

3 市の防災拠点の整備

大規模地震災害時において、地域内での災害応急活動の現地拠点として、少なくとも市に1箇所以上の防災拠点の整備を図る。

《主な機能》

- 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- 地域の防災活動のためのオープンスペース
- ヘリポート機能
- 情報通信機能
- 耐震性防火水槽

4 コミュニティ防災拠点の整備

住民の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を

図るとともに、住民が容易に使用できる消火、防災資機材等の整備に努める。

《コミュニティ防災拠点の主な機能》

- 避難所、備蓄施設（平時には地区住民のコミュニティの拠点）
- 避難場所としての広場
- 情報通信機器
- 耐震性防火水槽

5 災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者、海岸管理者及び農業用配水施設の管理者等は、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

6 業務継続性の確保

(1) 県、市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続体制の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、県及び市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなるため、業務継続計画（BCP）の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 県及び市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

7 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

県、市及び防災関係機関は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

なお、市は、危機管理防災課など、災害時に業務が集中することが予想される部署においてパーマネントスタッフ（防災関連業務経験者の登録）制度を導入するとともに、応援対策部及び所属の人数が災害対策業務やBCPにおいて災害時にも住民が必要とする重要な行政サービスと位置付けられている業務に必要な人数を上回る所属の職員が応援要請に応えられるよう態勢を整備しておくことにより、バックアップ体制の構築を図る。

<b>第3項 救助・救急、消防及び 保健医療活動体制の整備</b>	国、県、防災関係機関、日本赤十字佐賀支部 市（消防本部、危機管理防災課、保健医療課）
---------------------------------------	---

国、県、市、医療機関及びその他の防災関係機関は、災害時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、平時から情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。

### 1 救助活動体制の整備

消防本部及び市は、大規模災害にも備えた救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに、地震災害時にその機能が有効適切に運用できるよう点検整備を実施する。

また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

### 2 保健医療活動体制の整備

#### (1) 災害時医療体制の整備

市は、県が災害拠点病院として整備している地域災害拠点病院「唐津赤十字病院」等との地震災害時の医療体制についての連携要領について検討し、消防本部と医療機関、及び医療機関相互の連絡体制等を整備する。

災害拠点病院においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努める。

#### (2) 災害時緊急医薬品等の供給体制の整備

市は、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、県と連携し災害時緊急医薬品等の供給体制整備に努める。

#### (3) 医療応援体制の整備

##### ア 都道府県間の応援体制

県は、医療の応援について都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

##### イ 関係機関の応援体制

県、市町、消防機関及び医療機関は、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

#### (4) 市における災害時医療体制の整備

市は、消防機関と医療機関、及び医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

### 3 消防活動体制の整備

#### (1) 火災防止の啓発・体制の整備

市は、地震発生時の火災防止のため、出火防止・初期消火及び火災の拡大防止について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知徹底しておくものとする。

市は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

市及び消防本部は、地域の実情に応じて、消防施設・設備、消防水利及び火災通報施設等について、年次計画を立ててその整備の推進に努める。

(3) 市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 救急搬送体制の強化

消防本部は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努める。また、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。

<b>第4項 緊急輸送活動</b>	海上保安部、県警察、道路管理者、市（危機管理防災課、商工振興課、水産課、農地林務課、道路維持課）
-------------------	--

1 緊急輸送ネットワーク

(1) 県指定の輸送拠点施設

被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点として、次の地区が指定されている。

《輸送拠点》

SAGAサンライズパーク	佐賀市
唐津市文化体育館	唐津市
佐賀競馬場	鳥栖市
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市
全天候型屋内多目的広場「みゆきドーム」	嬉野市

(2) 県指定の輸送施設

ア 港湾・漁港施設が地震災害時に救援物資、応急復旧資材、人員の海上輸送施設

海上輸送施設	唐津港、呼子港、名護屋漁港、伊万里港、住ノ江港
--------	-------------------------

イ 地震災害時において、ヘリコプター等による傷病者や、災害応急対策のための人員・物資の搬送を迅速に行う航空輸送施設

航空輸送施設	陸上自衛隊目達原駐屯地、佐賀空港
--------	------------------

ウ 国、県指定陸上輸送施設（緊急輸送ネットワーク）

国及び県は、輸送拠点や海上輸送施設、航空輸送施設に配慮し、地震災害時において、救急搬送、救援物資の輸送に重要な役割を担う緊急輸送道路を指定し、緊急輸送ネットワークを構築する。

(ア) 第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車国道、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車国道インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路

(イ) 第2次緊急輸送道路

第1次道路とネットワークを構成し、市町庁舎、警察署、消防署などの防災活動の拠点となる施設を相互に接続する幹線道路

エ 運送事業者等との連携

県及び市町は、緊急輸送活動の機能強化のため、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

2 道路・鉄道、海上輸送の確保

市は、道路管理者、県警察（公安委員会）及び鉄道事業者並びに海上保安部等と連携し、緊急輸送路等、輸送の確保に努める。

道路管理者、県警察は、緊急輸送道路について、道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の耐震性の強化に努める。また、建設業者との協定をもとに、災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進めるとともに、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

<p><b>第5項 避難及び情報提供活動</b></p>	<p>学校等・病院等・社会福祉施設・不特定多数が使用する特定施設等の管理者、 市（観光文化施設課、福祉総務課、高齢者支援課、地域包括支援課、障がい者支援課、保健医療課、農地林務課、建築住宅課、都市計画課、教育総務課）</p>
------------------------------	--

1 避難計画

(1) 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学

校等の公共的施設等を対象に、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、次の基準により指定緊急避難場所（災害時の危険を回避するために緊急的に避難する場所）及び指定避難所（災害により被害を受けた者又は被害を受ける恐れのある者を一時的に収容し保護する場所）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から住民等へ周知徹底を図るものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

市は、指定避難所の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

市が県有施設を避難場所に指定した場合には、県は当該施設の必要な整備に努める。特に、指定避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

#### ア 指定緊急避難場所

##### 指定基準

市は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれがある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定すること。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

#### イ 指定避難所

##### (ア) 指定基準

a 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

b 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な

配慮をするよう努めるものとする。

- c 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
- d 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- e 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- f 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- g 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- h 感染症対策の観点から個人間の間隔を確保できるよう、避難者1世帯あたり概ね4㎡以上確保できる施設であること。

(イ) 機能の強化

あらかじめ指定した避難場所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

対策に当たっては、高齢者、障がい者（児）、子供などの災害時要配慮者及び男女双方の視点や、ペットを連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

具体的には、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や県及び独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの

避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。

市が保有備蓄する物資の必要数量を定めるにあたっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領の改正について（令和2年11月20日）」及び「唐津市防災備蓄計画（令和3年5月20日）」に基づき想定避難者数を登録人口（住民基本台帳及び外国人登録原票の登録人口の合計）の5パーセント、食料1日分（3食）を標準とし、備蓄を維持するよう計画的な整備するものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

- a 必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備
- b 非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど災害時要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な居住性に配慮した施設・設備の整備  
また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備
- c テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備
- d 指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立
- e 飲料水の給水体制の整備
- f 支援者等の駐車スペースの確保
- g 感染症拡大防止のための物資の備蓄・供給体制の確立

### (3) 避難経路及び誘導體制

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、指定緊急避難場所に通じる避難経路（避難階段・通路等）を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

また、高齢者、障がい者（児）その他の災害時要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した災害時要配慮者の情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

- ア 災害時要配慮者の実態把握
- イ 避難経路の整備及び選定
- ウ 指定緊急避難場所の受入環境
- エ 避難誘導責任者及び援助者の選定

さらに、避難誘導にあたっては、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることに配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

市は、市地域防災計画の中に、避難誘導や上記に関する計画を定めておくものとし、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

県の保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

#### (4) 指定避難所の管理運営

市は、指定避難所の管理運営を円滑に実施するため、市が策定した「避難所運営基本マニュアル」等に基づき、避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施する。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。また、避難所運営マニュアルの作成の際には、男女共同参画の視点を取り入れるなど、様々な方が安心して避難できるマニュアルとなるように努める。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

#### (5) 避難所生活上必要となる基本的事項

- ア 情報の提供

避難所生活で必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料

等生活物資情報、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。高齢者、障がい者（児）、児童、妊産婦、外国人等災害時要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、ほかに情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

イ 飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。

ウ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

エ プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

オ 高齢者、障がい者（児）、児童、妊産婦、外国人等に配慮した対応

災害時要配慮者避難支援計画に基づき、平常時から地域内の災害時要配慮者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や避難所生活について十分配慮する。

カ 在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給等を行う。

また、こうした者のほか、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。

キ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

ク 車中泊者等への対応

市は、大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者と協定を締結するとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等も含め、体制を検討する。

ケ ホームレスへの対応

市は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

コ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するた

め、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(6) 避難実施要領

ア 指定緊急避難場所は、資料編に定める「唐津市指定緊急避難場所一覧」による。

指定避難所は、資料編に定める「唐津市指定避難所一覧」による。

イ 避難判断の基準は、「唐津市避難指示等の判断・伝達マニュアル」による。

2 指定緊急避難場所以外の避難先を検討するための市民啓発

市は、感染症対策の観点から指定緊急避難場所が過密状態になることを防ぐため、市民に平時から、安全な場所に住んでいる親戚や知人等の家や自治会の集会所等を避難先として検討することの市民啓発に努める。

また、自治会の集会所等を当該地域住民のための避難先として自治会が独自に開設した場合、市は感染症対策に必要となる資機材の提供に努めるものとする。

3 広域避難体制の整備

県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、必要に応じ、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

県、市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

県及び市等は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

4 学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

(1) 学校等

ア 避難計画等の整備

学校等の管理者は、地震時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、災害発生時における生徒等の保護者への引渡し方法についてあらかじめ定め、保護者へ周知しておくものとする。

イ 教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

(2) 病院等

ア 避難計画等の整備

病院等の管理者は、地震災害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、避難場所、避難経路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

特に、夜間等における消防本部等への緊急通報及び入院患者の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

イ 教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設及び介護保険施設

ア 避難計画等の整備

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ、誘導責任者、避難経路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

イ 教育訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(4) 不特定多数が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難経路などについての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。

(5) 市による指導等の充実

市は、施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行う。

また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

5 応急住宅

(1) 建設資材の調達

県、市は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

(2) 応急仮設住宅の建設場所

大規模地震災害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、市は、平常時から、二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておくものとする。

(3) 公営住宅等への収容

県、市は、公営住宅等の空家状況を平常時から把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備するとともに、入居選考基準、手続き等について定めておくものとする。

(4) 民間賃貸住宅の活用

県及び市は、民間賃貸住宅を災害時に迅速にあっせんできるように、体制の整備に努めるものとする。また、借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

6 被災者支援体制の整備

県及び市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。

<p><b>第6項 避難行動要支援者支援の強化</b></p>	<p>社会福祉施設・病院等の管理者、避難所に指定された施設の管理者、 市（消防本部、教育総務課、地域づくり課、危機管理防災課、福祉総務課、保健医療課、高齢者支援課、地域包括支援課、障がい者支援課、こども家庭課、建築住宅課）</p>
---------------------------------	---

地震災害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者（児）、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対する平常時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等での防災対策の充実など防災対策の推進を図る。

避難行動要支援者名簿の作成等については、第2編風水害対策編第2章第2節第6項を参照のこと。

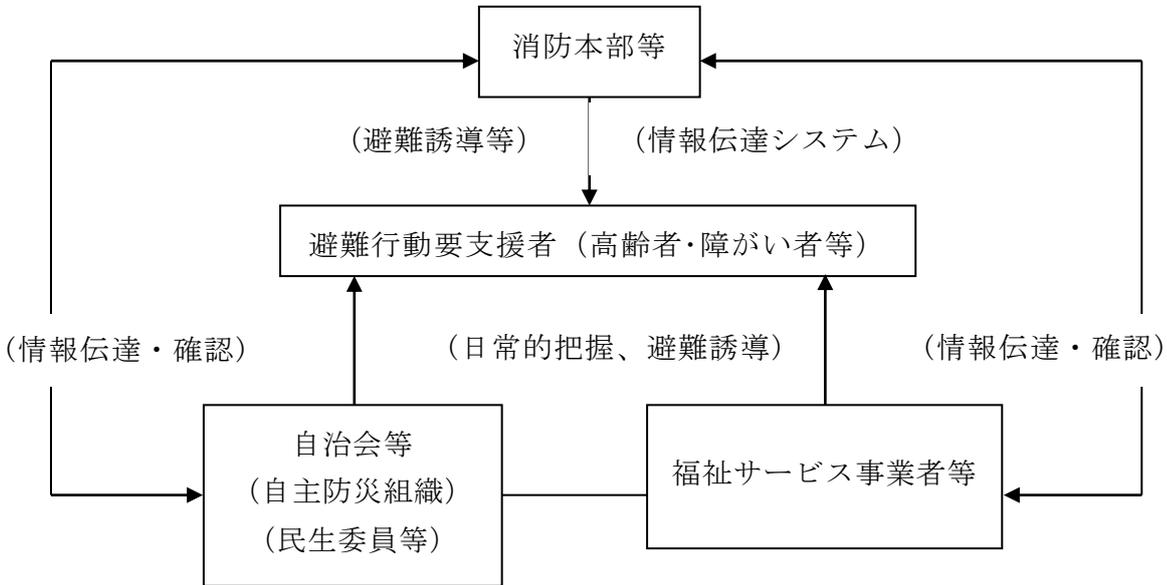
1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1) 地域安心システムの整備

平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、地震災害時における避難行動要支援者支援にもつながることから、市は、住民相互の助け合いを基調

とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努める。

【地域安心システムのイメージ】



(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

ア 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿情報を最新の状態に保つこととし、少なくとも年1回以上定期的に更新するもとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 事前の名簿情報の外部提供

市は、避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ウ 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあ

あらかじめ定めるよう努めるものとする。

#### エ 情報伝達体制の確立

市は、消防本部による避難行動要支援者への災害情報伝達システムを整備するとともに、避難行動要支援者に対し、確実に情報伝達できるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図るものとする。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの整備確立に努める。

#### オ 地域全体での支援体制づくり

地震災害時に、消防本部、県、県警察、家族、自治会、自主防災組織あるいは、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行えるような体制の整備に努める。

#### カ 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定

市や消防本部は、県が作成した「災害時要配慮者支援マニュアル策定指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、地震災害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。

また、市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

キ 避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練

(ア) 避難行動要支援者が災害時に出火防止や円滑な避難を行うことができることにより、被害をできるだけ受けまいよう、講習会の開催、パンフレット、広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。さらに、地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

(イ) 居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など高齢者、障がい者（児）の居宅状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

2 社会福祉施設、病院等における要配慮者への支援

(1) 災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の管理者は、耐震性の確保に配慮するとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮するなど、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

(2) 組織体制の整備

地震災害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ要配慮者に配慮した防災関係施設・設備、資機材等の整備に努めるとともに、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全に万全を期すものとする。

(3) 地域との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、地震災害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができない恐れがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努めるものとする。

(4) 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱が円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図るものとする。

(5) 市の支援

県及び市は、社会福祉施設を指導、支援し、地震災害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

また、市は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。

### 3 外国人の安全確保対策

日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレット作成・配布、防災標識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。また、県及び市は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

### 4 避難所の要配慮者支援

#### (1) 避難所の整備

あらかじめ避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など、高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

#### (2) 支援体制の整備

避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

#### (3) 公的施設等への受入体制の整備

避難所での生活は、災害時要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、市及び社会福祉施設の管理者は、災害時要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受入れが可能となるよう、あらかじめその体制の整備を進める。

<b>第7項 帰宅困難者への対策</b>	輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者、市（危機管理防災課）
----------------------	-------------------------------------

市及び県は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど避難場所の確保に努める。

<b>第8項 食料、飲料水及び生活必需品等の調達</b>	県、事業所、市民、市（危機管理防災課、上下水道局、保健医療課、農政課、水産課、農地林務課）
------------------------------	---

地震災害時における住民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、市は平常時から連携して、「唐津市防災備蓄計画（令和3年5月20日）」に基づき食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、調達・輸送体制を確立しておくものとする。

また、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に対する知識を整理するとともに、その知識の普及に努めるものとする。

大規模な地震災害では、物資を調達し、配布されるまで日数を要することから、食料や飲料水をはじめ服用薬など日常生活を送るうえで必要な品物について、連携して市民

自らが備蓄を行うよう呼びかけていくものとする。

## 1 確保の役割分担

### (1) 市民等

家庭及び企業は、災害時に持ち出しできる状態で3日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくよう努める。

また、家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努める。

### (2) 市

市は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行う。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

### (3) 県

県は、市町への支援を目的として、必要な食料・飲料水・生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備を行う。なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調整等システムにより国に対して要請を行えるよう体制の整備に努める。

## 2 備蓄方法等

市及び県は、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

## 3 食料・飲料水

### (1) 食料の確保

#### ア 食料の品目

食料の品目としては、精米、乾パン、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

#### イ 調達、備蓄体制の整備

市は、パン、おにぎり等のその他の食料について、災害時に、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努め備蓄体制を整備する。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調整粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ供給できるよう市場、関係団体等との連絡体制を整備する。

### (2) 飲料水の確保及び資機材の整備等

市は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水の確保を図り（1人1日3リットル）、給水車、ポリ容器などの資機材の整備に努める。

また、必要に応じて、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、集中備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う。

#### 4 生活必需品

市は、地震災害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。

また、関係団体や民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。

県及び市は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

#### 5 医薬品

市は、市医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行う。

<p><b>第9項 応急復旧及び二次災害の防止活動</b></p>	<p>工業用水道事業者、九州電力送配電株式会社、電気通信事業者、都市ガス事業者、市（危機管理防災課、上下水道局、道路河川管理課）</p>
-----------------------------------	--

#### 1 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

市及びその他の防災関係機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

市及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。県、市及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系

列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

2 資機材等の確保

市及びライフライン事業者は、地震災害の発生に備えるため、二次災害の防止や応急復旧に必要な各種資機材の保管状況について平常時から把握しておくよう努めるとともに、市は、県内外の近隣市町との相互応援協定のほか、災害予防及び応急復旧のために協力可能な業者等との協定締結等を行い防災体制を充実する。

市及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

3 迅速な廃棄物処理体制の構築

市は、迅速な応急復旧の支障となる災害時の廃棄物の処理について、関係団体と連携して、平常時から活動体制や広域応援体制等の確立に努める。

4 迅速な家屋被害認定体制の構築

県は、市町に対し、家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るものとする。

第10項 災害復旧・復興への備え	防災関係機関、建築物の所有者、市（関係各課）
------------------	------------------------

1 災害廃棄物の発生への対応

県、市、防災関係機関及び建築物の所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

また、県及び市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域応援体制等の確立に努める。

2 各種データの整備保全

県及び市は、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制の整備に努めるものとする。

3 復興対策の検討

県、市及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

4 事業所、自主防災組織及び住民

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）、病院、社会福祉施設、工場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

(2) 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

(3) 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮し、市及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

### 第3節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

第1項 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画	市（各関係課）
-------------------------	---------

1 県の地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。これを受け、県は、対象地区を全県とし、平成28年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、次の計画対象事業、特に緊急を要する施設等の積極的な整備を推進していくものとする。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝などの電線、水管等の公益物件を収用するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

- (10) 公立の小学校または中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) 不特定多数の者が利用する公的建築物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (13) 海岸保全施設または河川管理施設
- (14) 砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設またはため池で家屋密集地域の地震防災上補強を要するもの
- (15) 地域防災拠点施設
- (16) 防災行政無線その他の施設または設備
- (17) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家用発電設備その他の施設または設備
- (18) 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (19) 救護施設等地震時における応急的な措置に必要な設備または資機材
- (20) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

## 2 市による地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、市地域防災計画に位置づけられ、地震防災緊急事業五箇年計画に記載された、市が実施する事業について、積極的な推進に努める。

## 第3章 地震災害対策における災害応急対策計画

### 第1節 市の活動体制

<b>第1項 活動体制の確立</b>	市（危機管理防災課、関係各課）
--------------------	-----------------

#### 1 基本的考え方

市は、地震が発生した場合、又は津波に関する警報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

#### 2 地震・津波災害応急対策における活動体制

##### (1) 考え方

市は、地震又は津波に関する警報等が発表された場合、災害が発生又は、そのおそれがある場合等に行う措置についてあらかじめ計画し、災害発生を防ぎよ又は応急的救助を行う等災害拡大を防止する。

##### (2) 地震災害対策における活動体制

市の活動体制の発令区分に応じ、必要な職員を動員配備して、「災害情報連絡室」、「災害警戒本部」、「災害対策本部」、状況により「現地災害対策本部」を設置して、災害応急対策活動を実施する。

##### (3) 活動体制の発令・解除区分

ア 災害（おそれ）対処の必要性等により区分して対応する。

イ 各活動体制の発令・解除者は、活動体制の設置・廃止について市長に報告する。

ウ 各対策部、各対策支部の活動体制の発令・解除は、災害情報連絡室長、災害警戒本部長、災害対策本部長が示す。

##### エ 各活動体制の編成組織

各活動体制の編成組織の細部は、「唐津市災害対策本部規程第6条」による「唐津市災害対策本部機構図」に準拠し、各対策部が定める災害対応職員行動マニュアルで別途定める。また、被害が甚大に及ぶ復旧・復興のために長期間を要する場合における「特別配置」の詳細については復旧・復興対策部活動マニュアルで別に定める。

##### (4) 災害対策本部（災害警戒本部、災害情報連絡室）と水防計画に示す水防本部との相互連携

別途定めた市水防計画による水防本部が設置されている場合、又は設置される場合において、本計画で定める市災害対策本部（災害警戒本部、災害情報連絡室）が設置されたときには、水防本部を災害対策本部（災害警戒本部、災害情報連絡室）に包括し、相互に連携して防災体制を強化する。

活動体制の発令・解除者と設置基準		
活動体制	発令・解除者	設置基準
災害情報 連絡室  〔第1警戒〕	危機管理防 災課長  (不在時危機 管理防災係 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内で震度4の地震が発生した場合(自動設置)</li> <li>2 市内沿岸に津波注意報が発表された場合で、危機管理防災課長(不在時防災係長)が必要と認める場合</li> <li>3 市内で震度3の地震が発生し、これにより被害が生じた場合で危機管理防災課長(不在時危機管理防災係長)が必要と認める場合</li> <li>4 危機管理防災課長(不在時危機管理防災係長)が必要と認める場合</li> </ol>
災害情報 連絡室  〔第2警戒〕	同上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の発生が予測される場合</li> <li>2 小規模な災害が発生し、災害対応を実施する場合</li> <li>3 指定緊急避難場所を開設する場合</li> <li>4 危機管理防災課長(不在時危機管理防災係長)が必要と認める場合</li> </ol>
災害警戒 本部	総務部長  (不在時  総務部  副部長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内で震度5(強・弱)の地震が発生した場合(自動設置)</li> <li>2 市内沿岸に津波警報が発表された場合(自動設置)</li> <li>3 市内で震度4の地震が発生し、これにより大きな被害が生じた場合で総務部長(不在時総務部副部長)が必要と認める場合</li> <li>4 津波により大きな被害が生じた場合で総務部長(不在時総務部副部長)が必要と認める場合</li> <li>5 総務部長(不在時総務部副部長)が必要と認める場合</li> </ol>
災害対策 本部	市長  (不在時  副市長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内で震度6弱以上又は長周期地震動階級4の地震が発生した場合(自動設置)</li> <li>2 市内沿岸に大津波警報が発表された場合(自動設置)</li> <li>3 市内で震度5強以下の地震が発生し、これにより甚大な被害が生じた場合で市長(不在時副市長(あらかじめ市長が指名))が必要と認める場合</li> <li>4 津波により大きな被害が生じた場合で市長(不在時副市長(あらかじめ市長が指名))が必要と認める場合</li> <li>5 市長(不在時副市長(あらかじめ市長が指名))が必要と認める場合</li> </ol>
現地災害 対策本部	市長  (不在時  副市長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部が設置され、次に示す場合等で、災害対策本部長(不在時副市長(あらかじめ市長が指名))が必要と認める場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災地域等に高齢者等避難を発表する場合</li> <li>(2) 被災地域等に避難指示を発令する場合</li> <li>(3) 被災地域等に警戒区域を設定する場合等</li> </ol> </li> <li>2 災害対策本部長(不在時副市長(あらかじめ市長が指名))が必要と認める場合</li> </ol>

(5) 職員の動員配備要領

ア 通常の場合における勤務の態様による動員要領

(ア) 勤務時間内

- a 総務部長より各部長へ動員伝達を実施する。
- b 各部長は、各課長に動員体制を整えるように命じる。
- c 各課長は、動員体制を整える。
- d 動員された職員は、災害対策活動を実施する。
- e 外出中・出張中の職員は、所属課に安否を連絡し、登庁の有無を連絡する。

(イ) 休日等勤務時間外

- a 警備員から「災害発生時の連絡通報体制」により防災関係職員に対し、迅速に連絡し、初動体制をとる。
- b 防災等関係職員は、状況により市長、副市長及び各対策部長等幹部職員等に対し連絡し、体制を強化する。
- c 職員は、勤務時間外において、県内で震度5以上の地震が発生したことを知った場合、又は地震災害・津波災害により電話連絡がつかない場合は、自主的に、直ちに登庁するものとする。

イ 交通途絶により所定の場所に登庁できない場合（参集場所の例外）

職員が、交通途絶等により所定の場所に登庁することができない場合で、かつ、上司等と連絡がとれない時は、①本庁、②市民センター、③その他、の出先機関の優先順により、登庁可能な場所に参集するものとする。

ウ 市の防災関係職員と幹部職員との連絡手段の確保及び連絡方法等

市の防災関係職員及び幹部職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保するものとする。

連絡通報体制の整備に当たっては、連絡系統における不通時を考慮し、業務上の課長職員、その他の職員の優先順位の事前指定等による方策を講じる。

また、職員への参集の指示、登庁の可否や登庁先、登庁時間等の集約には市情報メール等を活用する。

エ 配備体制の強化

(ア) 災害が発生又はその恐れがある場合の災害対策本部設置時の配備体制は、次の基準により、災害対策本部長等が定める。

区分		体制の基準	活動態勢	発令者
災害対策本部	指令1号	市全域に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等で、組織的かつ総合的な災害応急活動その他災害対策を実施する場合	対策部職員 全員	災害対策本部長
	指令2号	局地的に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等で、各対策部による災害応急活動その他災害対策を実施する場合	各対策部の概ね 1/2～1/3 程度の職員	
災害警戒本部		市内で震度5(強・弱)の地震が発生した場合、市内沿岸に津波警報が発表された場合、市内で震度4の地震が発生し、これにより大きな被害が生じた場合、津波により大きな被害が生じた場合等	災害警戒本部職員 全員	災害警戒本部長

	で災害による被害に迅速に対処するとともに被害を局限する場合		
災害情報連絡室	市内で震度4の地震が発生した場合、市内沿岸に津波注意報が発表された場合、市内で震度3の地震が発生し、これにより被害が生じた場合で危機管理防災課（不在時防災係長）が必要と認める場合等で迅速な災害対処に備えるために情報収集等を行う場合	災害情報連絡室職員全員	災害情報連絡室室長

(イ) 災害警戒本部、災害情報連絡室の活動態勢の配備要員及び活動の細部は、災害警戒本部長、災害情報連絡室長がそれぞれ指示するとともに、各対策部、対策支部、現地災害対策本部の配備要員等は、それぞれの各部長が、前記基準に基づき定める。

<b>第2項 唐津市の初動体制</b>	市（関係各課、危機管理防災課）
---------------------	-----------------

1 災害対策本部各対策部対策班の分掌事務等

災害情報連絡室、災害警戒本部、災害対策本部、現地災害対策本部の各体制及び災害対策本部各対策部対策班の分掌事務は、『第2編 風水害対策 第3章 第1節「活動体制」』に準じ、処理すべき業務を遂行する。

2 その他

唐津市災害対策本部条例及び同規程の定めるところによる他、細部は各対策部が定める災害対応職員行動マニュアルで別途定める。

**第2節 地震、津波の情報伝達**

市及び防災関係機関は、地震、津波の発生に伴う被害を最小限に止めるため、地震が発生した場合、気象庁が発表する地震に関する情報及び津波警報・津波注意報等を、迅速かつ的確に住民等及び他の防災関係機関へ伝達する。

<b>第1項 地震及び津波に関する情報の種類、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の種類、内容等</b>	佐賀地方気象台
---	---------

地震発生時において、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報等の種類、内容は次のとおりである。

1 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想された場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上が予想される

地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4を予想された場合の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

気象庁震度階級関連解説表（一部）

震度階級	人の体感・行動
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
6弱	立っていることが困難になる。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。
7	

2 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	内容
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震による揺れの発現時刻を発表。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

### 3 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

#### (1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

警報・注意報の分類	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される災害
	数値での発表（発表基準）	巨大地震の場合の表現		
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨 大	沿岸部や川沿いにいる人たちはただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高 い		標高の低いところでは津波が襲来、浸水被害が発生する。人は津波に巻き込まれる。

津波注意報	1m (20cm<高さ≤1m)	(表記しない)	海の中や海岸付近は危険なため、海の中にいる人にただちに海から上がって、海岸から離れる。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。
-------	--------------------	---------	---	--

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波情報の種類とその内容

津波情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分に記載)を発表。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報(*1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報(*2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

(3) 津波予報

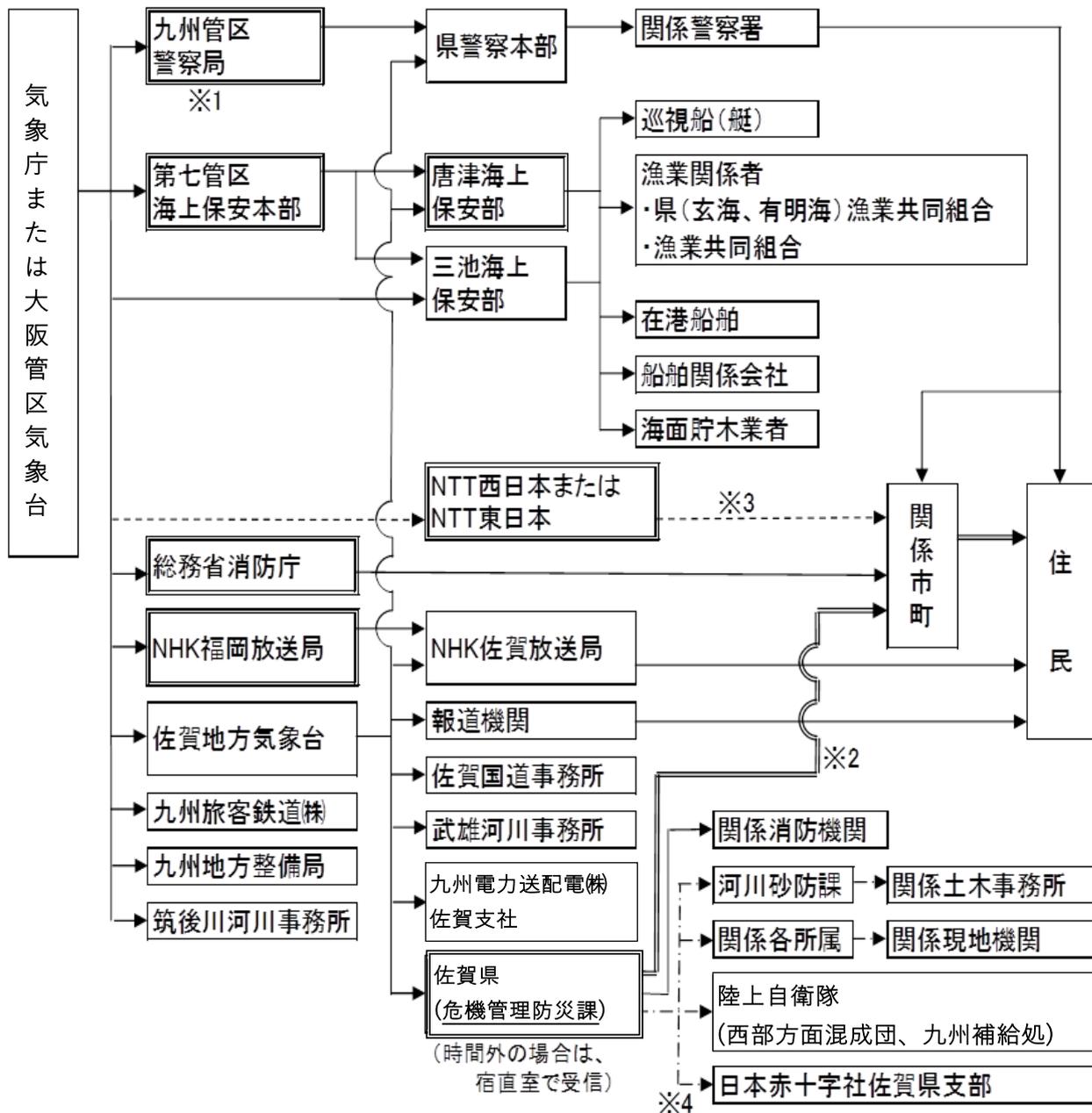
発表基準	内 容
津波が予想されないとき	(地震情報に含めて発表) 津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	(津波に関するその他の情報に含めて発表) 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	(津波に関するその他の情報に含めて発表) 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴に際しては十分な留意が必要である旨発表



<b>第2項 情報の伝達</b>	防災関係機関、 市（危機管理防災課）
------------------	-----------------------

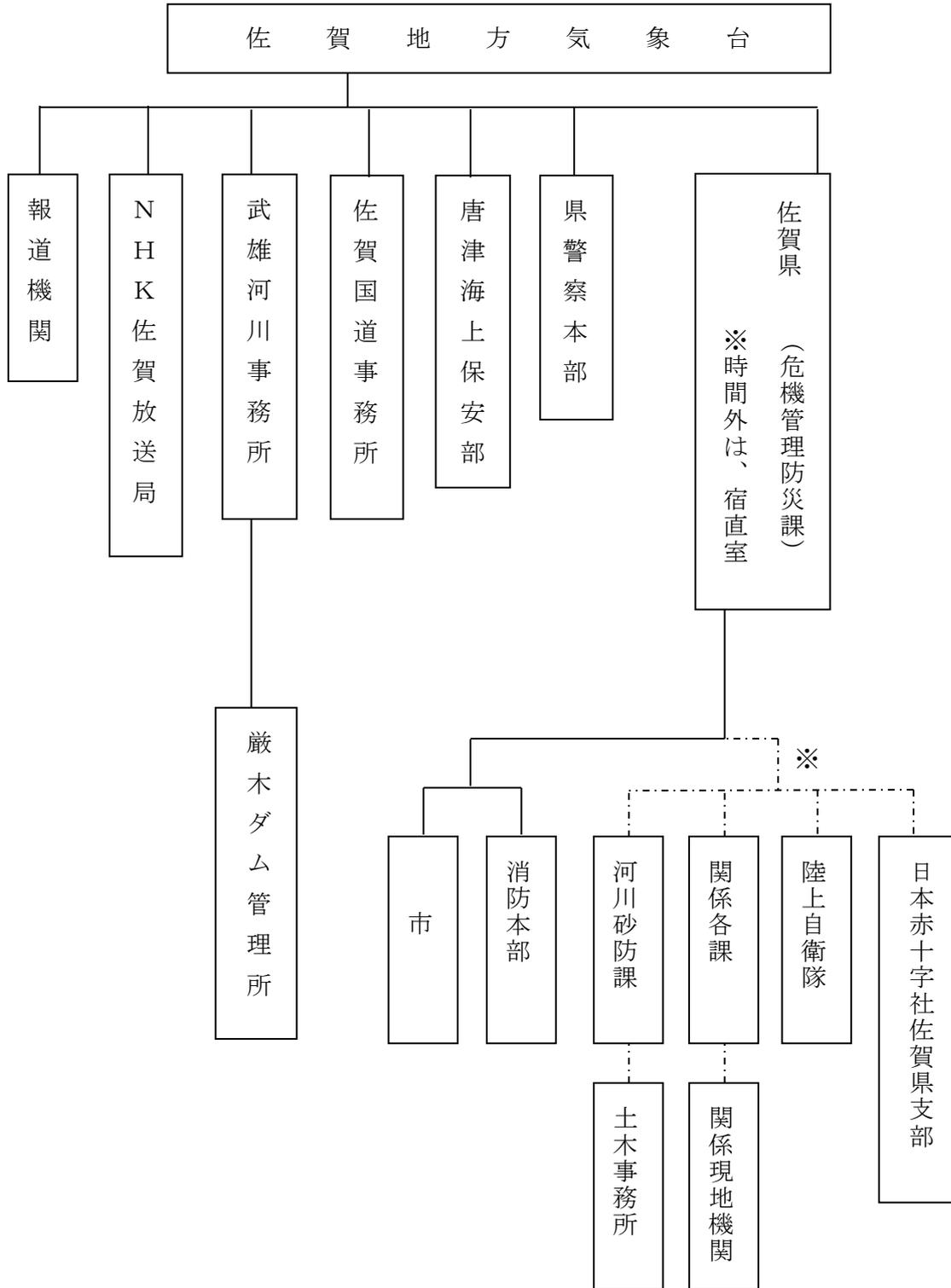
大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達経路は、次のとおりである。

【大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達】



- ※1 ( □ ): 法定伝達先 (気象業務法施行令第8条第1号)
- ※2 ( — ): 大津波警報(特別警報)の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 (気象業務報第15条の2)
- ※3 ( --- ): 大津波警報・津波警報のみ伝達
- ※4 ( --- ): 時間外の場合は、宿直室から連絡を受けた消防防災課職員が登庁した後伝達 (緊急の場合は、自宅から)

【地震及び津波に関する情報の伝達】



※ 時間外の場合は、宿直室から連絡を受けた佐賀県危機管理防災課員が登庁した後、伝達（緊急の場合は自宅から）

<b>第3項 関係機関による措置 事項</b>	佐賀地方気象台、海上保安部、 西日本電信電話株式会社、 市（消防本部、危機管理防災課）
-----------------------------	---

1 関係機関からの情報収集

(1) 気象台からの情報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達

佐賀地方気象台は、防災情報提供システム及び専用回線等により、県警察本部、唐津海上保安部、NHK佐賀放送局、報道機関、県に通知する。

イ 地震及び津波に関する情報の伝達

佐賀地方気象台は、防災情報提供システム及び専用回線等により、県、県警察、唐津海上保安部、NHK佐賀放送局等に通知する。

ウ 津波予報区の範囲

予報区 …… 佐賀県北部、有明・八代海

エ 警報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げ

佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、警報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。

(2) 県からの情報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、気象台から通報を受けたときは、直ちに、佐賀県防災GIS等により市町及び消防本部に通知する。

イ 近地地震、津波等に係る情報の伝達

県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、震度情報ネットワークシステム等により収集した震度情報を、直ちに市町及び消防本部、県警察に伝達する。

ウ 地震・津波災害に関する重要な情報の伝達

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、佐賀地方気象台、市町、県現地機関、防災関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに関係市町、消防本部、県警察に対して伝達する。

エ 防災関係機関等への大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の送信方法

市町、消防本部及び防災関係機関への送信は、佐賀県防災GIS等を原則とするが、やむを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

オ 警報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げ

佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、警報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。

(3) 県警察からの情報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の通報  
県警察は、九州管区警察局、佐賀地方気象台から大津波警報・津波警報・津波注意報の通報を受けたときは、直ちに、警察署に通知する。

イ 地震・津波災害に関する重要な情報の通報  
地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、住民から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに関係市町に通報するものとする。

## 2 市が行う地震・津波に関する情報等に対する措置

### (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、県、警察署（交番、駐在所）、N T T等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。

この場合、警察署、消防本部、県現地機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずる。

イ 沿岸住民及び漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等、多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等、漏れがないよう伝達する。

ウ 地震・津波災害の危険度の高い施設には、情報伝達について特に配慮する。

### (2) 近地地震津波に対する自衛措置

ア 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。

本市は、玄海灘に面した地区が多いため、強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて、直ちに、次の措置を講ずる。

(ア) 海浜、港湾等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。

(イ) 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。

イ 市に対する津波情報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後少なくとも県内及び隣県の報道機関の放送を一定時間（1時間以上）聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの津波警報が放送された場合においても、市は、直ちに、上記による措置をとるものとする。

ウ 災害により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合は、気象業務法施行令第8条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講じるものとする。

エ 市に設置している「佐賀県震度情報ネットワークシステム」端末の観測値等も参考にして、前記アに掲げる措置を速やかに実施するものとする。

(3) 地震・津波災害に関する重要な情報の通報

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、県、県警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民に周知し、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報するものとする。

(4) 県からの大津波警報・津波警報・津波注意報の受信取扱い

県からの情報送信は、佐賀県防災GIS等を原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

(5) 避難実施要領

資料編「唐津市津波避難計画」による。

3 消防本部の措置

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。

(2) 近地地震津波に対する情報の伝達

沿岸の消防本部は、強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、地震津波の発生を考え、直ちに沿岸住民等に対して注意の呼び掛け、避難誘導活動等の措置をとる。

(3) 地震・津波災害に関する情報の伝達

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）を収集又は入手したときは、これを市町、県（危機管理防災課又は宿直室）及び関係する防災関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

4 関係機関が行う情報伝達措置

(1) 海上保安部による大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、第七管区海上保安本部、佐賀地方気象台等から通報を受けたときは、次のことを行う。

ア 無線により、航行船舶及び操業漁船に周知し、注意喚起する。

イ 津波の到達まで十分に余裕があり場合は、巡視船艇により港内在泊船、海上作業関係者、磯釣り客等に周知し、沿岸付近からの避難を勧告する。

ウ あらかじめ定めた伝達経路に従い、電話連絡等により漁業関係者、関係事業所等に周知する。

(2) 西日本電信電話株式会社

ア 大津波警報・津波警報の伝達

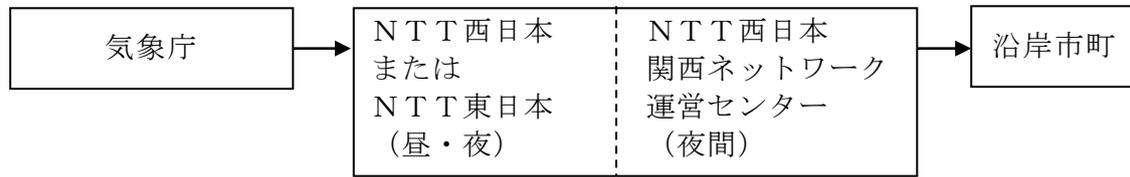
気象庁からNTT西日本またはNTT東日本へ伝達された大津波警報・津波警報について、気象業務法に基づき、ファクシミリにより沿岸市町に連絡する。

イ 警報の取扱い順位等

警報は、全ての通信に優先して取扱い、大津波警報・津波警報は他の警報に優先

して取扱う。

【大津波警報・津波警報の伝達経路】



### 第3節 災害情報の収集・連絡、報告

市は、地震災害時において、各市民センター及び防災関係機関等と緊密な連携のもと、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を、積極的に収集し、また収集した情報を的確に処理して防災対策に資するとともに、地域住民等に迅速に伝達・連絡する。

この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を早期に行う。

また、法令等に基づき、被害状況等を国、県に報告する。

<b>第1項 災害情報の収集・共有</b>	防災関係機関、 市（危機管理防災課）
-----------------------	-----------------------

市は、地震災害、津波の注意報等発令に伴い、災害及び災害の切迫度に応じ、情報収集の重点を定め、組織を挙げて、可能な限りの各種手段を講じて情報を収集する。また各市民センター及び消防本部並びに関係防災機関等の災害等情報、県等関係機関からも情報を収集する。

#### 1 情報収集の重点

##### (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合

- ア 住民、施設等の状況
- イ 津波情報
- ウ 本庁舎、各市民センター庁舎、関係機関の状況
- エ 公共機関の状況
- オ 海岸、道路、河川等注意（危険）情報

##### (2) 市内に地震災害、津波災害が発生した（発生するおそれがある）場合及び津波等の警報が発表された場合

- ア 地震災害、津波災害発生状況、特に、住民の被災、安否情報、施設損壊等ライフラインの状況及び避難に関する情報
- イ 市、関係機関の災害応急対策活動状況に関する情報

##### (3) 市内に、地震、津波による甚大な被害が発生した（発生する恐れがある）場合

- ア 災害状況（人命の安否、災害場所・規模、施設等の損壊程度等）に関する情報
- イ 避難状況に関する情報
- ウ 危険地域等災害拡大（二次災害等を含む）に関する情報
- エ ライフラインの状況（公共施設、交通網等含む）に関する情報
- オ 消防等関係機関の活動状況に関する情報
- カ 避難指示に関する情報
- キ 清掃防疫その他の保健衛生に関する情報
- ク 災害地における社会秩序の状況に関する情報
- ケ 復旧に関する情報

コ 気象に関する情報

2 各種手段を尽くした情報収集

(1) 防災関係機関等を活用した情報収集

災害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報は、最重視して収集する。

ア 市の各市民センター、消防本部、警察、海上保安庁、関係公共機関等からの情報を収集する。

イ 各市民センター、防災関係機関等からの情報収集が困難な場合等においては、職員を災害現地、状況により県の災害対策本部等に直接派遣し、情報収集に努める。

ウ 県からの情報収集

県が収集した災害情報等を現行の「佐賀県防災GIS」等を活用して以下の情報を収集するとともに、画像情報の配信を受ける。

(ア) 緊急災害情報（画像情報等被害規模を推定するための情報等）

(イ) 緊急被害情報（人的被害、住家・建築物の被害状況、ライフライン被害、危険物施設等の被害、火災・津波・土砂災害の発生状況等被害規模を推定するための情報）

(ウ) 被害情報（人的被害、住家の被害、ライフライン被害、危険物施設等の被害、公共施設被害、農林水産、企業、店舗、工業用水道施設及び観光施設等の商工被害等対策を機能的・効率的に進めるための情報）

(エ) 対策復旧情報（応急対策の活動状況、被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報等）

(2) 職員による緊急災害情報の収集

市の防災関係等の職員は、参集途上等に、デジタルカメラやカメラ付き携帯電話等も活用して周囲の被災状況を把握するものとし、G空間情報収集システムに適宜投稿し、参集後、市の災害情報連絡室等に報告する。

(3) その他の機関等からの情報の活用

報道機関や市民等から得られる情報も活用する。

3 情報の共有

国、県、市町その他の防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

<p><b>第2項 被害状況等の報告</b></p>	<p>防災関係機関、県 市（危機管理防災課、消防本部）</p>
----------------------------	-------------------------------------

県、市及び消防本部は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防防第267号）に基づき、国に対し、被害状況等を報告する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、警察・消防など関係機関が把握している情報を積極的に収集

し、一方、市をはじめ関係機関は県に連絡するものとする。被害情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、国へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行う。

市は、要救助者の迅速な把握のため、行方不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者の絞り込みに努めるものとする。

## 1 報告責任者

災害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、防災関係機関は、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をするものとする。

## 2 報告の要領

### (1) 報告の種類等

種 類	報 告 す る 情 報	時 期
被害概況即報	緊急災害情報 ア 震度情報ネットワークシステムの情報 イ 画像情報 ウ 主要緊急被害情報 (ア) 概括的被害状況 (人的被害、住家被害、危険物施設等の被害状況、火災・津波・土砂災害等の発生状況等) (イ) ライフライン被害の範囲 (ウ) 医療機関へ来ている負傷者の状況 (エ) 119番通報が殺到する状況 等	災害の覚知後直ちに 〔特に、震度4以上の地震が発生した場合、又は津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合には、30分以内に、応急対策の状況を含めて、報告する。〕
被害状況即報	被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等 対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 災害対策本部の設置、活動状況	逐次
災害確定報告	被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等	応急対策を終了した後 20日以内

	対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 災害対策本部の設置、活動状況	
--	---	--

(2) 報告を必要とする災害の基準

<p>災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告するもの</p> <p>〔災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、市町が県に報告できずに、内閣総理大臣に報告する場合も含む〕</p>	<p>ア 県において災害対策本部を設置した災害</p> <p>イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害</p> <p>ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害</p>
<p>火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの</p> <p>※ 基準に該当する災害が発生するおそれがある場合を含む</p>	<p>【一般基準】</p> <p>ア 災害救助法の適用基準に合致する災害</p> <p>イ 県又は市町が災害対策本部を設置した災害</p> <p>ウ 2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害</p> <p>エ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表された災害</p> <p>オ 自衛隊に災害派遣を要請した災害</p> <p>【個別基準】</p> <p>ア 震度5弱以上を記録したもの（震度6弱以上については、特別警報に該当）</p> <p>イ 津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に該当）</p> <p>ウ 人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>【社会的影響基準】</p> <p>上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い災害</p>
<p>災害報告取扱要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの</p>	<p>ア 災害救助法の適用基準に合致する災害</p> <p>イ 県又は市町が災害対策本部を設置した災害</p> <p>ウ 当初は軽微であっても、2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害</p> <p>エ 被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害</p>

	オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる災害
--	--

災害対策基本法に基づき県（又は市）が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

(3) 報告の要領

ア 被害概況即報

(ア) 初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、佐賀県防災GISの災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、地震災害又は津波災害の発生後直ちに、市は、県関係現地機関、県各部(局)を經由して、県危機管理防災課に報告する。

(イ) 防災関係機関及びその他機関は、県各部(局)を經由して、県危機管理防災課に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各部(局)に報告できない場合は、直接県危機管理防災課に報告する。

(ウ) 県危機管理防災課は、市、防災関係機関及びその他機関からの報告（緊急災害情報）及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

(エ) 当該区域内で、震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）又は、死者又は行方不明者が生じた災害が発生した場合、市は、第1報を県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

イ 被害状況即報

(ア) 被害状況の判明次第、逐次報告するもので、佐賀県防災GISの災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、市は、県関係現地機関、県各部(局)を経て、県危機管理防災課に報告する。

(イ) 防災関係機関及びその他機関は、県各部(局)を經由して、県危機管理防災課に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各部(局)に報告できない場合は、直接県危機管理防災課に報告する。

(ウ) 県危機管理防災課は、市、防災関係機関及びその他機関からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、市は、直接消防庁へ報告する。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。

(エ) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集

に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡する。

- (ウ) 市は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を県危機管理防災課に報告する。

ウ 災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後20日以内に、報告する。報告の経路は、イのとおりとする。

《連絡窓口》

消防庁

区分		平日（9：30～18：15） 応急対策室	左記以外 宿直室
NTT回線	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553

県

区分		平日（8：30～17：15） 危機管理防災課 （総括対策部）	左記以外 守衛室
NTT回線	TEL	0952-25-7026 0952-25-7027	0952-24-3842
	FAX	0952-25-7262	

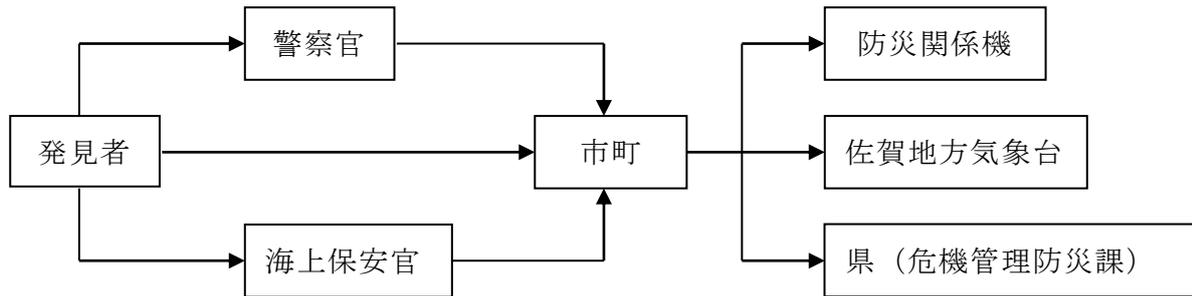
(4) 防災関係機関等の協力

指定地方行政機関、指定公共機関等防災関係機関は、県及び市が行う災害情報の収集に積極的に協力するとともに、自ら調査収集した災害情報について、努めて県及び市町に通報または連絡を行うものとする。

<b>第3項 異常現象発見時の 通報</b>	市(危機管理防災課)
----------------------------	------------

市町は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（危機管理防災課）、防災関係機関、佐賀地方气象台に通報する。

1 通報系統図



2 通報を要する異常現象

異常潮位 …… 天文潮（通常の干満潮位）から著しく崩れ、異常に変動した場合

異常波浪 …… 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、波浪で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合

地震動等により …… 地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭引き起こされる等

現象

その他地震に …… 群発地震、噴火現象

関するもの

3 通報項目

- (1) 現象名
- (2) 発生場所
- (3) 発見日時分
- (4) その他参考となる情報

第4節 労務確保計画

第1項 実施責任	防災関係機関
----------	--------

労働力の確保は、各応急対策を実施する各防災関係機関が行う。

第2項 労働者の確保	防災関係機関 市（商工振興課）
------------	--------------------

地震災害又は津波災害の状況等により、防災関係機関が自ら必要な労働力を確保することが困難な場合は、県において、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対して、労働力の確保を行うための協力を要請する。

労働力を必要とする防災関係機関は、直接所轄の公共職業安定所に対し、文書又は口頭で、次の事項を明示し、求人の申込みを行う。

- 1 職種別求人数
- 2 作業場所及び作業内容
- 3 作業時間
- 4 賃金の額
- 5 雇用日数

<b>第3項 労働者の作業内容</b>
---------------------

労働者の作業内容は、次のとおりとする。

- 1 瓦礫等の除去、道路等復旧作業
- 2 り災者の避難、救出
- 3 医療及び助産における移送
- 4 救援物資の整理配分及び輸送
- 5 遺体の捜索、処理等（埋葬を除く）

## 第5節 従事命令及び協力命令

市長等（市長、市長の委任を受けてその職権を行う市の職員、市長若しくはこの職員が現場にいない時、又は、これらの者から要求があった時は警察官又は海上保安官、以上の者がその場にいない時は災害派遣を命じられた部隊等の自衛官を含む）は、応急措置を実施するため特に必要があると認める時、又は緊急の必要があると認める時は、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

<b>第1項 従事命令等の種類</b>	県警察、海上保安部、自衛隊、 水防管理者、水防団長、 市（消防本部、危機管理防災課、道路維持課）
---------------------	--

### 1 従事命令等の種類と執行者

対象作業	種類	執行者	根拠法令
災害応急対策作業 (応急措置一般)	・ 従事命令 ・ 協力命令	知 事  〔 委任された場合は市町長 〕	災害対策基本法第71条 第1項・第2項
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	・ 従事命令 ・ 協力命令	知 事	災害救助法第7条、8条
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	・ 従事命令	市町長等	災害対策基本法第65条 第1項、第2項
危害防止のための措置	・ 措置命令	警 察 官	警察官職務執行法第4条
非常事変に際し必要があるときの協力	・ 協力要請	海上保安官	海上保安庁法第16条
消防作業	・ 従事命令	消防吏員 消防団員	消防法第29条第5項
水防作業	・ 従事命令	水防管理者 水防団長 消防本部の長	水防法第24条

2 従事命令または協力命令の対象者

命令の区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師・助産師又は看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官、とび職 (5) 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 地方鉄道業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令	応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町長・警察官・海上保安官の従事命令	市町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による措置命令	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
海上保安庁法による協力命令	付近にある人及び船舶
消防法による消防吏員・消防団員の従事命令	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者・水防団長・消防本部の長の従事命令	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第2項 発動方法等（補償等を含む）	市（危機管理防災課）
-------------------	------------

1 従事命令等の公用令書の交付

- (1) 災害対策基本法による公用令書の交付（災害対策基本法第81条、同法施行令第34条）

知事若しくは市長は、従事命令又は協力命令を発した時、及び発した命令を変更し、又は取消す時は、それぞれ公用令書を交付して行うものとする。

- (2) 公用令書の様式は、災害対策基本法施行規則第7条に定めるところによる。

## 第6節 自衛隊災害派遣要請計画

第1編「共通災害対策」第7章「災害応急対策計画」第2節「自衛隊災害派遣要請計画」を参照

## 第7節 応援協力体制

第1編「共通災害対策」第6章「応援協力体制」を参照

## 第8節 通信計画

第1編「共通災害対策」第5章「防災、災害応急対策に資する情報収集・伝達システムの整備」を参照

## 第9節 救助活動計画

地震災害により救助すべき者が発生した場合には、消防機関、市町、県、県警察、海上保安部及び災害派遣された自衛隊は、相互に協力し、迅速かつ的確な救助活動を行う。

また、被災地の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び住民は、自発的に救助活動を行うとともに、消防機関等が行う救助活動に協力するよう努める。

<b>第1項 自主防災組織等の救助活動等</b>	被災地の自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民
--------------------------	--------------------------

地震が発生した場合、被災地内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び住民は、自らの安全を確保するとともに、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防本部等が実施する救助活動に協力するよう努める。

- 1 近隣又は事業所内に救助すべき者がいるか、早期に把握する。
- 2 救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
- 3 救助活動に当たっては、可能な限り消防本部等と連携をとるものとし、自らの活動では救助が困難と認める場合は、消防本部等に連絡し、早期救助を図る。

<b>第2項 救助活動</b>	県警察、海上保安部、自衛隊、市（消防本部、危機管理防災課）
-----------------	-------------------------------

- 1 消防本部及び市
  - (1) 救助活動

ア 現地調整所の設置

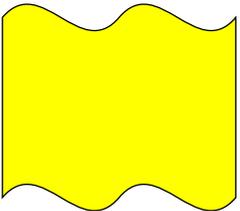
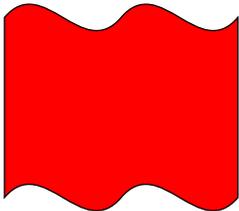
市及び県は、地震発生後速やかに、災害規模の把握に努め、消防・警察・海上保安庁・自衛隊・DMAT等の部隊が連携して活動を行うため、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等の情報共有など部隊間の調整を行う。

また、救助された負傷者については、医療機関（医療救護所を含む）に収容する

イ 避難者情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重症者などがいることについての情報を、防災ヘリ等に容易に把握させるために、情報伝達用サインを統一する。

○規格 概ね2m×2mの布

	<p>避難者がいることを示す。(黄色)</p>		<p>避難者の中に重症者や要配慮者など緊急に救助を要する者がいることを示す。(赤色)</p>
---	-------------------------	--	--

(2) 応援要請

ア 消防本部は、市との救助活動だけでは十分でない場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。

イ 市又は消防本部は、県内消防機関の応援を得てもなお十分でない場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ緊急消防援助隊の出動要請を行う。

ウ 市は、消防本部との救助活動だけでは十分でない場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。

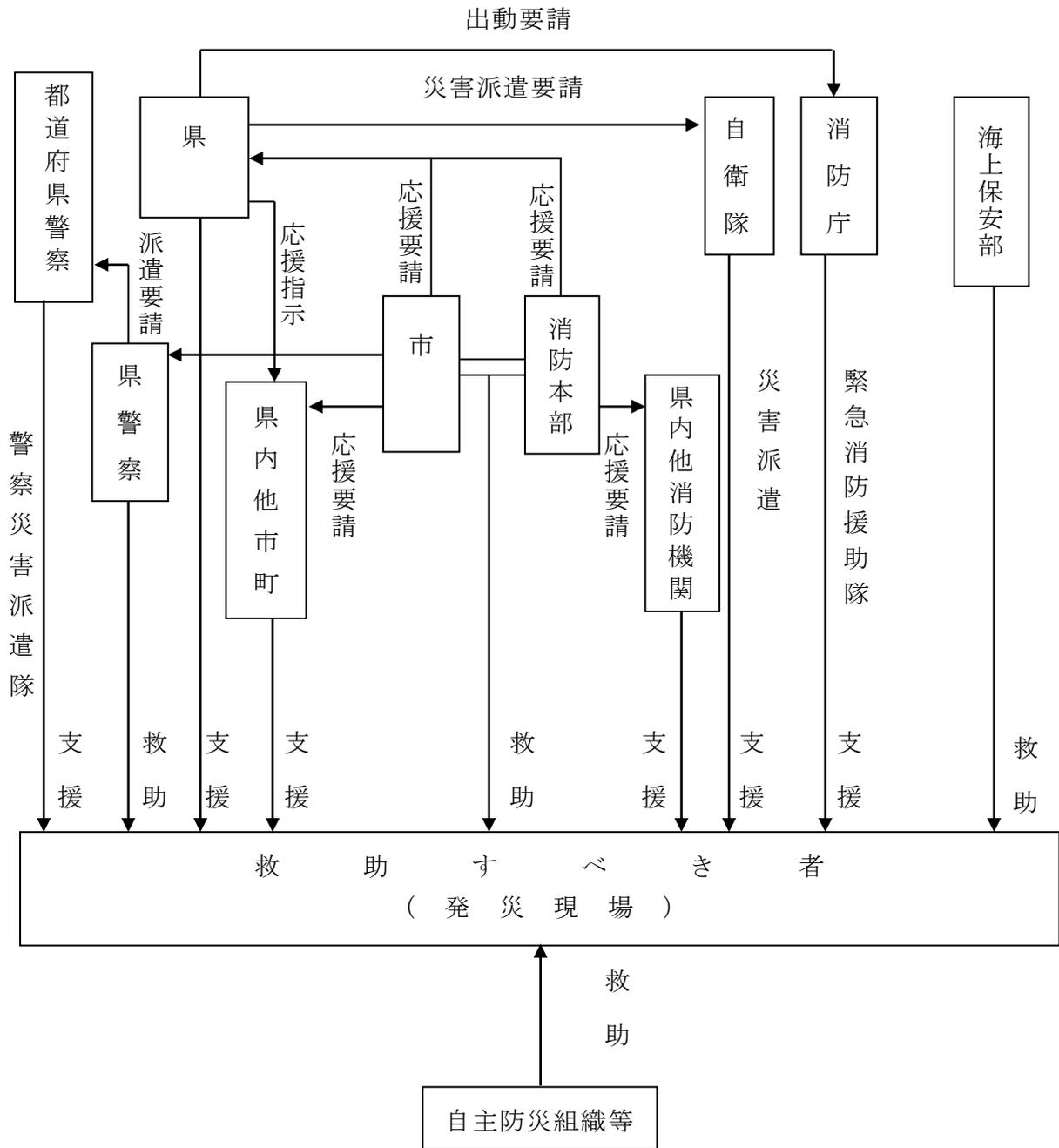
エ 市は、以上の措置を講じてもなお十分でない場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

2 消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、救助を行う。

3 関係機関及び市の救助、支援

【 関係機関及び市の救助、支援系統 】



## 第10節 医療活動計画

地震により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、市町、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び郡市医師会等は、相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。その具体的な活動及び手順は、県が定める「災害時医療救護マニュアル」を基本とする。

<b>第1項 医療活動</b>	自衛隊、海上保安部、医師会、歯科医師会、市（保健医療課、市民病院）
-----------------	-----------------------------------

### 1 医療機関における医療活動の確保

#### (1) 公的医療機関

地震発生時に、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、市及び日本赤十字社佐賀県支部は、自らの医療機関において、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じるとともに、新たに発生する傷病者に対して医療活動を行う。

また、必要に応じ、被災区域内の民間医療機関に対して医療活動の協力を求める。

### 2 救護所の設置、運営

#### (1) 設置

市は、傷病者等に対して医療活動を行うため、避難場所、避難所、保健センター又は適当な場所に、救護所を設置するものとし、必要と認める場合は、県に対し、救護所設置を要請する。県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、被災地を所轄する保健福祉事務所又は適当な場所に、救護所を設置する。

#### (2) 広報、報告

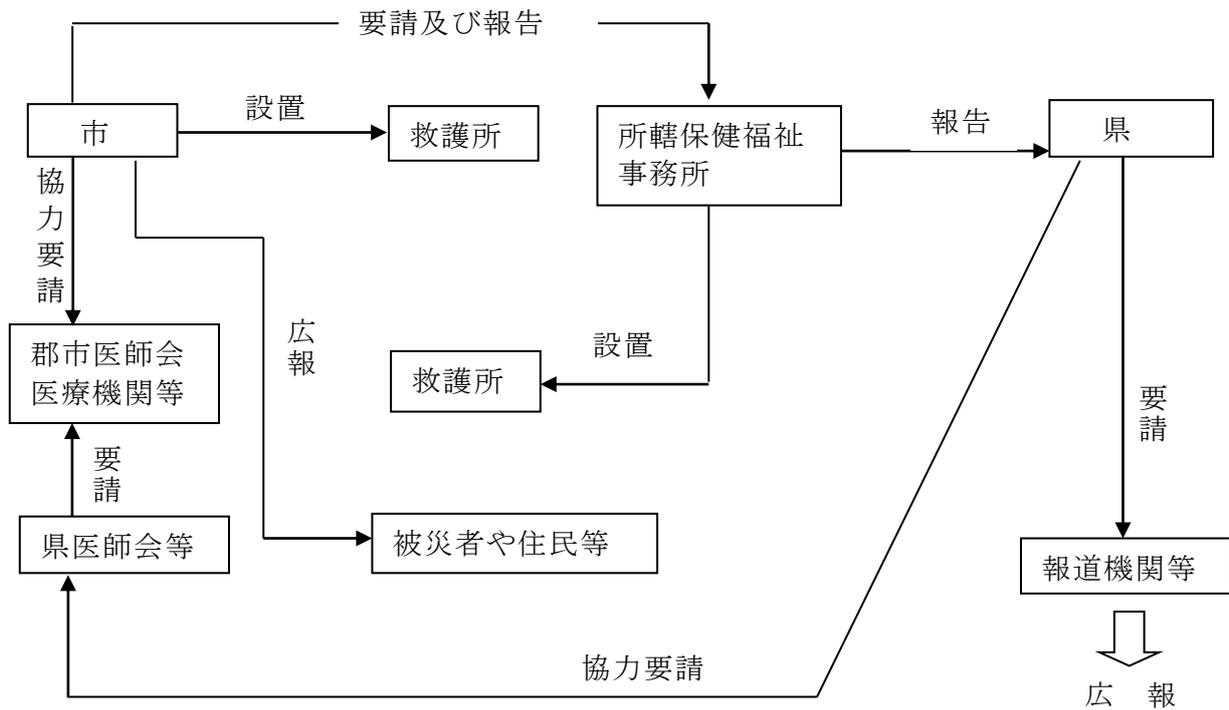
市は、救護所を設置した場合は、速やかに被災者や住民等に対し、防災行政無線、広報車等により、設置内容等を周知徹底するとともに、県に対し、報告する。

県は、報道機関の協力を得て、救護所の設置内容等について広報する。

#### (3) 運営

市は、救護所の運営に当たっては、郡市医師会、医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等については、医薬品卸売業者等から調達する。

県は、県医師会等に対し、郡市医師会、医療機関等の協力が得られるよう要請する。



### 3 保健医療活動チーム

#### (1) 活動

保健医療活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う。

#### (2) 種類と派遣時期

派遣時期	派遣元	名称
急性期	災害拠点病院	災害派遣医療チーム (DMAT) ※ロジスティクスチーム含む
	ドクターヘリ基地・連携病院	ドクターヘリ
	佐賀県医師会	医療救護班 (JMAT佐賀)
	協定締結医療機関	災害派遣精神医療チーム (DPAT)
	日本赤十字社	救護班
	その他	その他の医療救護班等
亜急性期以降	日本医師会	災害医療チーム (JMAT)
	佐賀県歯科医師会	歯科医療救護班
	佐賀県看護協会	災害支援ナースによる看護班
	独立行政法人国立病院機構	医療救護班
	独立行政法人地域医療機能推進機構	医療救護班
	国立大学病院	医療救護班

	その他	その他の医療救護班等
--	-----	------------

(2) 市からの県への派遣要請

市が被災した場合、市は、自ら保健医療活動チームを編成できる場合は編成し、救護所での医療活動に従事させるとともに、自ら保健医療活動チームを編成できない場合や救護所での保健医療活動チームに不足を生じる場合は、県にその派遣を要請する。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、市に対して適宜助言を行うものとする。

4 人工透析対策

市は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報誌、報道機関を通じて患者、患者団体等に、的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。

市は、速やかな地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。

また、県、市及び各透析医療機関は、一般社団法人日本透析医会が提供する情報などにより広域的な情報収集を行う。

5 被災者の心のケア

被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。被災後の混乱状況下においては、被災住民に適切なメンタルヘルスカケアを提供する必要がある。

このため、災害時の心のケアに関するマニュアルに基づき、唐津市保健センターが中心となって、県の精神保健福祉センター、保健福祉事務所、佐賀県精神科病院協会等の関係団体及び医療機関等と連携・協力してメンタルヘルスカケアを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制の確立に努める。

また、県は、必要に応じ、国及び他の都道府県等に対し、災害時の心のケアのチームの編成及び協力を求めるものとする。この場合、国と連携し、心のケアのチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。

7 医療支援協定

市は、県と連携し、災害時における救急・救助に備え、近隣の市町及び市域の医療機関等と災害対策医療支援協定の締結を推進する。

<b>第2項 医薬品、医療資 機材の調達</b>	日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、県医科器械組合、関係業者・団体、市（保健医療課）
------------------------------	--

1 需給状況の把握

市は、唐津地区の医師会、歯科医師会、薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

市、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会、その他関係団体等は、県の協力の下に、医薬品、医療資機材

の需給状況を把握する。

## 2 安定供給の確保

### (1) 市

- ア 需給状況から必要と認める場合には、医薬品等卸売業者に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。
- イ この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、医薬品、医療資機材の調達又は援助を要請する。

### (2) 県

- ア 市町から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」に基づき、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会及び日本産業・医療ガス協会九州地域本部に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。
- イ 医療救護班からの要請に基づき、備蓄している災害時緊急医薬品等を供給する。
- ウ これらの措置を講じても不足するおそれがある場合には、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく応援の要請を行う。
- エ それでも不足するおそれがある場合には、国その他の機関に調達又は援助を依頼する。

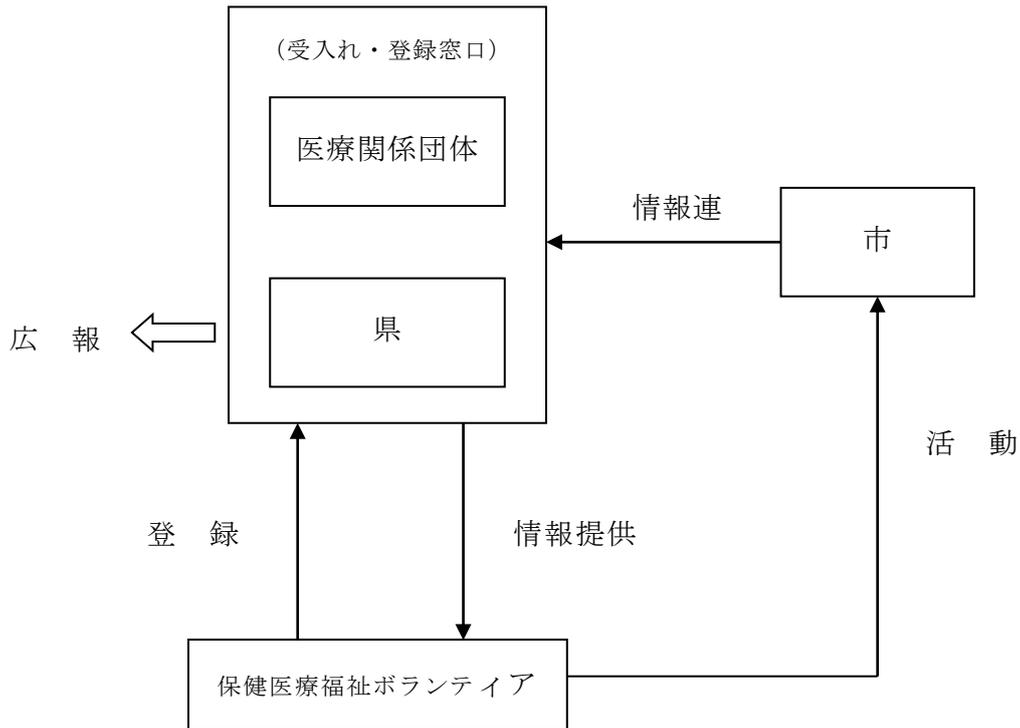
<b>第3項 医療施設の応急復旧</b>	市（保健医療課）
----------------------	----------

市は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。

また、被災地域内の医療機関は、地震発生後速やかに、建物・医療設備等の損壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

<b>第4項 保健医療福祉ボランティアへの対応</b>	県、市（福祉総務課、保健医療課）
-----------------------------	------------------

- 1 市は、被災地において保健医療福祉関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している職種、受入日時・場所等の情報を連絡する。
- 2 県は、市からの情報の内容について調整を行い、登録している医療ボランティアに対し、情報提供を行う。その際、次のことを依頼する。
  - (1) 自己完結型の活動を行えるよう、生活必需品等を携行すること
  - (2) 可能な範囲で、医薬品、医療資機材の携行に努めること



### 第11節 消防活動計画

<b>第1項 出火防止、初期消火</b>	市（消防本部、危機管理防災課）
<p>市、消防本部は、地震発生時に、住民、自主防災組織、事業所に対し、出火防止、初期消火に努めるよう、呼び掛けを行うとともに、消防団をして警戒、初期消火に当たらせる。住民、自主防災組織、事業所は、可能な限りこれに努める。</p>	
<b>第2項 消火活動</b>	市（消防本部、危機管理防災課）
<p>市及び消防本部は、地震により火災が発生した場合は、市地域防災計画及び消防計画に定めるところにより、全機能をあげて、迅速かつ的確に消火活動を実施する。</p> <p>消火活動に当たっては、効果的な消火に努め、また、避難の指示等が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして防ぎよにあたる部隊運用を図る。</p>	
<b>第3項 応援の要請</b>	市（消防本部、危機管理防災課）

#### 1 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

市及び消防本部は、自らの消防活動のみでは対処できない場合は、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応

援・受援出動計画」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援要請を行う。要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

2 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請等

被災地の市又は消防本部は、県内の消防力をもってしても対処できない場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援を要請する。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

<p><b>第4項 救急活動</b></p>	<p>県（危機管理防災課、防災航空センター） 市（危機管理防災課、消防本部）</p>
------------------------	--

地震発生時には、火災の同時多発や市街地への延焼拡大、多数の負傷者の発生などが見られ、迅速かつ円滑な消防活動が必要である。

被災地の住民、自主防災組織、事業所等は、出火防止、初期消火に努めるとともに、消防本部は、必要に応じ、他の地域からの応援を受けて、効率的な消火活動及び適切な救急活動などを実施する。

市は、県と連携し、消防本部の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

1 救急活動

消防本部は、傷病者の搬送に当たっては、救命処置を要する又はトリアージ（緊急度分類）による重症者を優先する。

2 搬送手段の確保

消防本部は、傷病者を消防署の救急車により搬送とするが、不足する場合には、市、県に対し、車両の調達を要請する。

消防本部、市は、地震により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認める時は、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

また、消防本部は「佐賀県ドクターヘリ運航要領」「福岡県、佐賀県及び大分県におけるドクターヘリの運航に係る協定」「長崎県及び佐賀県におけるドクターヘリの運航に係る協定」に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。

県は、この要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能もしくはさらなるヘリが必要な場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

3 後方医療機関の情報の把握

消防本部は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受け入れの可否等の情報を把握する。

4 応援要請

消防本部は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、第3項に準じて、応援を要請する。

## 第12節 惨事ストレス対策

<b>第1項 惨事ストレス対策</b>	救助・救急又は消火活動を実施する各機関
---------------------	---------------------

災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障がいが発生するおそれがある。

そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

保健医療活動チームを派遣する各機関は、必要に応じて、当該機関の産業医を活用又は県に専門家の派遣を要請するものとする。

## 第13節 水防活動計画と二次災害の防止活動

<b>第1項 水防活動計画と二次災害の防止活動</b>	河川管理者、海岸管理者及び施工者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、市（危機管理防災課、上下水道局、水産課、道路河川管理課）
-----------------------------	--

### 1 水防活動

#### (1) 施設の点検、補修

河川、海岸、ため池等の管理者及び施行者並びに下水道管理者は、地震により所管施設に被害が生じるおそれがある場合は、速やかに、施設の被害調査、点検を実施し、その結果必要と認める場合は、被災施設の補修を行う。

河川、海岸、ため池等の管理者及び下水道管理者は、関係する水防管理者に対し、このことを連絡する。

#### (2) 応急措置

水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、地震により津波及び浸水等水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図り、水門や排水機場等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

地震により河川、海岸等又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、通常の状態における流水又は海水が侵入し、甚大な水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、これら施設の管理者及び施行者は、緊急に仮締切り工事の施工など適切な措置を講じる。

水防管理者は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

#### (3) 水防計画

市は、水防管理団体（水防管理者）として、水防管理及び水防活動等に関し別途市水防計画を定め水防活動等の準拠とする。

2 土砂災害の発生、拡大防止

市は、発災後の降雨・余震等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所の点検を実施する。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、避難体制の整備などの応急措置を適切に講じる。

市は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急工事（不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を実施する。

第14節 避難計画

地震発生後、津波、火災、崖くずれ等の二次災害から住民の人命、身体を保護するため、市町等は、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ避難のための措置をとるものとする。

また、避難措置に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ高齢者等避難の発令あるいは早目の避難指示を発令し、住民及び関係機関等へ伝達する。

<p><b>第1項 高齢者等避難、避難指示</b></p>	<p>避難指示等を発令する者（市長、知事、知事の命を受けた県の職員、警察官、海上保安官、水防管理者、自衛官） 市（危機管理防災課）</p>
-------------------------------	---

1 高齢者等避難、避難指示の種類

高齢者等避難又は避難指示を発令する者は、避難指示等に係る発令の判断基準、マニュアル等により、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、次により迅速かつ的確に発令・伝達する。

(●：市関連、○：県等関連)

実施責任者	要件(根拠)	内容	対象者	備考
●市長 ○知事 (災害の発生により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)	●災害が発生するおそれがある場合で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき。	●要配慮者に対しては、立退きの指示 (その他の者に対しては、立退きの準備情報の提供)	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	●市長が行った場合は、知事に報告すること。
○警察官 又は海上保安官 (市長が指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき)	●災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	●立退きの勧告 ○立退き先の指示 (必要があると認めるとき)		●警察官又は海上保安官が行った場合は、市長へ通知すること。
	●上記の場合で、急を要すると認めるとき。  (災害対策基本法第60条、第61条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第20条)	●立退きの指示 ○立退き先の指示 (必要があると認めるとき)		
○知事 ○知事の命を受けた県の職員 ○水防管理者	洪水又は高潮の氾濫(津波も含まれる)により著しい危険が切迫していると認められるとき。(水防法第22条)	立退きの指示	必要と認める区域の居住者	水防管理者が行った場合は、管轄警察署長に通知すること。
○知事 ○知事の命を受けた県の職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	必要と認める区域内の居住者	管轄警察署長に通知すること。
○警察官 ○災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 (その場に警察官がいない場合)	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、危険物の爆発等危険な事態がある場合	○警告を発すること	○その場に居合わせた者 ○その事物の管理者 ○その他関係者	○警察官が行った場合は、公安委員会に報告すること。  ○自衛官が行った場合は、防衛大臣の指定する者に報告すること。
	○上記の場合で、特に急を要する場合 (警察官職務執行法第4条、自衛隊法第94条)	○避難の措置	○危害を受けるおそれのある者	

2 高齢者等避難、避難指示の内容

高齢者等避難、避難指示を発令する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 高齢者等避難、避難指示を発令する理由
- (3) 避難先及び避難経路
- (4) 避難時の留意事項等

3 関係機関への連絡及び住民への伝達

(1) 関係機関への連絡

高齢者等避難、避難指示を発令した者又はその者が属する機関は、関係機関（市、県、県警察、海上保安部、自衛隊及びNHK佐賀放送局等）と、その内容を相互に連絡する。

(2) 住民への伝達

高齢者等避難、避難指示を発令した者又はその者が属する機関及びこの連絡を受けた市は、関係機関の協力を得て、あらゆる手段を活用し、当該地域の住民に対して迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を行う。

住民への伝達に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要配慮者及び旅行者等の一時滞在者に十分配慮し、消防本部、消防団、自治会、民生委員・児童委員等を活用する。

ア 市防災行政無線（60MHz、280MHz防災ラジオ）

イ 広報車

ウ 船艇、航空機（拡声器、垂れ幕等）

エ サイレン、警鐘

オ テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ（コミュニティFMを含む。）の放送

カ 携帯電話等のメール（唐津市情報メール、緊急速報メール等）

キ スマートフォンアプリ（防災ネットあんあん）

ク その他実情に即した方法（ファクシミリ、県及び市ホームページ、ソーシャルメディア、唐津市公式LINE（ライン）、等）

<b>第2項 警戒区域の設定</b>	警戒区域の設定を実施する者（市長等（市長から委任を受けた市の職員を含む）、警察官、海上保安官、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官）、市（危機管理防災課）
--------------------	--

1 警戒区域設定措置

(1) 市が行う措置

市長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要

があると認めるとき、「警戒区域」を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官又は、海上保安官等が行う措置

市長の委任を受けて、市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又は要求があったときは、市長の職権を行う。この場合、その旨を市長に通知する。

警戒区域の設定を実施する者は、状況に応じ、次により、迅速かつ的確に行う。

実施責任者	要件(根拠)	内容	対象者	備考
<p>●市長等 (市長から委任を受けた市の職員を含む。以下同じ)</p> <p>○警察官又は海上保安官 (市長等が現場にいないとき、又は市長等から要求があったとき)</p> <p>○災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 (市長等、警察官又は海上保安官がその場にいない場合)</p> <p>○知事 (災害の発生により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)</p>	<p>●災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。</p> <p>(災害対策基本法第63条、第73条)</p>	<p>●区域への立入りの制限・禁止又は区域からの退去命令</p>	<p>●災害応急対策に従事する者以外の者</p>	<p>●警察官、海上保安官、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官が行った場合は、市長に通知すること。</p> <p>●知事が行う場合は、その旨公示すること。</p>

<b>第3項 避難誘導等</b>	<p>避難の指示等を実施した者又はその者が属する機関、避難の指示等を受けた住民等(自主防災組織を含む)</p> <p>市(危機管理防災課)</p>
------------------	---

1 避難誘導

高齢者等避難、避難指示(警戒区域の設定を含む。以下同じ。)を発令した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。

市は、高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、必要に応じ職員が消防団等の協力を受け、避難誘導に当たる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなどして、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、避難場所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

また、旅行者等の一時滞在者は、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

## 2 避難

### (1) 小規模な避難

高齢者等避難、避難指示を発令された場合は、その対象となった住民等は、その内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、市は、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、車両・船舶等を準備し、援助するものとする。

### (2) 広域的な避難

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町への受入れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求めないことを妨げない。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県又は県内の他の市町と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域避難のための要求を市に代わって行うものとする。

県は、県外避難が必要な場合は、必要に応じ、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等について助言を求めるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

市は、避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

なお、避難にあたっては、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

## 3 自主避難

(1) 市は、崖くずれなどの前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報誌を始めとして、機会をとらえてその知識の普及を図る。

- (2) 住民は、地震等により災害の発生する危険性を感じるか、土砂災害などの前兆現象を発見し、危険と判断した場合等、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。
- (3) 住民が自主的に避難を行う場合には、市は、求めに応じ、避難先をあっせんするなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

4 避難実施要領

災害時の避難実施要領については、第2編「風水害対策」第3章第13節第3項「4 災害時要配慮者避難支援」による。

<b>第4項 主な施設における避難</b>	幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下「学校等」）、病院等医療機関の管理者、社会福祉施設の管理者、不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者、 市（教育総務課、学校教育課、保健医療課、高齢者支援課、地域包括支援課、障がい者支援課、こども家庭課）
-----------------------	--

1 学校等

- (1) 公立の学校等は、生徒等の在校時に、地震が発生し、避難の指示等があった場合又は自ら必要と認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。
- (2) 生徒等を避難させた場合は、市に対し、さらに、市教育委員会又は県教育委員会に対し、速やかに連絡する。

2 病院等医療機関

- (1) 病院等医療機関は、地震が発生し、避難の指示等があった場合又は自ら必要と認める場合は、機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたいうえ、県及び市町に対し速やかにその旨を連絡する。
- (2) 避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し、応援を要請する。この場合は、市に対し、速やかにその旨連絡する。
- (3) 県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、県医師会及び関係郡市医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。県内の病院等医療機関では転院に対処できない場合には、国及び近隣県に対し、受入協力を要請する。

3 社会福祉施設及び介護保険施設

- (1) 社会福祉施設等の管理者は、地震が発生し、避難指示等があった場合又は自ら必要と認める場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のも

と、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させたいうえ、県及び市に対し速やかにその旨を連絡する。この場合、市に対し、速やかに連絡する。

- (2) 地震により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合は、市は、そのための措置を講じ、必要に応じて、転所先等他の施設に対し、応援を要請する。

被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、県において近隣県に対し、社会福祉施設等への受け入れ協力を要請する。

また、救助を要する入所者又は利用者が発生した場合は、消防本部等と連絡をとりながら、直ちに救助活動を行う。

#### 4 不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、地震が発生し、避難の指示等があった場合又は自ら必要と認める場合は、避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。

この場合は、市に対し、速やかに連絡する。

<p><b>第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営</b></p>	<p>市（関係各課）</p>
---	----------------

市は、災害時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所について、地域防災計画や避難所運営のマニュアル並びに県立学校にあっては、「県立学校における福祉避難所の開設・運営マニュアル」に基づき、直ちに開放・開設し、適切に運営する。

#### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設

市は、災害時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し、切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所及び一定期間滞在して避難生活を送る指定避難所を開放・開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、民間賃貸住宅、福祉施設又は旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

避難所を開設した場合、市は、開設日時・場所、箇所数及び収容人員、設置期間の見込み等の開設状況について、避難所リストを作成し、速やかに県に報告するものとする。

なお、災害が激甚であるなどにより市内に避難所を設置することが困難な場合、市は、第1編第7章第1節「避難所設置、運営計画」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行うものとする。

## 2 避難所の運営

市は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町村に対して協力を求める。また、市は、避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

市及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、市及び県は、災害の規模等に鑑み必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

### (1) 避難者情報の把握

市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び開示に努める。避難所で生活せず食事のみ受取にきている在宅等被災者に係る情報についても早期に把握するよう努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

### (2) 生活環境の維持

市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、保健医療スタッフの配置、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確保、配食等の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、避難所におけるペットのためのスペースの確保にも配慮する。

### (3) 男女双方の視点等への配慮

市は、避難所の運営における女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、LGBTなど多様な性のあり方等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

なお、市は、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識による

ことなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 災害時要配慮者への配慮

高齢者、障がい者（児）、乳幼児、妊産婦又は児童等の災害時要配慮者については、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握や、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

(5) 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、食事の原材料表示に努めること。また、避難者自身からアレルギーを起こす原因食品の情報提供を受けられるような配慮に努めるものとする。

また、食料の供給にあたり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮等、質の確保についても配慮するよう努めるものとする。

(6) 相談窓口の設置

高齢者、障がい者（児）、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置に努めること。なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

(7) 生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコノミークラス症候群」）を発症する恐れが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用してその予防に努めるものとする。

(8) 避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、市は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。

(9) 在宅避難者への配慮

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(10) 感染症への対応

市は、被災地において感染症の発症、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

## 第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動

災害時に、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、県、市は、相互に連携し、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供など、応急住宅対策を実施する。

<b>第1項 被災住宅の応急危険度判定等</b>	県、市（建築住宅課、都市計画課、みなと振興課）
--------------------------	-------------------------

### 1 広報活動

市は、地震発生後、被災住宅が余震等により倒壊する等のおそれがあると認める場合は、県と連携し、住民に対し、二次災害に留意するよう広報活動を行う。

### 2 被災建築物等の応急危険度判定

市は、県があらかじめ養成・登録している「（建築物）応急危険度判定士」又は「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災建築物又は宅地の危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災害の発生の恐れのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

<b>第2項 応急仮設住宅の供与及び運営管理等</b>	県、市（建築住宅課、都市計画課、みなと振興課）
-----------------------------	-------------------------

### 1 応急仮設住宅の供与

(1) 市又は県は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

(2) 建設場所は、建設候補地台帳等をもとに二次災害の危険のない公有地から選定することとするが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

(3) 応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障がい者等に配慮した仕様及び設計に努める。

(4) 応急仮設住宅の建設に当たっては、県において、「応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、社団法人プレハブ建築協会に対し、協力を求めるものとする。

建設に必要な資材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。

(5) 応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努め、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当て、更には災害時要配慮者に配慮する。

### 2 民間賃貸住宅の活用

応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早

期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対し協力を要請する。

また、必要に応じて民間住宅の借上げ等により、応急住宅を確保する。

<b>第3項 被災住宅の応急修理</b>	県、 市（建築住宅課、都市計画課、みなと振興課）
----------------------	-----------------------------

市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を行う。

県は、被害が甚大で市において応急修理が困難な場合、応急修理について技術的支援を行う。

<b>第4項 公的住宅等の提供</b>	県、 市（建築住宅課、都市計画課、みなと振興課）
---------------------	-----------------------------

## 1 公的住宅の提供

### (1) 公営住宅

県及び市は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用する。このための連絡・調整窓口として、「佐賀県公営住宅災害対策会議」を設置し、一元的に、公営住宅の空室情報を収集するとともに、公営住宅の提供を求める避難者からの問い合わせに対し、情報提供を行う。

また、県は、必要と認める場合は、「九州山口9県災害時応援協定」等に基づき、他都道府県内の公営住宅の提供について要請する。

### (2) 職員宿舎

県及び市は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する職員宿舎の空室を活用する。

また、県は、必要に応じて、国家公務員宿舎等の活用について佐賀財務事務所と協議するものとする。

## 2 企業等の施設の供与

被災市、県は、避難者を入居させるため、企業等に対し、所有する社宅、寮及びその他施設の供与について協力を要請する。

## 第16節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

<p><b>第1項 災害警備活動、治安維持活動</b></p>	<p>海上保安部、県警察</p>
---------------------------------	------------------

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県警察、海上保安部は、住民等の生命及び身体の保護を第一とし、公共の安全と秩序を維持するため、災害警備活動を実施する。

### 1 県警察

#### (1) 警備体制

##### ア 職員の招集・参集

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに、あらかじめ定められたところにより職員を招集・参集させ、災害警備体制を確立する。

##### イ 災害警備本部等の設置

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置する。

##### ウ 警備部隊の編成

災害警備部隊は、県警察本部及び警察署員をもって編成する。

他都道府県警察官の応援を必要とする場合は、警察法（昭和29年法律第162号）の規定に基づき要請する。

#### (2) 情報の収集・連絡

##### ア 被害状況の把握及び連絡

県警察は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁、県等に速やかに報告・連絡する。また、二次災害についても同様とする。

##### イ 多様な手段による情報収集等

県警察は、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集に当たらせる。

その際、情報収集活動に専従するための私服を着用した部隊の投入等についても配慮する。

また、荒天時等格別の事情のある場合を除き、県警ヘリコプターによる上空からの被害情報収集に努める。

#### (3) 救出救助活動等

##### ア 機動隊等の出動

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災地等に出動させる。とりわけ、高度な救出救助能力が必要な場合は、広域緊急援助隊等を迅速に投入する。

##### イ 警察署における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、被災状況等を踏まえ、署員及び応援機動隊員等による救助部隊を速やかに編成し、救出救助活動に当たらせる。

また、消防機関等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮する。

(4) 避難誘導等

県警察は、地域住民等の避難誘導等に当たり、次の事項に留意する。

- ア 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難路を選定して避難誘導を行う。
- イ 高齢者、障がい者等の要配慮者については、可能な限り車両等を活用した避難誘導を行うなど配慮する。
- ウ 警察署に一時的に受け入れた避難住民については、市の避難所の整備が整った段階で、当該施設に誘導する。

(5) 死体見分等

県警察は、死体見分要員を確保するとともに、県及び市が県警察と連携・調整のうえ確保した検視・遺体安置場所において、医師、歯科医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族又は市への遺体の引渡し等に努める。必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請する。

(6) 二次災害の防止

県警察は、二次災害の危険場所等を把握するための調査班を編成し、災害危険箇所の調査を実施する。

また、把握した二次災害危険場所等については、市に伝達し、避難の指示等の発令を促す。

(7) 危険箇所等における避難誘導の措置

県警察は、危険物等の施設、ボイラー施設等の管理者等から大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等二次災害の発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等被害防止の措置をとる。

(8) 社会秩序の維持

県警察は、被災地域における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地域、避難所等に対するパトロール、巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行うとともに、地域の自主防犯組織等と連携を密にし、住民等の不安の軽減、被災地における社会秩序の維持に努める。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集、その他少年の問題行動等に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(9) 被災者等への情報提供活動

ア 被災者等のニーズに応じた情報提供活動

県警察は、被災者等のニーズを十分把握し、それに見合った災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー勤務員を活用して、適切に提供するよう努める。

その際、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、提供方法に配慮する。

イ 相談活動の実施

県警察は、災害時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努める。

ウ 多様な手段による情報提供

県警察は、住民の避難先、救援物資の配布場所等地域住民の地域安全情報を、警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板、地域安全ニュース、ミニ広報紙、交番・駐在所速報、ファックスネットワーク、インターネット（県警ホームページ）等を活用し、あるいは自主防災組織等を通じるなどして、幅広く提供する。

(10) 関係機関との相互連携

県警察は、地方公共団体その他の関係機関、事業者等と協定を締結するなど、相互に連携協力して災害対策にあたるものとする。

(11) ボランティア活動の支援

県警察は、ボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が、円滑に行われるよう必要な支援を行う。

2 海上保安部

海上保安部は、海上における人の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持を図るため、関係機関と緊密な連携のもと、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 巡視船艇を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防、取締りの実施
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域の警戒
- (3) 治安の維持に必要な情報の収集等

<b>第2項 物価の安定、物資の安定供給対策</b>	県、市（商工振興課）
----------------------------	------------

市は県と連携し、被災による混乱に加えて、需要、供給の不均衡により生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないように監視するとともに、状況に応じ必要な指導を行う。

**第17節 交通及び輸送対策計画**

<b>第1項 交通対策</b>	県警察、海上保安部、道路管理者 市（関係各課）
-----------------	----------------------------

1 陸上交通

(1) 道路交通確保の措置

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に

報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努める。

また、一般社団法人佐賀県建設業協会や建設業者との協定等に基づき、被害状況の情報の収集、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。

ア 交通安全施設の機能維持

県警察及び道路管理者は、緊急交通路及び主要幹線道路の安全で円滑な交通を確保するため、信号機を始めとする交通安全施設等の機能維持に努める。

イ 通行禁止区域の指定等

県警察は、車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定したときは、その旨を道路管理者に直ちに連絡する。

ウ 障害物の除去等

道路管理者は、県警察、消防機関、自衛隊等と連携し、緊急交通路及び緊急輸送路における道路啓開等を優先的に実施する。

エ 道路の応急復旧

道路管理者は、災害により道路に破損、欠壊等が生じ、又は冠水し、交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、速やかに応急復旧及び代替路の設定等を行うものとするが、この場合は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路を最優先する。

(2) 通行の禁止又は制限に関する広報

県警察は、車両の通行禁止又は制限を行ったときは、道路管理者と協力して、居住者等道路利用者に対し交通情報板、立看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、九州管区警察局、他の都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、道路管理者、マスコミ等を通じて、交通規制の状況、迂回路の状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について広報を実施する。

(3) 運転者に対する広報

県警察、道路管理者は、県、市及び防災関係機関と協力し、地震災害時に運転者がとるべき措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

ア 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難等のためやむを得ない場合を除き、車両を使用しないこと。

ウ 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに車両を通行禁止等の区域外に移動させること。

エ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

2 海上交通

(1) 応急復旧等

海上保安部は、水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、

応急標識の設置に努める。

(2) 航路等の障害物除去等

海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

3 航空交通

市は、震災時に、ヘリコプターによる応急活動が円滑に行われるよう、あらかじめ指定した臨時ヘリポートを開設する。

<p><b>第2項 輸送対策</b></p>	<p>防災関係機関、県警察 市（危機管理防災課、商工振興課、道路維持課）</p>
------------------------	--

1 緊急輸送の実施

各防災関係機関は、地震災害時において、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

輸送を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の対象

(1) 第1段階（災害発生直後）

- ア 救助、救急活動及び医療活動の従事者、並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資等
- エ 負傷者等の医療機関への搬送
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等

(2) 第2段階（災害応急対策時）

- ア 前記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階（災害復旧対策時）

- ア 前記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資

ウ 生活必需品

3 輸送手段の確保

- (1) 各防災関係機関は、自ら保有するものを使用又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等輸送手段を確保する。
- (2) 市が必要とする車両等輸送手段を確保できない場合は、県に対して、次の事項について、その調達又はあつせんを要請する。

ア 車両

(ア) 県有車両の提供

- (イ) 社団法人佐賀県トラック協会に対し、「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき要請
- (ウ) 社団法人佐賀県バス・タクシー協会に対し、車両の調達又はあつせんを要請（九州運輸局佐賀運輸支局経由で要請）
- (エ) 九州運輸局佐賀運輸支局に対し、車両の確保を要請（運送命令の措置も含む。）
- (オ) 福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請
- (カ) 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

イ 鉄道

九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社に対し、災害派遣に対する協力を要請

ウ 船舶

(ア) 県有船舶の提供

- (イ) 輸送対象が一定なものである場合は、海上保安部に対し、協力を要請
- (ウ) 船舶業者、漁業協同組合等に対し、協力を要請

エ 航空機（ヘリコプター）

- (ア) ドクターヘリ基地・連携病院に対し、協力を要請
- (イ) 消防・防災ヘリコプター保有地方公共団体に対し、応援を要請
- (ウ) 自衛隊に対し、災害派遣を要請

4 輸送支援協定

市は、県と連携し、災害時における緊急輸送に備え、近隣の市町及び市域に係る関係機関、業者等と災害対策輸送支援協力に関する協定の締結を推進する。

5 緊急輸送の優先

各防災関係機関は、緊急輸送に当たっては、地震災害発生時からの経過時間における重要度の高いものを優先して行うよう努める。

6 緊急通行車両の確認及び事前届出

(1) 緊急通行車両の確認

各防災関係機関は、地震災害時において、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両を通行する場合は、県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けて輸送を行わなければならない。

緊急通行の確認事務は、原則として県警察が行う。

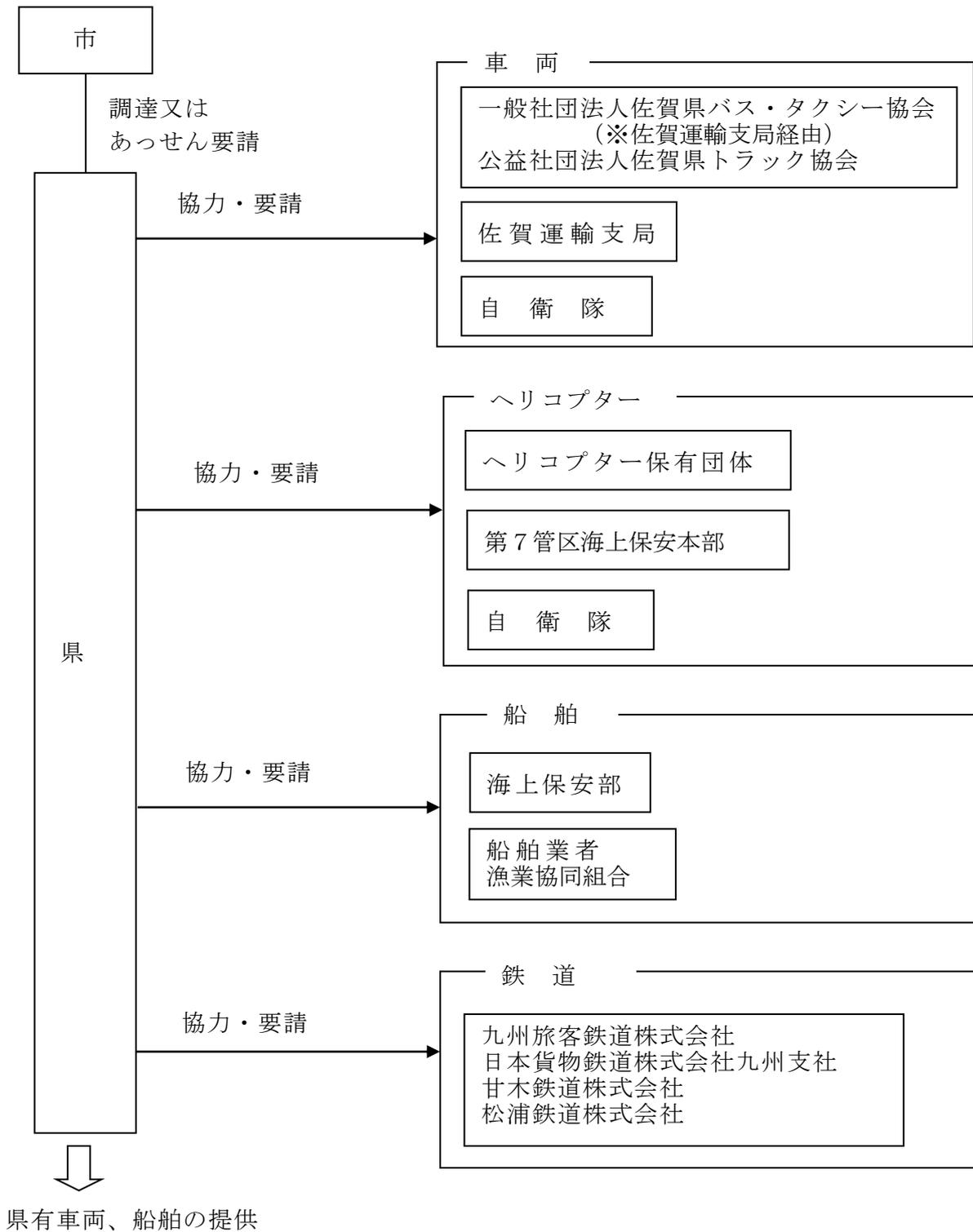
(2) 緊急通行車両の事前届出

各防災関係機関等は、災害時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。

7 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

【車両等輸送斡旋要請図】



## 第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

市は、大規模地震災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する場合、県、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

物資の供給を円滑に進めるため、市は避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、県へ速やかに状況を報告する。

また、県は、備蓄物資や調達物資等を適正かつ円滑に被災者に供給できるよう、市、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器

具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、避難行動要支援者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

<b>第1項 食料等（ボトル飲料を含む。）の供給計画</b>	国（農林水産省）、県、 市（農政課、商工振興課）
--------------------------------	-----------------------------

大規模地震災害が発生し、被災者等に対し食料等（ボトル飲料を含む。）の応急供給を行う必要が生じた場合は、市、県は、迅速かつ的確な食料等の調達、供給及び給食を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料の供給にあたっては、「第2 飲料水の供給計画」と密接な関わりがあるため、飲料水の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

### 1 調達、供給

(1) 市は、独自の確保が困難となった被災者に対し、食料を円滑に供給できるよう措置を講じる。この場合、高齢者、障がい者（児）、乳幼児等要配慮者に対し配慮する。

ア 自ら備蓄している食料等供給

イ 供給可能業者等に対し、提供を要請

ウ 相互応援協定を締結している市に対し、食料等の提供を要請

エ 県に対し、支援を要請

オ 県等から提供を受けた食料等を被災者に適正かつ円滑に配分できる体制

(2) 米穀の供給量

被災者、災害救助等従事者に対する米穀の供給量は、1人1食当たり、精米300グラムの範囲内とする。

(3) 県に対する食糧供給の要請

市は、被災者に対する食料の供給が、市の能力を超過した場合は、県に対し食料供給を要請する。

### 2 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀等の緊急引渡し

災害救助法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって緊急に災害救助用米穀等の引取りを必

要とするとき、市は、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省政策統括官に対して、直接、災害救助用米穀の引渡しの要請を行う。

### 3 供給方法

「第4項 物資の配送計画」による。

なお、調理が必要な食料については、市は、自衛隊、日本赤十字社佐賀県支部（地域奉仕団）、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣などにおいての炊出し、食料の給与を行う。

《炊出し》

#### (1) 方法

炊飯を行うことが原則であるが、炊飯が困難な場合及び緊急給食を必要とする場合は、備蓄食料及び市販製品をもってこれに代える。

#### (2) 器具

公・私立の学校、公民館、旅館等の既設の設備器具を利用するほか、不足する場合は、個人世帯から借り上げる。

#### (3) 立会

炊出しに当たっては、市職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮する。

#### (4) その他

乳幼児のミルクは、炊出しに含む。

県栄養士会は、県又は市から援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し、被災者の状況に応じた支援活動に努める。

<b>第2項 飲料水の供給計画</b>	市(上下水道局、環境課)
---------------------	--------------

地震災害時に、水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたなどにより、水を得ることができない者が発生した場合は、水道事業者等、市、県は相互に連携し、応急給水を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料については前項により取り扱うものとするが、本項と密接な関わりがあるため、食料の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

#### 1 水道施設の応急復旧

市は、被災後直ちに施設の応急復旧を実施するものとし、その計画は、第19節の「ライフライン等公益施設の応急復旧計画」のとおりとする。

#### 2 応急給水

- (1) 市は、次により応急給水活動を実施するが、自らの活動のみでは困難と認める場合は、日本水道協会佐賀県支部、水道事業者、近隣市町及び県に対し、応援を要請する。
- ア 浄水場、配水場が主体であるが、井戸水、自然水（河川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過又は科学的処理を加えて水を確保する。

- イ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
  - ウ 浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。（飲料水：1日3ℓ/人）
  - エ あらかじめ把握していた所有機関等から調達し、給水車、給水船、トラック等による応急給水を実施する。
  - オ 応急給水に当たっては、迅速かつ的確に住民への周知徹底を図る。
  - カ 自己努力により水の確保を行う者に対し、衛生上の注意を行う。
- (2) 県は、市から要請があった場合又は自らその必要があると認めた場合は、市の応急給水が円滑に実施されるよう、必要な措置を講じる。
- ア 被害の程度や市による応急給水活動の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言、指導を行う。
  - イ 必要に応じ、水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
  - ウ 必要に応じ、県内の他の市町、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく応援を求めるとともに、国、自衛隊に対し、応援を要請する。
  - エ 応援を受ける場合は、その活動の調整を行う。

<b>第3項 生活必需品等の供給計画</b>	市（福祉総務課ほか関係課）
------------------------	---------------

地震災害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又は毀損し、直ちに入手することができない者が発生した場合、市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

1 生活必需品等の品目

品 目	内 容
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
衣類	洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類（布地支給は適当でない）
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、はし等
日用品	オムツ（大人用・子供用）、生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、清拭剤、ウェットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等
光熱材料	マッチ、カセットこんろ、カセットガスストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス）等
情報機器	ラジオ、乾電池等

2 調達方法

市は、被災者に供給するため、巡回を行うなどにより、生活必需品等の品目、数量等

を把握し、自らあらかじめ備蓄していた生活必需品等を放出する。

備蓄分では不足する場合、あらかじめ把握していた調達可能業者から調達する。

これによっても不足する場合は、県に対し、備蓄品の放出及び調達依頼を要請する。

### 3 供給方法

「第4項 物資の配送計画」による。

<b>第4項 物資の配送計画</b>	県 市（契約管理課、商工振興課、観光文化課、公共施設再編・資産活用課）
--------------------	--

#### 1 基本方針

災害の規模が小規模であり、市で避難所への支援物資（市の備蓄物資、災害時応援協定等により調達する物資（以下「調達物資」という。）及び国民、民間事業者、他の防災関係機関等から提供を受ける義援物資をいう。）の配送が可能な場合には、市が避難所へ支援物資の配送、被災者への供給等を行うこととする。

災害の規模が大規模であり、市による避難所への支援物資の配送ができない場合には、県は支援物資の受入・配送システムに基づき、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の配送を行うものとする。

##### (1) 災害の規模が小規模であり、市で避難所への支援物資の配送が可能な場合の留意点

市で避難所への支援物資の配送が可能な場合においては、市は、調達物資及び義援物資については、可能な限り提供元に避難所までの直接配送を依頼するものとする。

また、県が備蓄する物資又は調達物資を避難所へ配送する場合は、あらかじめ定めている輸送拠点に集積して、「第3章 第14節 第3項 輸送対策」に定めた輸送手段により配送するものとする。

##### (2) 支援物資の受付・配送体制の整備に関する留意点

発災直後は、住民、市及び県等の備蓄物資による対応が必要になると考えられるが、発災翌日以降は、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、県内外からの義援物資等の送付により、大量の支援物資の処理が必要となることが予想されるため、県及び市は、これに対応できる体制を整備するよう努めるものとする。

#### 2 物資の配布

##### (1) 市

市は、被災者が置かれている環境に応じてあらかじめ必要となると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資を被災者に公平に行きわたるよう配慮して供給する。

供給作業の効率化を図るため、支援物資は、あらかじめ定めている場所に一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けた後、ここを拠点として被災者に配送する。

ただし、地震災害が激甚などにより、市での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町村に対して支援物資の配送について支援を要請する。

(2) 県

市からの物資調達に関する要請があった場合、県は、県の支援物資を、あらかじめ指定した輸送拠点に一旦集積し、ここを拠点として市に供給する。

また、災害の規模が激甚などの理由により市が物資の配送を円滑に行えない場合において市から物資配送に係る要請があった場合（当該要請が必要と見込まれる場合も含む。）、県は、支援物資の受入・配送システムに基づき、支援物資の受入から避難所までの配送を民間の物流事業者と連携して行うものとする。

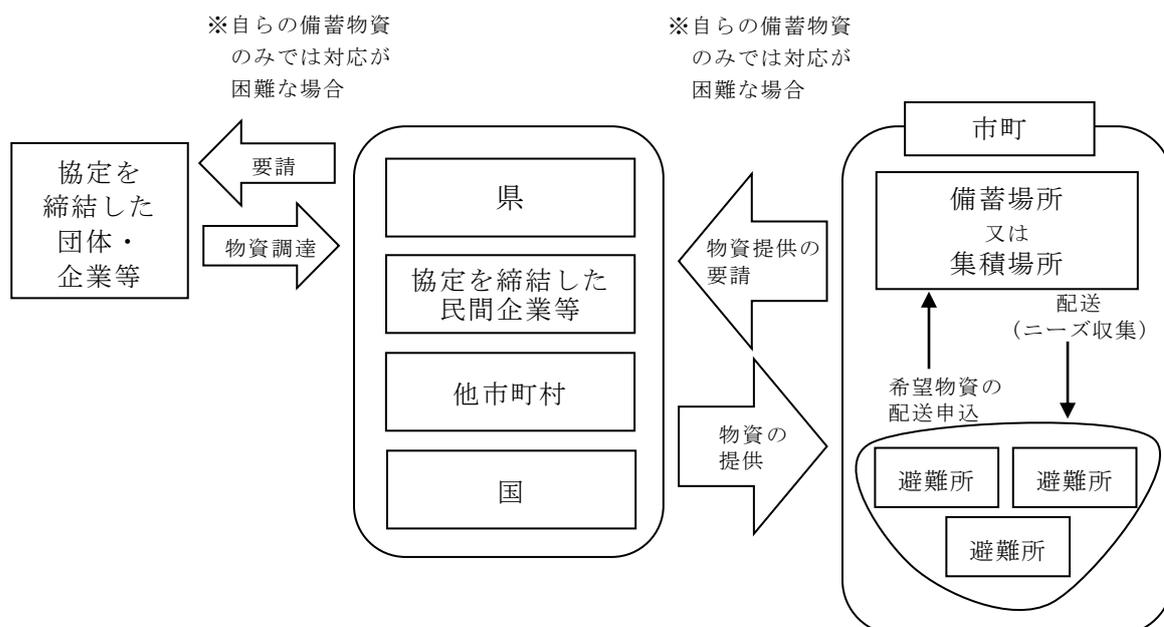
なお、支援物資の受入・配送システムに基づき支援を行う場合は、被災市町が自ら被災者ニーズの収集等の業務を行うことが困難な状況になっている可能性が高いと考えられるため、県は、物資受入・配送センターや避難所等に職員を派遣し、現地の状況把握に努めるものとする。

3 在宅等被災者への対応

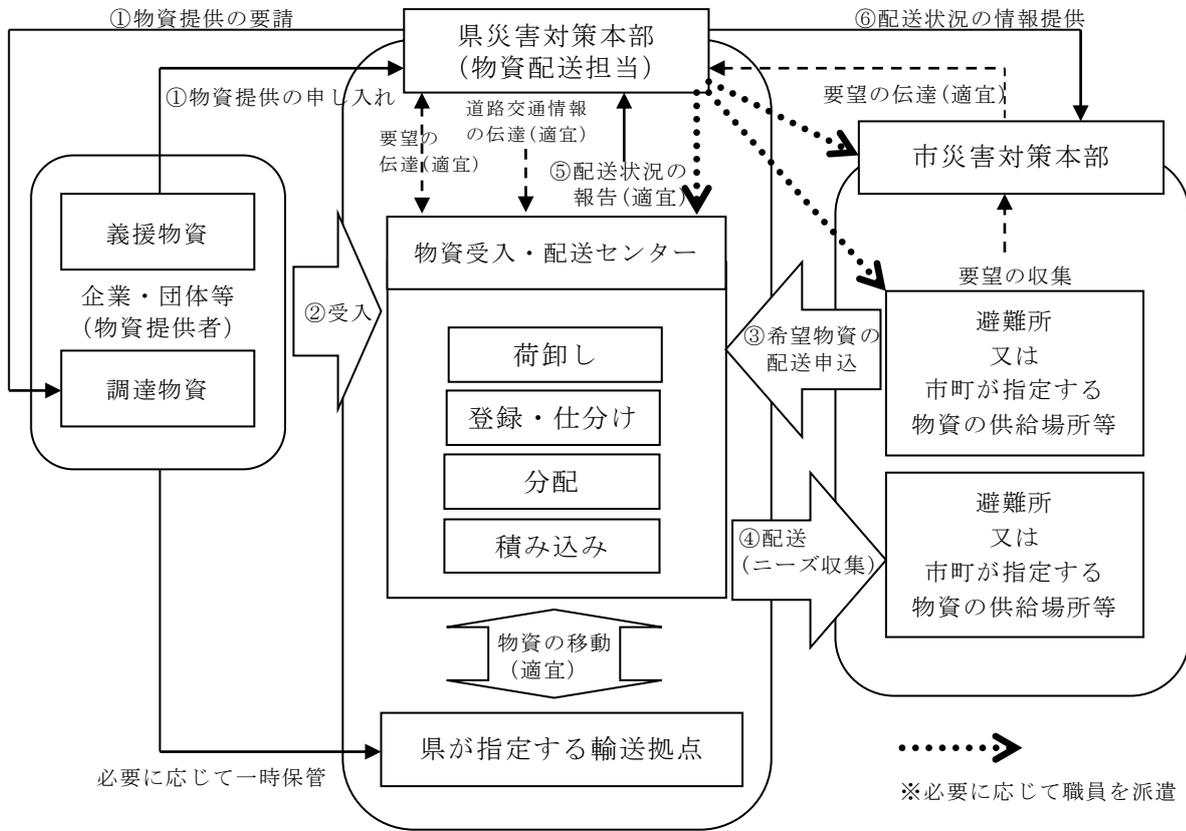
大規模な災害が発生すると、在宅での避難者や応急仮設住宅等への避難者、所在が把握できる広域避難者などあらかじめ指定された避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合がある。

これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給を行うなど物資等が提供されるよう努めるものとする。

【市町が避難所への物資の配送を行う場合（非大規模災害時）】



【支援物資の受入・配送システム（大規模災害時）】



※県は、市町からの要請又は自らが必要と考える支援物資を物資受入・配送センター（以下「センター」という。）に受け入れるものとする。

※センターの運営は、協定締結業者に業務を委託して行うものとする。

※センターでは、協定締結業者が荷役作業（物資の荷卸し・仕分け・登録・分配・積み込み等）を行うものとするが、必要に応じてボランティアにも協力を要請する。

※ただし、物資の量が膨大で、センターにまとめて受け入れられない場合、登録物資がすぐに必要ではない物資である場合には、一時保管場所として県が指定する輸送拠点等を活用するものとする。なお、その場合には、協定締結業者に対して当該拠点へ物流専門スタッフの派遣を依頼するものとする。

※供給場所への配送を行った者は、併せて避難所や避難所周辺の被災者のニーズ収集を行い、これをセンターに伝達するとともに、センターにおける配送計画に反映させ、当該ニーズを満たす物資の配送の迅速化を図るものとする。

※センターは、適宜、県災害対策本部に対し、支援物資の受入・配送状況及び必要としている支援物資の情報について報告するものとする。県はこれを市災害対策本部に伝達するとともに、これに基づき、時間の経過によるニーズの変化を反映させた新たな調達計画を策定するとともに、義援物資の受入希望を広報するものとする。

※被災者の細かなニーズに対応するため、物資受入・配送センターは可能な限り複数設置するものとし、その場合は、対応する避難所を明確にしておくものとする。

《県が指定する輸送拠点》

SAGAサンライズパーク	佐賀市
唐津市文化体育館	唐津市
佐賀競馬場	鳥栖市
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市
全天候型多目的広場「みゆきドーム」	嬉野市

<b>第5項 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及び供給に関する協定</b>	市（危機管理防災課、農政課、商工振興課、水道管理課、環境課）
---------------------------------------	--------------------------------

1 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄

市は、食料、飲料水、生活必需品等に関し、各種災害における被災見積もり等を行い備蓄計画を作成して、備蓄を行う。

2 食料、飲料水、生活必需品等の供給に関する協定

市は、県と連携するとともに市の備蓄状況を踏まえ、食料、飲料水、生活必需品等関係業者等の協力を得て、災害時における食料、飲料水、生活必需品等の供給に関する協定の締結を推進する。

**第19節 広報、被災者相談計画**

地震災害発生時においては、被災地や隣接地域の市民に対し、適切な判断による行動が取れるよう、様々な情報を迅速かつ的確に提供し、市、消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛防災組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、県、市、防災関係機関は、各々が保有するあらゆる広報手段を活用して、災害状況によっては、報道機関に放送要請するなど、関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得て、正確な情報の提供を迅速に行うとともに、県や市のホームページを利用した情報提供に努める。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者（児）、外国人等要配慮者に十分配慮し、消防機関、自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等を活用するよう努めるとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも十分配慮した情報提供を行うものとする。

<b>第1項 住民への情報提供</b>	各防災関係機関、市（危機管理防災課、広聴広報課、関係各課）
---------------------	-------------------------------

## 1 災害広報の実施

市は、保有する媒体を活用し、又は防災関係機関と連携して、災害広報を実施する。

なお、複数の市町にまたがる広域的な災害が発生した場合や、災害により広報の手段を著しく欠いた場合等、市町での対応が困難な場合においては、県又は報道機関等に協力を要請して災害広報を実施する。

### (1) 広報の内容及び方法

市の地域内の災害に関する広報については、市が独自に、あるいは警察を始めとする防災関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

#### ア 住民に対する広報

##### (ア) 広報内容

##### a 地震発生直後の広報

- (a) 地震に関する情報（地震の発生場所と規模、震度等の概要、大地震後の地震活動の見通しや防災上に関する呼びかけ）
- (b) 津波に関する情報（津波発生の有無、規模等、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表状況）
- (c) 住民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
- (d) 避難の必要の有無等（大津波警報・津波警報・津波注意報や避難指示発令を察した場合は、即時広報）

##### b 災害発生直後の広報

- (a) 災害発生状況（人的被害、住家の被害等の概括的被害状況）
- (b) 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組み状況等）
- (c) 道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）
- (d) 公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）
- (e) 電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- (f) 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- (g) 応急危険度判定体制の設置状況（必要性と要請方法）
- (h) 安否情報の確認方法（関連サイトのURLや災害用伝言サービス等の案内）

##### c 応急復旧活動段階の広報

- (a) 住民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- (b) 食料、飲料水、生活必需品等の供給状況
- (c) その他生活に密着した情報（地域のライフラインの設備の途絶状況、災害廃棄物（し尿・ごみ）の処理方法、学校の臨時休業の情報等）

##### d 外部からの支援の受入れに関する広報

- (a) ボランティア情報（ニーズ把握、受入・派遣情報等）
- (b) 義援金・必要とする救援物資一覧及びその受入れ方法・窓口等に関する

情報

e 被災者に対する広報

安否情報や生活支援に関する情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

f その他の必要事項

災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

(イ) 広報の方法

市が保有する広報手段を最大限に活用した災害広報を実施する。

また、必要に応じて災害FMの制度を活用し広報を行う（九州総合通信局に申請）。

なお、報道機関を通じて広報を実施する場合は、報道機関への情報提供と同時にその情報を県（危機管理防災課〔統括対策部総括班〕）に提供する。

a 市防災行政無線（60MHz戸別受信機、屋外拡声装置）、280MHz防災ラジオ、CATV等による広報

b 広報車による広報（消防広報車を含む）

c ハンドマイクによる広報

d テレビ、ラジオ等放送媒体による広報

e 広報誌、掲示板等による広報

f インターネット（ホームページ、SNS、唐津市公式LINE（ライン）等）による広報

g 携帯電話等のメール（緊急速報メール（緊急情報に限る）、唐津市情報メール等）による広報

h スマートフォンアプリ（防災ネットあんあん）

イ 報道機関に対する広報

市広報担当課は、定期的にプレスリリースや記者発表等による広報を実施する。

## 2 防災関係機関等による災害広報の実施

防災関係機関は、事前に定めた地震災害時の広報計画に基づき、住民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があると認めるときは、県、市及び報道機関に要請して広報を実施する。

(1) 広報の内容

県及び市の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急・復旧対策状況等に関する広報事項とする。

(2) 広報の方法

各防災関係機関は、保有する広報手段を活用し、相互に連絡を取りながら広報活動を実施する。

防災関係機関は、報道機関を通じて広報を実施する場合は、報道機関への情報提供と同時にその情報を県（危機管理防災課〔統括対策部総括班〕）に提供するものとする。

また、県災害対策本部に定期的に所管施設の被害、復旧見通し等の情報を提供する

など、情報の共有化に努める。

<b>第2項 被災者相談</b>	市（関係各課）
------------------	---------

第1編「共通災害対策」第8章第2節第1項を参照。

<b>第3項 安否情報の提供</b>	防災関係機関、市（関係各課）
--------------------	----------------

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第20節 文教対策計画

学校等は、地震発生時等における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の応急復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

<b>第1項 生徒等の安全確保措置</b>	学校等
-----------------------	-----

### 1 臨時休業等の措置

学校等は、地震災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。その際、速やかに生徒等及び保護者への周知を行うよう努める。

### 2 登下校での措置

学校等は、地震災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

また、災害の状況に応じ下校させることが危険であると認める場合は校内に保護し、保護者への連絡に努める。

### 3 緊急避難

授業等、教育活動中に地震災害が発生した場合は、各学校の震災時避難計画に従い、適切な緊急避難の指示及び誘導を行う。避難完了後速やかに教育委員会にその旨を報告する。

### 4 応急救助及び手当の措置を行う。

<b>第2項 学校施設の応急復旧</b>	学校等、教育委員会、国立・県立・私立の学校等の設置者等 市（教育総務課）
----------------------	---

### 1 被害状況の把握、連絡

(1) 市立の学校等は、地震発生後、学校施設の被災程度及び被害金額等の状況を調査するものとし、必要に応じて、市に協力を求め、二次災害の防止のため、砂防ボランティア等による点検を実施し、その点検結果を市に連絡する。連絡を受けた市は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

(2) 他の国立、私立の学校等も同様に、学校施設の被災状況を調査、二次災害の危険度判定を実施し、その結果を、設置者等へ連絡するとともに、市及びその他必要な機関に連絡する。

### 2 応急復旧

市は、市立の学校等から連絡を受けた被災状況を検討のうえ、学校運営に著しく支障となる場合及び被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した市立の学校施設の応急復旧を行う。

国立、私立の学校等の設置者等も同様に、被災した学校施設の応急復旧に努める。

<b>第3項 応急教育の実施</b>	学校等、教育委員会、国立・県立・私立の学校等の設置者等 市（危機管理防災課、教育総務課、学校教育課、学校支援課、生涯学習文化財課）
--------------------	--

学校等並びに市、県及び国立、私立の学校等の設置者等は、震災により学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

### 1 応急教育の実施場所

第1順位	地域内の小・中学校及び高等学校
第2順位	地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設
第3順位	地域外の学校又は公民館等の公共施設
第4順位	応急仮校舎の建設

### 2 応急教育の方法

- (1) 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。
- (2) 応急教育の場所、教職員の確保、教科書・教材等の確保、通学路の選定、給食の可否等を検討し、応急教育開始日時を決定する。
- (3) 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。
- (4) 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。
- (5) 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

### 3 教職員の確保

市、県及び国立、私立の学校等の設置者等は、地震による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

### 4 学用品の調達、供与

#### (1) 教科書

ア 市は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、市全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。

イ 災害救助法に基づく教科書の供与は、住家の被害により教科書を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学

部生徒を含む) に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないように迅速に行う。

(2) 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して、必要な学用品を支給する。

《支給の対象となる学用品》

ア 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

ウ 通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

5 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県又は市、国立、私立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

6 保健衛生の確保

学校等は、県、市と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

<b>第4項 被災生徒等への支援</b>	市（教育総務課）
----------------------	----------

市は、高校生の被災状況を把握した場合は、速やかに県に報告する。県は、地震災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、県立高校の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除する。

<b>第5項 避難所となる場合の対応</b>	公立の学校等
------------------------	--------

公立の学校等は、市から要請があった場合、土砂災害等に対する学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、地域住民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、

体育館	⇒	特別教室	⇒	普通教室
-----	---	------	---	------

 の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市立学校にあっては市教育委員会へ、県立学校にあっては市及び県教育委員会へ報告する。

## 第21節 公共施設等の応急復旧計画

地震発生等により、公共施設等が被害を受けた場合は、国、県、市及び施設の管理者は、二次災害の防止を図り、災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように、速やかに応急復旧を実施する。

一般社団法人佐賀県建設業協会や砂防ボランティア等の技術者の協力を得て、施設の点検を行い、必要があれば、応急復旧するが、その際は、住民生活に及ぼす影響の大きさや防災上の重要度の高いものを優先して行うものとする。

<b>第1項 道路、橋梁</b>	各道路管理者
------------------	--------

### 1 被害状況等の把握、連絡

- (1) 各道路管理者は、地震により、道路、橋梁に被害が発生したおそれがあると認める場合、速やかに道路パトロール、点検を実施し、被害状況を把握する。
- (2) 各道路管理者は、把握した被害状況から交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、県警察及び県、市に対し、この旨連絡する。

### 2 応急復旧

各道路管理者は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁を優先して、車両通行機能の確保のための応急復旧作業（障害物の除去、啓開等）を迅速に行う。

<b>第2項 河川、海岸等</b>	河川管理者、海岸管理者及び施行者
-------------------	------------------

### 1 被害状況の把握、連絡

河川管理者又は海岸管理者及び施行者は、地震により、各施設に被害のおそれがあると認める場合、速やかに巡視、点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

### 2 応急復旧

河川管理者又は海岸管理者及び施行者は、各施設が被災した場合には、浸水等の二次災害を防止するため又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。

<b>第3項 砂防施設等</b>	砂防施設等の管理者、 市（道路維持課）
------------------	------------------------

1 被害状況の把握、連絡

砂防施設等の管理者は、地震により、砂防施設等に被害のおそれがあると認める場合、速やかに砂防施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、砂防ボランティアに協力を求め、砂防施設等の損壊及び斜面崩壊等による二次災害の危険性について調査し、県、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急措置

市は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、迅速に、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急措置（砂防施設等の修復、不安定土砂の除去、仮設防護柵設置等）を行う。

<b>第4項 治山施設等</b>	治山施設等の管理者
------------------	-----------

1 被害状況の把握、連絡

治山施設等の管理者は、地震により、治山施設等に被害のおそれがあると認める場合、速やかに治山施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、治山施設等の損壊及び林地崩壊等による二次災害の危険性について調査し、県、市に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急措置

治山施設等の管理者は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、災害復旧に先立ち、迅速に、適切な応急措置（治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積み等）を行う。

<b>第5項 港湾、漁港</b>	港湾管理者、漁協管理者、 市（水産課）
------------------	------------------------

1 被害状況の把握、連絡

港湾管理者又は漁港管理者は、地震災害が発生した場合には、速やかに各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市に対し、この結果を連絡する。

2 応急復旧

港湾管理者又は漁港管理者は、港湾施設又は漁港施設が被災していた場合には、二次災害の防止、公共の安全確保及び災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように、迅

速に応急復旧を実施する。

<b>第6項 農地、農業用施設</b>	農業用排水施設管理者、 市（農地林務課）
---------------------	-------------------------

1 被害状況の把握、連絡

市の農地、農業用施設管理者は、地震災害が発生した場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、県、市に対し、この結果を連絡する。

2 応急措置

(1) 市の農地、農業用施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地農業用施設の応急復旧を迅速に行う。

応急復旧を実施する場合は、作業が容易で効果的な工法により行うものとする。

(2) 市は、被害状況を速やかに把握し、営農体制の確立のため県の農林事務所や農業改良普及センターと連携して、予想される被害に対する技術対策や、地域の被害実態に応じた技術対策、営農指導を行う。

**第22節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画**

地震災害により、住民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧を図る。

必要に応じ、他地域の同業事業者等に対し、応援を要請する。また、国、県と連絡調整を図りながら、適宜、被災者等に対して、復旧状況等の広報に努める。

<b>第1項 水道施設</b>	(水道管理課、水道工務課)
-----------------	---------------

市は、あらかじめ、指定工事店等と災害時の復旧作業等についての協定締結を図り、被害状況を迅速に把握し、指定工事店等と連携を取りながら応急復旧に努める。

被害が甚大な場合は、近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部、県への応援を要請する。

また、県及び住民に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するよう努める。

<b>第2項 下水道施設</b>	(下水道整備課、下水道施設課)
------------------	-----------------

市は、被害状況を迅速に把握し、関係機関と連携を取りながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び九州・山口ブロック災害支援組織等の応援を要請する。

また、県及び住民に対し、下水道の使用不可エリアや復旧見通し等の情報をできる限り

定期的に提供するよう努める。

<b>第3項 工業用水道施設</b>	工業用水道事業者
--------------------	----------

工業用水道事業者は、地震発生後、施設に被害が生じたおそれがある場合には、速やかに施設の巡視、点検を行う。また、市、ユーザー等との連絡体制を確保しながら、情報収集に努め、被害状況を把握する。

被害状況に応じて、必要な場合は給水停止等の措置を講じるとともに、施設の迅速な応急復旧に努める。被害が甚大な場合は、復旧までの間、ユーザーの代替水源確保（地下水、河川水、農業用水からの取水）について、水利権者等関係機関に対し、協力を要請する。

県、市及びユーザー等に対し、給水停止エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するよう努める。

<b>第4項 電力、電話、ガス、鉄道、放送施設</b>
-----------------------------

電力施設については「九州電力送配電株式会社」、電話施設については「西日本電信電話株式会社佐賀支店」、「株式会社NTTドコモ九州」、「KDDI株式会社」、「ソフトバンク株式会社」、ガス施設については「都市ガス事業者」、「液化石油ガス事業者」、鉄道施設については「九州旅客鉄道株式会社」、「日本貨物鉄道株式会社九州支社」、放送施設については「株式会社唐津ケーブルテレビジョン」、「FMからつ株式会社」などは、市と連携を保持し、ライフライン等公益施設の早期応急復旧を図る。

## 第23節 災害対策用機材、復旧資材等の調達

<b>第1項 災害対策用機材、 復旧資材等の調達</b>	防災関係機関、 市（建築住宅課、道路維持課、上下水道局）
----------------------------------	---------------------------------

### 1 災害対策用機材

各防災関係機関は、災害対策用機材等が必要となった場合は、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。

市は、これにより調達できない場合や不足する場合には、県に対し、あつせんを要請する。

県は、自ら必要となった場合又は市からあつせんの要請があった場合には、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。

### 2 復旧資材

各防災関係機関は、復旧資材等が必要となった場合は、自ら備蓄しているもの又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から速やかに調達する。

<p><b>第2項 木材の調達</b></p>	<p>国（佐賀森林管理所）、県 市（農地林務課）</p>
-------------------------	----------------------------------

1 需給状況の把握

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握する。

県は、市、県森林組合連合会、県木材協会その他の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握する。

2 安定供給の確保

(1) 市

ア 需給状況から必要と認める場合には、森林組合等の関係団体等に対し、木材の供給の要請を行う。

イ この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、県に調達又は援助を要請する。

(2) 県

ア 市から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は、森林組合等の関係団体等に対し、木材の供給の要請を行う。

イ この措置を講じても不足するおそれがある場合には、国（佐賀森林管理署）に対し、国有林材の供給等を要請する。

**第24節 福祉サービスの提供計画**

<p><b>第1項 対象者の状況の把握</b></p>	<p>市（福祉総務課、高齢者支援課、地域包括支援課、障がい者支援課、こども家庭課）</p>
-----------------------------	---

1 高齢者、障がい者（児）

地震発生後直ちに、福祉関係職員、介護職員等を中心とした調査チームを編成するなどにより、あらかじめ状況を把握している台帳、「避難行動要支援者避難支援計画」等に基づき、高齢者、障がい者の安否及び状況、ニーズの把握等の実態調査を行う。

2 要保護児童

地震発生後直ちに、次により、孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行う。

(1) 児童福祉施設から避難してきた児童の保護者等が、傷病したことにより発生する要保護児童の避難所における実態を把握する。

(2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、地震災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。

<b>第2項 高齢者及び障がい者支援</b>	市（高齢者支援課、地域包括支援課、障がい者支援課、人事課）
------------------------	-------------------------------

1 緊急保護

被災高齢者、障がい者（児）のうち緊急に施設で保護する必要がある者について、一時入所等の取り扱いが円滑、的確に行われるよう、手続きの弾力的な運用などによる緊急保護体制の整備を図る。

2 在宅サービス体制

実態調査の結果を基に、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している介護・支援等が必要な高齢者、障がい者等への介護保険サービス体制等を緊急に整備する。また、保健・医療、福祉等の関係機関の緊密な連携のもとに、必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講じる。

3 応援要請

県は、必要に応じ、県内他市町に対し、救援職員の派遣、物資の確保を要請するとともに、これによっても不足する場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

<b>第3項 要配慮者支援</b>	市（高齢者支援課、地域包括支援課、障がい者支援課、地域づくり課）
-------------------	----------------------------------

1 要配慮者、要保護者を発見した場合には、当該要配慮者、要保護者の同意を得て、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 避難所へ移動すること。
- (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
- (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

2 市は、要配慮者の精神的不安定に対応するため、相談所においてメンタルヘルスケアを実施する。

3 要配慮者に対する介護職員、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

<b>第4項 児童対策</b>	市（こども家庭課）
-----------------	-----------

1 保護等

孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、その情報を親族に提供し、親族による受入れの可能性を探るとともに児童相談所に送致し、養護施設等への受入れや里親への委託等の検討を行う。

2 メンタルヘルス対策

被災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所においてメンタルヘルスケアを実施する。また、必要に応じて、児童相談所を中心として児童心理司、児童福祉司等による避難所の巡回訪問を実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

第25節 ボランティアの活動対策計画

市は、地震発生時に、ボランティアの申出がある場合は、関係機関等と相互に連携し、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に環境整備を行う。

<p><b>第1項 受入れ体制の整備</b></p>	<p>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市災害ボランティアセンター）、市（福祉総務課）</p>
----------------------------	---

日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行うための体制を整備する。

県・市災害ボランティアセンターは、速やかに被災地の市センターに災害ボランティア現地救援本部（以下「現地本部」という。）、県センターに佐賀県民災害救援本部（以下「県本部」という。）を設置し、ボランティアの受入等のための体制を整備する。なお、災害の規模が甚大で本部の運営者等に不足が生じる場合、県本部は全国社会福祉協議会や各都道府県の社会福祉協議会等に対し応援を要請する。

県及び市は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるなど、日本赤十字社佐賀県支部、県・市災害ボランティアセンターが行う活動を支援し、協力する。

<p><b>第2項 ニーズの把握、情報提供</b></p>	<p>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市災害ボランティアセンター）、市（男女共同参画課、危機管理防災課、地域づくり課、福祉総務課、高齢者支援課、こども家庭課、地域包括支援課、障がい者支援課、建築住宅課、道路維持課）</p>
-------------------------------	--

現地本部は、市及び防災関係機関と連携し、被災状況の把握・被災者のニーズ調査を行い、被災者の救援活動及び生活支援活動を行う。また、被災状況・ニーズ調査結果等の報告を県本部へ行い、災害ボランティアコーディネーターの派遣要請等早期に着手する。

市は、現地本部等関係機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関及び県に対し、情報を提供する。さらに、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。

県においては、県本部等関係機関と連携・協力し、災害ボランティアの受入窓口に関する情報提供など現地本部の後方支援を行うとともに、専門的な知識・技術等を有するボランティアを育成、登録している団体等に対し、情報を提供し、必要に応じて被災地市町への支援を要請する。

《現地本部及び県本部の業務（例示）》

- 1 災害及び被災状況の情報収集
- 2 ボランティアニーズの把握
- 3 ボランティアの受付、登録
- 4 ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
- 5 ボランティアの派遣・撤収の指示
- 6 ボランティア活動の記録
- 7 現地本部及び県本部の運営に必要な資機材の調達
- 8 関係機関との連絡調整

<p><b>第3項 支援</b></p>	<p>日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関（県・市町災害ボランティアセンター）、 市（男女共同参画課、地域づくり課、危機管理防災課、福祉総務課、高齢者支援課、地域包括支援課、障がい者支援課、建築住宅課、道路維持課）</p>
----------------------	---

市は、必要に応じ、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。

市、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、活動環境について配慮する。

## 第26節 外国人対策

第1編「共通災害対策」第11章「外国人対策」を参照

## 第27節 帰宅困難者対策

第1編「共通災害対策」第10章「帰宅困難者対策計画」を参照

## 第28節 義援物資、義援金対策計画

第1編「共通災害対策」第7章「災害応急対策計画」第3節「義援物資、義援金対策計画」を参照

## 第29節 災害救助法の適用

第1編「共通災害対策」第7章「災害応急対策計画」第4節「災害救助法の適用」を参照

## 第30節 行方不明者等の捜索、死体の処理、火葬

第1編「共通災害対策」第7章「災害応急対策計画」第5節「行方不明者等の捜索、死体の処理、火葬」を参照

## 第31節 廃棄物の処理計画

地震発生時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合には、市は、広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

<p><b>第1項 役割</b></p>	<p>住民、事業者、 市（環境課、清掃センター、公共施設再編・資産活用課、スポーツ振興課）</p>
----------------------	---

### 1 市の役割

- (1) 市は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含め

た災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

【地震災害時の廃棄物処理計画に盛り込む内容】

- ア がれき等の災害廃棄物発生量の推計
- イ 仮置場の確保と配置計画・運営計画
- ウ 仮設トイレ調達、設置、運営計画
- エ 排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順（特に最終処分先の確保）
- オ 市で処理が困難な場合を想定した周辺市町村との協力体制
- カ 有害廃棄物対策（特にアスベスト）
- キ 収集運搬車両とルート計画
- ク 災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい。）
- ケ 住民への広報（分別排出、仮置場などについて）

- (2) 収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損箇所等の措置を行う。
- (3) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。
- (4) あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。
- (5) 必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。
- (6) 必要に応じ、仮設トイレを設置する

2 住民、事業者の役割

- (1) 災害廃棄物を適正に分別し、排出する。
- (2) 不必要に廃棄物を排出しない。

<b>第2項 し尿の処理</b>	(環境課、建築住宅課)
------------------	-------------

1 仮設トイレの調達、設置、撤去

- (1) 市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、仮設トイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者（児）に配慮する。

また、避難所等で水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

- (2) 市は、あらかじめ、避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定し、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。  
この調達計画に基づき、仮設トイレやマンホールトイレを調達するが、必要量が確保できない場合、県に対し、支援を要請する。

2 処理の方法

市は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に

に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレやマンホールトイレの状況により災害廃棄物処理実施計画を立て、収集運搬及び処分する。
- (3) 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (4) 必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請する。
- (5) 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。

<b>第3項 ごみの処理</b>	被災者等、 市（環境課）
------------------	-----------------

市は、あらかじめ策定した地震災害時の災害廃棄物処理計画に基づき、一般家庭、避難場所等からの生活ごみ、粗大ごみ及び大量に発生する瓦礫について、ごみ処理実施方針を立て、収集運搬及び処分を行う。

収集したごみを短期間に処理することが困難な場合には、仮置場にごみを搬入する。

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) 市は、あらかじめ策定した地震災害時の一般廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、ごみ廃棄物処理実施方針を立てる。
- (3) 道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (4) 廃棄物の処理には、各種リサイクル法（家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法）に配慮し方針を立てる。
- (5) 仮置場を確保し、ごみの分別方法、排出方法などを住民及び関係機関に周知する。
- (6) 建築物の倒壊、解体（被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。）等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。
- (7) 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を図る。
- (8) 有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため、建築物の解体、運搬業者や住民へ適切に指導をする。また、仮置場での環境汚染を防止する。
- (9) 必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。

- (10) 必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。
- (11) 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

### 第32節 防疫計画

<b>第1項 防疫計画</b>	市（保健医療課、環境課、水道浄水課、水道工務課）
-----------------	--------------------------

市は、地震災害時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）に基づき、県と相互に連携し、迅速に防疫活動を行う。

#### 1 防疫活動

##### (1) 市の活動

###### ア 防疫組織の設置

市は、防疫対策の推進を図るため、地震災害の規模に応じ、防疫班など防疫組織を設ける。

###### イ 清潔の保持

市は、感染症の発生予防のため必要があると認められるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。

また、自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つものとする。

###### ウ 避難所における防疫指導

市は、県の指導のもとに、衛生薬業センター等において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。

##### (2) 県の活動との連携

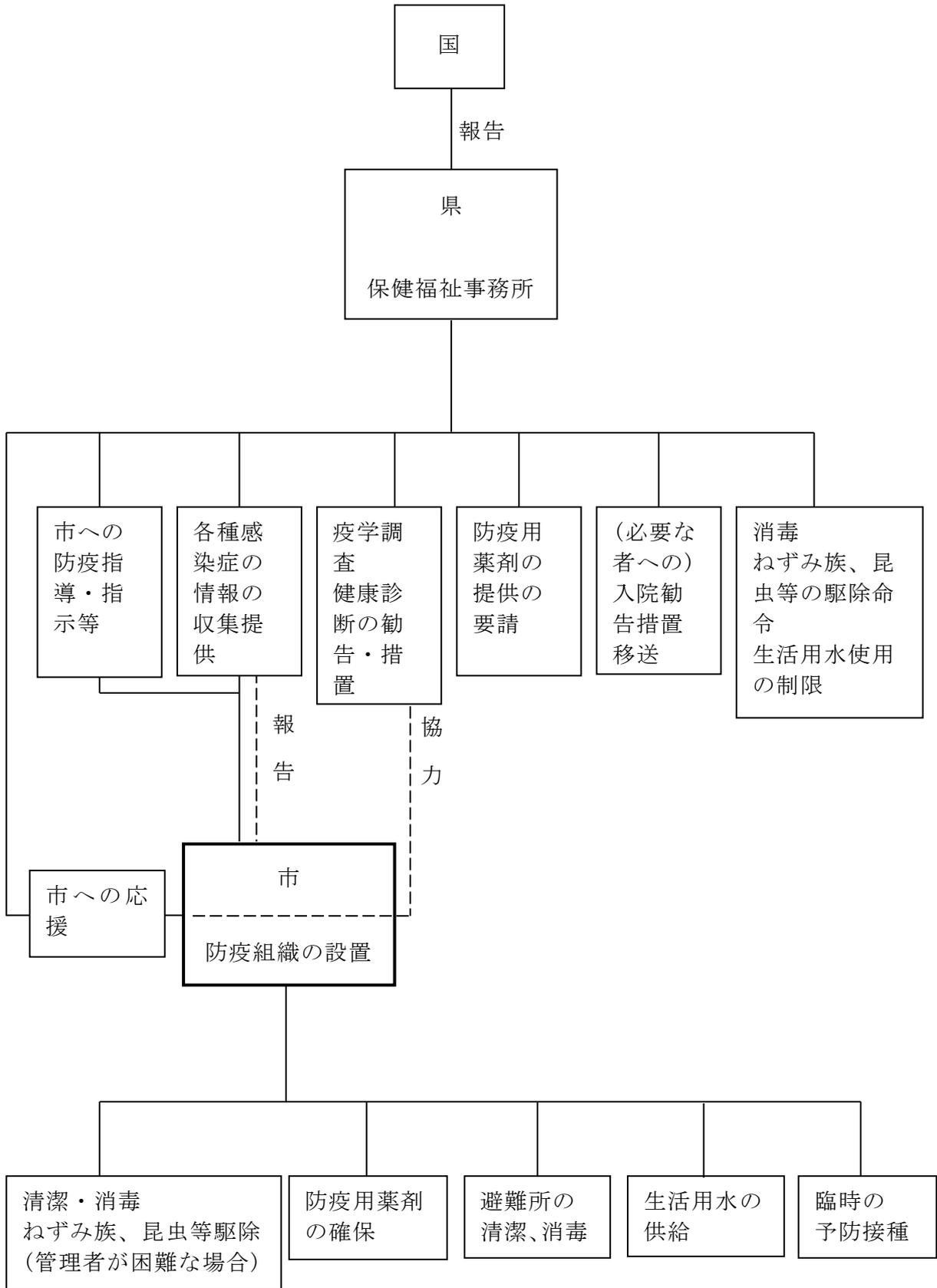
ア 市は、疫学調査及び健康診断等の実施、ねずみ族、昆虫等の駆除、臨時予防接種等の指示があった場合は、これを行う。

イ 市は、生活用水の供給等について、県が生活用水管理者に対し、期間を定めてその使用又は供給を制限、又は禁止した場合、感染症法第31条第2項の規定により、県の指示に基づいて生活用水を供給する。

供給量は1人1日当たり約20リットルを標準とする。ただし、大規模な震災等のため、標準量の供給が困難な場合は、3～5リットル程度とする。

● 「防疫業務」

【 防 疫 業 務 】



2 情報の収集、報告及び広報

市は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等に関する情報を収集し、県に対し、報告する。また、県は、各種感染症に関する情報を収集し、住民に対し、広報する。

3 支援措置、応援

市は、県の職員派遣、防疫用資材等のあっせんの支援措置を講じてもまだ不足する場合は県を通して、国又は自衛隊に対し、応援を要請する。

4 防疫用薬剤の確保

市は、医薬品等卸売業者に対し、防疫用薬剤の供給の要請を行っても確保困難の場合は、県に対し要請を行う。

### 第33節 保健衛生計画

地震発生時において、市及び県は、被災者の健康保持や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るため、相互に連携し、適切な保健衛生活動を実施する。

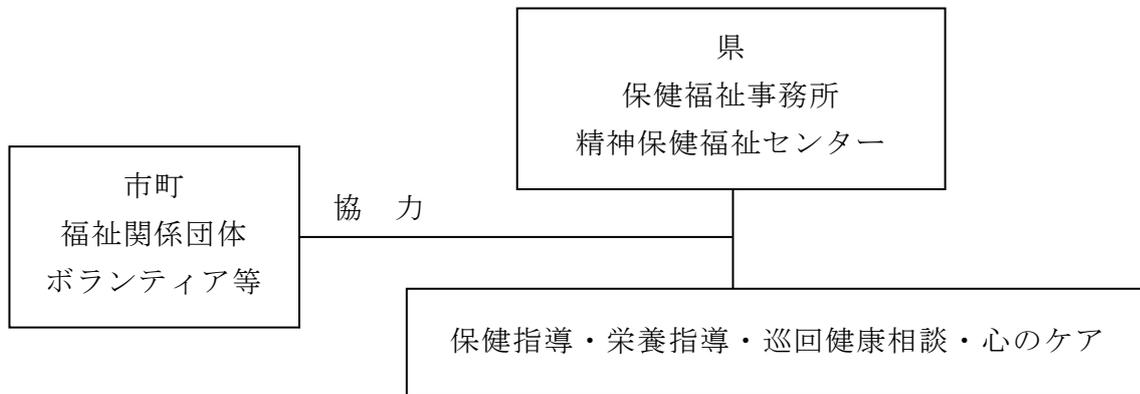
<b>第1項 被災者等の健康管理</b>	県 市（保健医療課）
----------------------	---------------

市及び県は、被災地域、特に避難所における良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、県栄養士会や県歯科衛生士会等の協力を得て保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。

特に、高齢者、障がい者（児）及び子ども等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、医療・福祉関係団体やボランティア等の協力を得つつ、実施する。

なお、県は、災害時の心のケアに関するマニュアルに基づき、精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所、被災市、佐賀県精神科病院協会等の関係団体及び医療機関と連携・協力してメンタルヘルスケアを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制の確立に努める。

これらを実施するのに人員等が不足する場合は、県は、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、応援を要請するとともに、さらに、厚生労働省に対し、保健師等の派遣を要請する。



<b>第2項 食品衛生管理</b>	県（生活衛生課）
-------------------	----------

市は県と連携し、食品衛生の保持のため、食品の流通拠点や避難所等に、食品衛生監視員を派遣し、必要な指導を行う。

県は、食品関係営業施設の実態調査を実施し、必要に応じ、改善を指導するとともに、県食品衛生協会の協力を得て、各種相談に応じる。

### 第34節 動物の管理、飼料の確保等計画

第1項 家畜の管理、飼料の確保	県 市（農政課）
-----------------	-------------

#### 1 避難対策

市は、地震発生後、余震による畜舎の倒壊、地震による水害など二次災害の発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

市は、家畜数を勘案し、安全と認められる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、繋留所、救護所、給水場等の、家畜の避難施設を設置するものとする。

#### 2 防疫

県は、家畜伝染病及び一般疾病を予防するため、家畜防疫員、家畜診療獣医師等の協力により救護班を編成し、次の防疫活動を実施する。家畜保健衛生所に配備している車両（動力噴霧器等を搭載）を活用し、迅速化を図る。

##### (1) 健康検査と傷病家畜の応急救護

被災地域に飼育されている家畜の健康検査を実施するとともに、傷病家畜については応急手当を実施する。

##### (2) 畜舎等の消毒

各種家畜伝染病の発生に備え、被災地域の浸水汚染畜舎等の消毒を実施する。

##### (3) 家畜伝染性疾病の予防注射

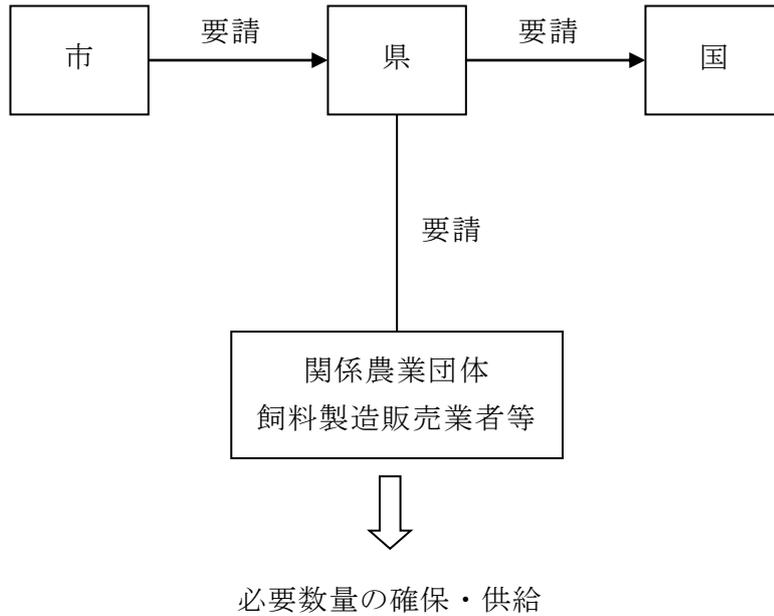
地震災害後、発生が予想される伝染性疾病については、関係団体と連携のうえ、予防注射等を実施し、発生予防及びまん延防止を図る。

#### 3 管理指導

県は、関係機関及び団体と連携し、家畜診療獣医師の協力を得て、家畜の管理に関する指導を行う。

#### 4 飼料の確保

県は、地震災害により飼料の確保が困難となり、市が要請した場合は、国に対し、国が備蓄する備蓄用飼料穀物の売渡しを要請するほか、関係農業団体又は飼料製造販売業者等に対し、必要数量の確保及び供給の要請を行うものとする。



<b>第2項 ペット等の保護、危険動物の逸走対策等</b>	県、市（環境課）
-------------------------------	----------

市は、地震による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。

また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第26条に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。

### 第35節 危険物等の保安計画

<b>第1項 火薬類</b>	火薬類の製造業者、販売業者及び消費者（以下「火薬類事業者」という。）九州産業保安監督部、県警察、海上保安部、 県（危機管理防災課）
----------------	--

#### 1 被害状況の把握、連絡

火薬類事業者は、地震により施設等（製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所）に被害が発生した時に、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

地震による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防本部、県警察、海上保安部、県、市町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

#### 2 施設の応急措置

火薬類事業者は、地震により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（火薬類取締法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3 その他の応急措置

県警察及び海上保安部は、市から要求があったとき、又は必要と認めたときは、警戒区域の設定及び付近住民の避難措置等により、被害の拡大防止に努める。実施した場合は、その旨を市に通知する。

県警察及び海上保安部は、県及び市と連絡をとり、必要と認めたときは、火薬類事業者に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、必要な限度において、災害を拡大させると認められる施設又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

海上保安部は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- (1) 被災地港湾への火薬類積載船舶の入港を制限し又は禁止する。
- (2) 火薬類荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。
- (3) 港内に被害がおよぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。
- (4) 被災その他の原因により自力航行能力を失った火薬類積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

4 応援要請

火薬類事業者は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

<b>第2項 高圧ガス</b>	高圧ガスの製造業者、販売業者及び消費者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）、九州産業保安監督部、県警察、海上保安部、 県（危機管理防災課）
-----------------	---

1 被害状況の把握、連絡

高圧ガス事業者は、地震により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

地震による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防本部、県警察、海上保安部、県、市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 施設の応急措置

高圧ガス事業者は、地震により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（高圧ガス保安法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3 その他の応急措置

県警察、海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4 応援要請

高压ガス事業者は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

<p><b>第3項 石油類及び化学製品類</b></p>	<p>石油類及び化学製品類の関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等（以下「危険物施設の管理者等」という。）、県警察、海上保安部、市（消防本部）</p>
------------------------------	---

1 被害状況の把握、連絡

危険物施設の管理者等は、地震により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のため、被害状況の把握に努める。

地震による被害の規模に応じ、消防本部、県警察、海上保安部、県、市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 応急措置

危険物施設の管理者等は、状況に応じて、必要な次に掲げる措置を実施する。

- (1) 危険物流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- (2) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- (3) 危険物の流出、火災等が発生した場合、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、オイルフェンス等による流出防止措置
- (4) 異常が認められた施設の応急措置

3 その他の応急措置

市又は消防本部は、必要に応じ、危険物施設の管理者等に対し、適切な指導を行うとともに、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

県警察及び海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4 応援要請

危険物施設の管理者等は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所等に対し、協力を求める。

<p><b>第4項 放射性物質</b></p>	<p>放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者（以下「放射線同位元素等の使用者」という。）</p>
-------------------------	---

放射線同位元素等の使用者等は、地震により放射線障害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、法令（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等）

に基づき必要に応じ、次の措置を講じる。

- 1 発見した場合は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報する。
- 2 施設の内部にいる者等に対し、避難するよう警告する。
- 3 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
- 4 放射線障害を受けた者等に対し、救出、避難等の緊急措置をとる。
- 5 放射性物質を安全な場所に移す余裕がある場合には、移動させる。
- 6 その他必要な防止措置を講じる。

<b>第5項 毒物・劇物</b>	毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物取扱者等」という。）、県警察、県（薬務課）、市（消防本部）
------------------	---

毒物・劇物施設が地震により被災し、毒物・劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、毒物及び劇物取締法に基づき、次の措置を講じる。

- 1 毒物・劇物取扱者等は、ただちに県、保健福祉事務所、県警察、消防本部に届け出るとともに、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。
- 2 県、県警察、消防本部は、相互に連携し、毒物・劇物取扱者等と密接な連絡をとり災害の発生及び拡大等を防止するため、次の応急措置を講じる。
  - (1) 情報収集、被害区域の拡大防止措置
  - (2) 警戒区域の設定
  - (3) 住民に対する周知
  - (4) 被災者の避難誘導、救出・救護
  - (5) 原因の特定、原因者に対する指導

### 第36節 石油等の大量流出の防除対策計画

<b>第1項 石油等の大量流出の防除対策計画</b>	石油等が流出した石油等の取扱事業所、海上保安部、港湾・漁港管理者、河川管理者、海岸管理者、県警察、市（消防本部、環境課、水産課、道路河川管理課）
----------------------------	--

地震災害により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川、海域等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び関係する防災関係機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

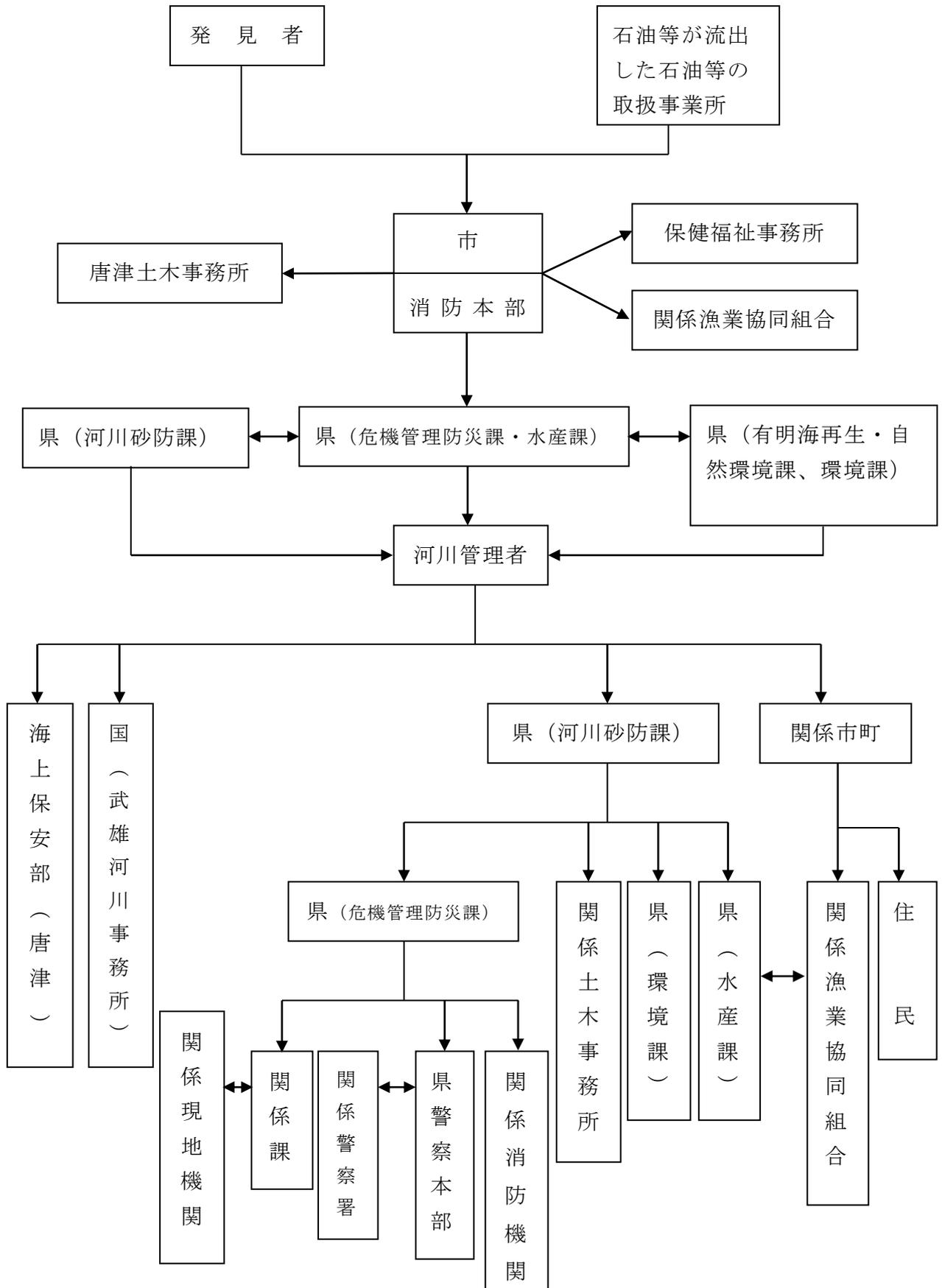
- 1 通報連絡
 

石油等の大量流出が発生した場合は、その発生及び災害の状況についての、関係機関

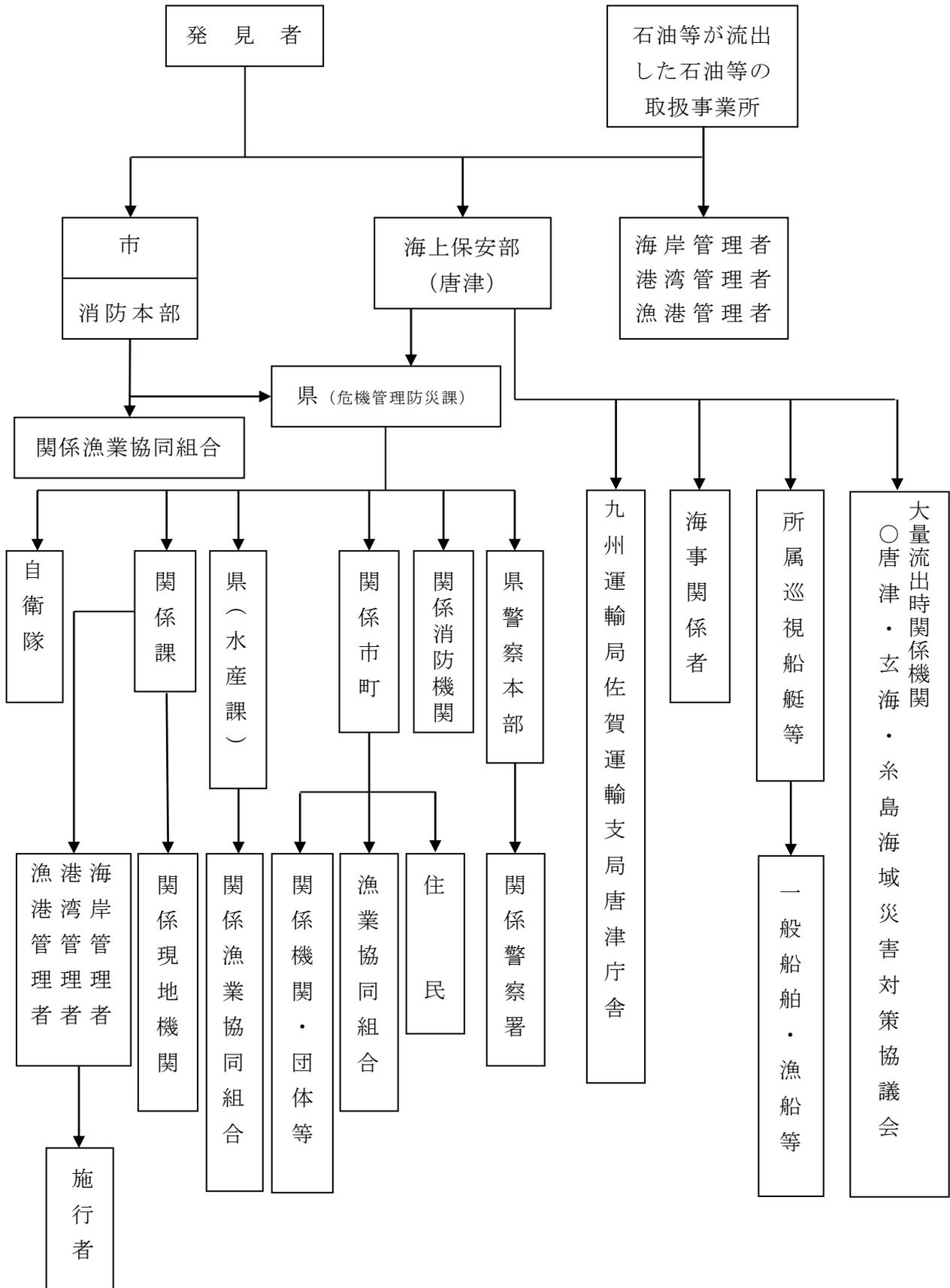
への連絡通報は、次により行う。

(1) 通報連絡の系統

ア 内水面への流出の場合



イ 海域への流出の場合



(2) 通報連絡の内容

- ア 石油等が流出した石油等の取扱事業所の名、流出石油等の種類及び量
- イ 発生日時及び場所
- ウ 石油等の流出の概要
- エ 気象、海象の状況
- オ 流出石油等の状況
- カ 今後予想される災害
- キ その他必要な事項

(3) 住民等への周知

石油等の取扱事業所は、石油等が流出し、周辺住民、船舶・漁船等に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、迅速かつ的確に、周辺住民、船舶・漁船等に対し、災害の状況及びその他必要な事項について、周知する。

この際、市、海上保安部等関係する防災関係機関に対し、協力を要請するものとし、要請を受けた防災関係機関は、適切な方法により周知を図る。

2 応急対策

石油等が大量に流出した場合、その石油等の取扱事業所は、直ちに、拡散防止、被害の軽減を図るための応急対策を講じるものとするが、自ら行う対策のみでは不十分と認める場合は、河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関に対し、協力を要請する。

河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関は、石油等の取扱事業所から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、相互に連携し、応急対策を講じる。

(1) 石油等の取扱事業所の応急対策

- ア 河川管理者又は海上保安部に対し、石油等の流出発生を通報連絡
- イ オイルフェンスの展張、油処理剤及び油吸着材等による流出石油等の拡散防止又は分散
- ウ 石油等の取扱事業所の施設等の損傷箇所の応急処理、並びに石油等の移し替え
- エ 事業所の従業員等の救助
- オ 火災等二次災害発生の防止

(2) 防災関係機関の応急対策

ア 災害対策連絡調整本部等の設置

(ア) 海上保安部は、石油等が海域に大量流出し、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するため、必要と認める場合は、「災害対策連絡調整本部」を設置する。

《構成》

海上保安部、県、県警察、沿岸市町、沿岸消防本部、自衛隊、港湾・漁港管理者、石油等が流出した石油等の取扱事業所、関係団体等で構成し、これら機関の職員は、設置期間中常駐することとする。

《設置場所》

海上保安部庁舎、又は海上災害現場に近い適当な場所

《役割》

- a 災害情報の交換、収集及び解析
- b 総合的な応急対策の策定及び調整
- c 関係機関等に対する協力要請

(イ) 河川管理者は、石油等が内水面に大量流出した場合、次の水質に関する協議会において定められている要領等により、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するよう努める。

- a 唐津・東松浦地区等環境保全対策協議会
- b 伊万里・有田地区環境整備保全対策協議会
- c 六角川・松浦川水系水質保全対策協議会

イ 主な応急対策

- (ア) 石油等の取扱事業所の従業員等の救助
- (イ) 流出石油等の拡散防止
- (ウ) 消火対策等
- (エ) 漂着石油等の処理
- (オ) 流出石油等の防除資機材の調達

### 第37節 応急金融対策

<b>第1項 応急金融対策</b>	佐賀財務事務所、日本銀行福岡支店（日本銀行佐賀事務所）
-------------------	-----------------------------

地震災害発生時において、金融秩序を維持し、通貨の円滑な供給を確保するため、関係する防災関係機関は、万全の措置を講じる。

#### 1 通貨供給の確保

佐賀財務事務所、日本銀行福岡支店及び同行佐賀事務所は、相互に連携し、必要に応じ関係行政機関等と協議のうえ、次の措置を講じる。

##### (1) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ、日本銀行職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

##### (2) 輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要がある

ときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講じるほか、必要に応じ、金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

2 非常金融措置

佐賀財務事務所及び日本銀行福岡支店は、必要に応じ、金融機関に対し、次の措置を適切に講じるよう要請する。ただし、緊急を要する事態で日本銀行福岡支店との連絡手段の途絶等による場合は、日本銀行佐賀事務所が日本銀行福岡支店に代わり、金融上の措置を講じる。

(1) 非常金融措置の実施に係る要請

被災者の便宜を図るため、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により、次のような非常措置を適切に講じるよう要請する。

ア 預金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対して、定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ、必要な措置をとること。

オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

カ 証券、保険会社においても、銀行等の対応と同様に非常金融措置を適切に講じること。

(2) 各種金融措置等に関する広報

前記1(3)及び2(1)に定める要請や措置を講じたときは、金融機関及び放送事業者等と協力して、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

### 第38節 孤立地域対策活動

第1編「共通災害対策」第9章「孤立防止対策計画」を参照

### 第39節 生活再建計画

第1項 被災者生活再建支援金	国、県、市（福祉総務課）
----------------	--------------

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

また、県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、Web会議システムを活用し、各市に映像配信を行うなど、より多くの市担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

#### 第40節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

第1項 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	市（関係各課）
---------------------------	---------

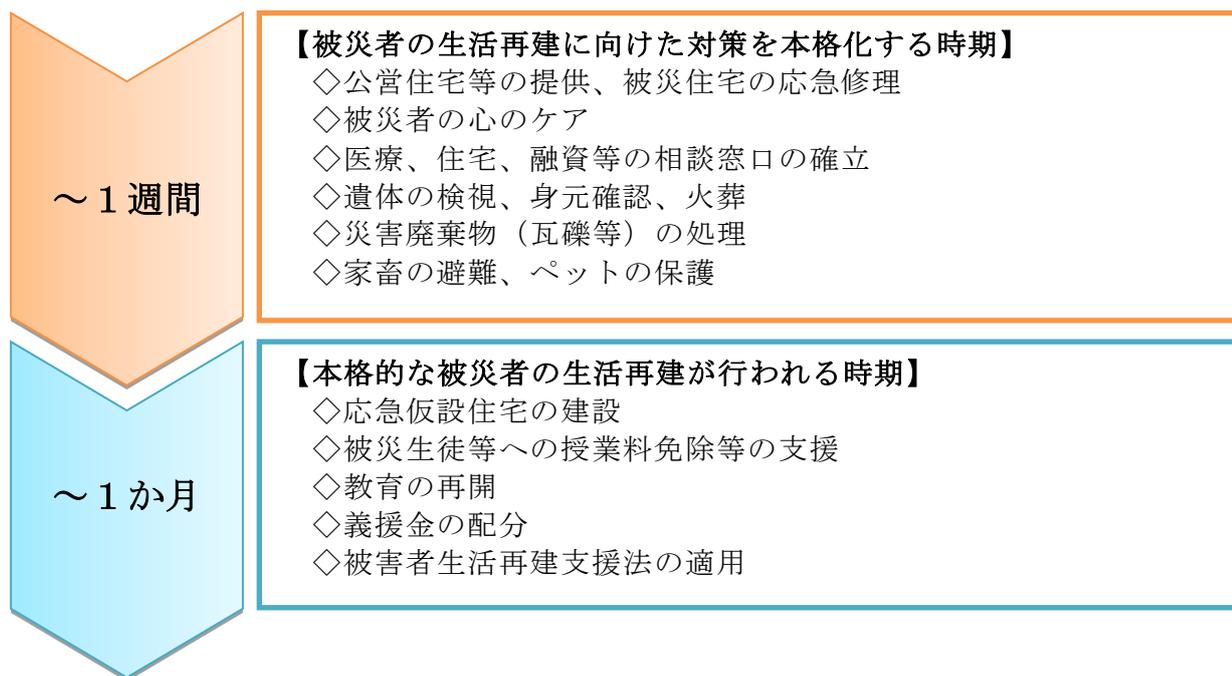
被災地の時間・空間は有限の資源であるため、地震災害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

災害発生時・発生後の各段階において着手すべき県災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。ただし、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

また、市及びその他の各防災関係機関においても、災害応急対策の着手時期について検討するよう努めるものとする。





※ 災害の進展状況に応じ柔軟に対応を変える必要があることに留意が必要。

## 第4章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興に関しては、住民の意向を尊重し、県及び市が主体的に取り組むとともに、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑な復旧・復興を図るものとする。

### 第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

<b>第1項 復旧・復興に係る基本方向の決定</b>	市（市政戦略課）
----------------------------	----------

市は、被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、

1 「迅速な原状復旧」を目指すのか、

又は

2 更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る「計画的復興」を目指すのかについて早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。

また、必要な場合は、復興計画を作成する。

なお、復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者（児）、高齢者等の避難行動要支援者の参画を促進するものとする。

県は、市からの相談に応じるとともに、広域的な観点から、必要な助言、指導を行う。

<b>第2項 迅速な原状復旧</b>	県警察、関係施設の管理者等、 市（総務課、保健医療課、こども家庭課、高齢者支援課、 地域包括支援課、障がい者支援課、水産課、上下水道局、 農政課、農地林務課、都市計画課、建築住宅課、道路維持課、 危機管理防災課、教育総務課）
--------------------	--

市及び県が迅速な原状復旧を目指す場合は、県、市及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体に代わって工事を行う

ものとする。

県は、指定市以外の市町が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

## 1 復旧事業の対象施設

### (1) 公共土木施設

(河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園)

### (2) 農林水産施設

### (3) 都市施設

### (4) 上水道、工業用水道

### (5) 社会福祉施設

### (6) 公立学校

### (7) 社会教育施設

### (8) 公営住宅

### (9) 公立医療施設

### (10) ライフライン施設

### (11) 交通輸送施設

### (12) その他の施設

## 2 資金の確保

市及び関係施設の管理者等は、復旧事業の早期実施が図られるよう、必要な資金需要額を把握し、次のことを考慮して、その財源の確保に努める。

### (1) 国庫負担又は補助を規定している主なもの

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

イ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

ウ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）

エ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通知）

オ 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（平成7年3月30日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知）

カ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）

キ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）

### (2) 地方債の発行が許可される主なもの

ア 補助災害復旧事業

イ 直轄災害復旧事業

- ウ 単独災害復旧事業
- エ 公営企業災害復旧事業
- オ 歳入欠かん

3 激甚災害の指定

発生した地震災害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するに当たって国の特別援助を受けるため、市は、県と相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置をとるものとする。

4 復旧・復興事業からの暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等と連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

5 災害廃棄物の処理

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

<b>第3項 計画的復興</b>	ライフライン事業者、市（危機管理防災課、上下水道局、建築住宅課、生涯学習文化財課）
------------------	---

1 防災まちづくり

市は、次のような再度災害防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、関係機関との調整を図り、障がい者（児）、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、住民の理解を求めながら、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

- (1) 被災市街地復興特別措置法等の活用や、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新

- (2) 避難路、避難場所、延焼遮断帯、骨格的な都市基盤施設（防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾など）及び防災安全街区の整備
- (3) 被災した場合の迅速な復旧の観点から架空線との協調にも配慮した電線共同溝等の整備などによるライフラインの耐震化等
- (4) 建築物や公共施設の耐震・不燃化
- (5) 耐震性貯水槽の設置等

市が進める復興については、県の支援を受ける。復興を進めるに当たっては、住民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行うものとする。

## 2 文化財対策

### (1) 指定文化財等の復旧

市（教育委員会）は、県との連携のもと地震発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

### (2) 埋蔵文化財の保護

市は、県との連携のもと復旧・復興を進めるに当たって、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮して行う。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、市は、県及び国や他県・市町に対し、人的・財政的支援を求める。

## 第2節 被災者の生活再建等への支援

第1編「共通災害対策」第8章第2節「被災者の生活再建等への支援」を参照

## 第3節 地域の経済復興の推進

<b>第1項 中小企業者等に対する 復旧・復興資金の確保</b>	県（商工課）、市（商工振興課）
--------------------------------------	-----------------

市は県と連携し、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、中小企業者等の被害状況、激甚災害法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者等に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

- 1 被災中小企業者等に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図るとともに、被害の状況に応じて、現地において融資相談所の設置や経営指導等を行う。
- 2 佐賀県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに

に、政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。

また、激じん災害の場合、災害融資に係る利子補給を実施する。

- 3 県制度金融について、被害の状況に応じて、償還猶予等必要な措置を講じる。
- 4 信用力、担保力が不足した中小企業者等の融資の円滑化を図るため、佐賀県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。
- 5 被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続きの簡便迅速化、貸出条件の緩和等について、特別の取扱いが図られるよう要請する。

<b>第2項 農林、水産業に対する経済復興の推進</b>	市（農政課、水産課、農地林務課）
------------------------------	------------------

市（県）は、地震災害により被害を受けた農林水産業者又は農林水産業者の組織する団体に対し、農林、水産業に対する復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、民生の安定を図る。

また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林水産業者の経営安定を図る。

- 1 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
- 2 日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

## 第5章 津波災害対策

本章は、地震等により発生する可能性のある津波に対処することを目的に各防災関係機関が処理すべき対策について、特記すべき事項を記述する。

なお、この計画に定めのない事項については、唐津市地域防災計画第3編「地震・津波災害対策」の第2章「地震災害対策における災害予防対策計画」、第3章「地震災害対策における災害応急対策計画」及び第4章「地震災害対策における災害復旧・復興計画」によるものとする。

### 第1節 災害予防

第1項 津波に強い市域の形成	市（危機管理防災課、都市計画課、水産課等）
----------------	-----------------------

#### 1 県土保全施設の整備等

海岸管理者及び施行者、港湾管理者、漁港管理者及び河川管理者は、海岸堤防、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設の整備を図るとともに、各施設については地震発生後の防ぎよ機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図り、必要に応じて水門等の自動化・遠隔操作化に努める。

また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

老朽化した施設については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

#### 2 津波に強いまちの形成

市は、津波による被害のおそれがある地域において新たに構造物、施設等を整備する場合は、津波に対する安全性を確保するものとする。

また、浸水の危険性の低い場所を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような一時避難場所やそこに通じる避難経路等の避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保等により、津波に強いまちの形成を図る。

行政関連施設、災害時要配慮者に係わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建物の耐浪化、非常用電源の設置個所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、県や沿岸市町等の庁舎、消防署及び警察署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、特に万全を期する。

#### 3 地盤沈下対策

市は、地盤沈下対策として地下水汲み上げの規制に努める。

<b>第2項 津波避難計画の策定</b>	市（危機管理防災課等）
----------------------	-------------

1 佐賀県津波避難計画策定指針に準拠した市津波避難計画の策定

市は、地震等による津波災害の発生に備え、「佐賀県津波避難計画策定指針」等を参考に、津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。

津波避難計画策定にあたっては、津波災害を防止するために、防潮堤が整備されている場合であっても避難計画に関しては、避難者の安全に万全を期するため、これら施設が有する防止効果は考慮しないものとする。

2 地域住民、民間事業者との協働

津波避難計画策定にあたっては、県の津波浸水想定区域図を参考に地域住民、民間事業者、地域内で活動している公共的団体、自主防災組織、行政が協働し、計画をまとめていくことに努める。

3 津波避難計画の見直し

津波避難計画の対象となる地域においては、人口やその年齢構成、道路や避難場所等の地域状況が経年的に変化していき、また防災に関する技術面の進歩もあることから、毎年検討を加え、必要に応じ修正する。

《 参考 》

【津波避難計画に記述すべき内容例】

- 目的
- 想定津波
- 職員の初動体制
- 高齢者等避難、避難指示
- 水門等の閉鎖措置
- 避難計画
- 災害時要配慮者支援
- 避難対策の留意点
- ハザードマップの作成周知
- 津波対策の教育、啓発
- 訓練の実施等

<b>第3項 避難収容活動</b>	市（危機管理防災課等）
-------------------	-------------

1 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成等

市は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難指示等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成17年3月）」に沿って、津波災害の災害

事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。また、定めた基準に基づき適正な運用を図るとともに、判断基準について随時見直すものとする。

津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

## 2 避難場所

市は、津波災害に備えて、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。

指定緊急避難場所は、津波に対する安全が確保できる公園・緑地・学校のグラウンド・団地の広場・複数階の建造物等が適当で、できる限り多くの住民を収容できるよう配慮すること。

なお、市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、必要に応じて、避難路・避難階段の整備、周知に努め、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生等を十分考慮するとともに、地震による落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう安全性の確保を図るものとする。

## 3 防災対応職員等の安全確保

市及び防災関係機関は、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

<p><b>第4項 防災知識の普及</b></p>	<p>防災関係機関、学校等、 市（危機管理防災課、男女共同参画課、地域づくり課、水産課、農地林務課、道路河川管理課、教育総務課）</p>
---------------------------	--

### 1 防災知識の普及・啓発等

県、市及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

#### (1) 避難行動に関する知識

- ・沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと。

- ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避

難する必要があることなど

(2) 津波の特性に関する情報

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があることなど

(3) 津波に関する想定・予測の不確実性

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限度があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど

(4) 家庭での予防・安全対策

3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策など

(5) 警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、避難場所での行動

(6) 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め

2 津波防災教育の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な津波防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は、全県的に行うものとする。

県及び市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、津波防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、市は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを開発するなどして、津波災害と防災に関する市民の理解向上に努める。

<p><b>第5項 津波警報・津波注意報等の伝達体制、通信設備・施設の充実</b></p>	<p>市（危機管理防災課、水産課、みなと振興課）</p>
---	------------------------------

1 津波警報・津波注意報等の伝達体制の整備

沿岸地域は、特に勤務時間外においても、沿岸地区住民や海浜にいる観光客、旅行者等に対し、津波予報等を迅速かつ的確に伝達できるよう、これらの多数の者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場管理者等）や自主防災組織と連携した伝達体制の整備を図る。

2 通信設備・施設の充実

沿岸においては、津波警報・津波注意報等の伝達手段として、防災行政無線の導入など通信手段の充実に努める。

## 第2節 災害応急対策計画

<b>第1項 市の活動体制</b>	市（危機管理防災課、関係各課）
-------------------	-----------------

市は、地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は津波警報・津波注意報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、その責務及び処理すべき業務を遂行するため、「佐賀県津波避難計画策定指針」を参考に、災害（そのおそれのある場合を含む）等の状況に応じ、「災害情報連絡室」「災害警戒本部」「災害対策本部」等を設置し、必要な職員を動員配備し、迅速に活動体制を整備する。

活動の細部は本編、第3章「地震災害対策における災害応急対策計画」及び別途定める勤務体制マニュアル等による。

<b>第2項 防災関係機関の活動体制と措置事項</b>	防災関係機関
-----------------------------	--------

### 1 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、県域に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は津波警報・津波注意報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を整備し、その責務と処理すべき業務を遂行する。

### 2 防災関係機関による措置事項

#### (1) 気象台

##### ア 津波警報・津波注意報の伝達

##### (ア) 気象庁、福岡管区気象台

防災情報提供システム、専用回線及び加入電話により、九州管区警察局、第七管区海上保安本部、NTTマーケティングアクト大阪104センター、NHK福岡放送局、佐賀地方気象台、九州旅客鉄道株式会社に通知する。

##### (イ) 佐賀地方気象台

防災情報提供システム及び専用回線等により、県警察、唐津海上保安部、NHK佐賀放送局、報道機関、県に通知する。

##### イ 地震及び津波に関する情報の伝達

佐賀地方気象台は、防災情報提供システム及び専用回線等により、県、県警察、唐津海上保安部、NHK佐賀放送局等に通知する。

##### ウ 津波予報区の範囲

予報区 …… 佐賀県北部、有明・八代海

#### (2) 県

##### ア 津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、気象台から通報を

受けたときは、直ちに、佐賀県防災GIS等により市及び消防本部に通知するとともに、関係本部（部）及び関係の防災関係機関に通報する。

この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い、他の通信に先だつた取り扱いを行うものとする。

イ 近地地震、津波等に係る情報の伝達

県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、震度情報ネットワークシステム等により収集した震度情報を、直ちに市町及び消防本部、県警察に伝達するとともに、関係本部（部）及び関係する防災関係機関に通報する。

ウ 地震・津波災害に関する重要な情報の伝達

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、佐賀地方気象台、市町、県現地機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防本部、県警察に対して伝達するとともに、関係本部（部）、関係する防災関係機関に通報する。

通報を受けた本部（部）は、直ちに、所属関係現地機関に通報する。

エ 防災関係機関等への津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の送信方法

市町、消防本部及び防災関係機関への送信は、佐賀県防災GIS等を原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

(3) 県警察

ア 津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の通報

県警察は、九州管区警察局、佐賀地方気象台から津波警報・津波注意報の通報を受けたときは、直ちに、警察署に通知する。

イ 地震・津波災害に関する重要な情報の通報

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、住民から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに関係市町に通報するものとする。

(4) 市

唐津市津波避難計画による次のとおり取り扱うものとする。

ア 津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

(ア) 津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、県、警察署（交番、駐在所）、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。

この場合、警察署、消防本部、県現地機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずるものとする。

(イ) 沿岸住民及び漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等、多数の者が利用あるいは働い

ている施設の管理者等、伝達先に漏れがないよう注意する。

(ウ) 地震・津波災害の危険度の高い施設には、情報伝達について特に配慮する。

#### イ 近地地震津波に対する自衛措置

(ア) 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。

強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて、直ちに、次の措置を講じる。

a 海浜、港湾等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう高齢者等避難、避難指示を行う。

b 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。

(イ) 市町に対する津波警報・津波注意報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後少なくとも県内及び隣県の報道機関の放送を一定時間（1時間以上）聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの津波警報が放送された場合においても、市は、直ちに、前記による措置をとるものとする。

(ウ) 災害により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合は、気象業務法施行令第8条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講じるものとする。

(エ) 市に設置している「佐賀県震度情報ネットワークシステム」端末の観測値等も参考にして、前記アに掲げる措置を速やかに実施するものとする。

#### ウ 地震・津波災害に関する重要な情報の通報

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、県、県警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民に周知し、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報するものとする。

#### エ 県からの津波警報・津波注意報の受信取扱い

県からの情報送信は、佐賀県防災GISを原則とするが、やむを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

### (5) 消防本部

#### ア 津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一齐通知し、住民への周知を図る。

#### イ 近地地震津波に対する情報の伝達

沿岸の消防本部は、強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、地震津波の発生を考え、直ちに沿岸住民等に対して注意の呼び掛け、避難誘導活動等の措置をとる。

#### ウ 地震・津波災害に関する情報の伝達

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）を収集又は入手したときは、これを市町、県（危機管理防災課又は宿直室）及び関係する防災関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

(6) 海上保安部

津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、第七管区海上保安本部、佐賀地方気象台等から通報を受けたときは、次により情報の伝達を行う。

ア 無線により、航行船舶及び操業漁船に周知し、注意喚起する。

イ 津波の到達まで十分時間がある場合は、巡視船艇により、港内在泊船、海上作業関係者、磯釣り客等に周知し、沿岸付近からの避難を勧告する。

ウ あらかじめ定めた伝達経路に従い、電話連絡等により漁業関係者、関係事業所等に周知する。

(7) 西日本電信電話株式会社

ア 津波警報の伝達

気象庁からNTTマーケティングアクト大阪104センター等へ伝達された津波警報について、気象業務法に基づき、ファクシミリにより沿岸市町に連絡する。

イ 警報の取扱い順位等

警報は、全ての通信に優先して取扱い、特に、津波警報は他の警報に優先して取扱う。

<b>第3項 津波警報、津波注意報等の内容と情報伝達</b>	沿岸市町、県警察、佐賀地方気象台、海上保安部、西日本電信電話株式会社、放送事業者、市（消防本部、危機管理防災課、広聴広報課）
--------------------------------	--

市は、地震、津波の発生に伴う被害を最小限に止めるため、県、町及び防災関係機関と連携し、地震が発生した場合、気象庁が発表する津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報を、迅速かつ的確に住民等及び他の防災関係機関へ伝達する。

1 緊急地震速報（警報）、津波警報、津波注意報、地震及び津波に関する情報の種類、内容等

第3編「地震・津波災害対策」第3章「地震災害対策における災害応急対策計画」第2節「地震・津波の情報伝達」による。

2 情報の伝達

第3編「地震・津波災害対策」第3章「地震災害対策における災害応急対策計画」第2節「地震・津波の情報伝達」第2項「情報の伝達」による。

<b>第4項 避難対策</b>	県警察、防災関係機関、市（危機管理防災課、消防本部）
-----------------	----------------------------

市及び消防本部は、強い地震（震度4程度以上）又は、長時間のゆっくりとした揺れを

感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合は、直ちに高齢者等避難、避難指示を発令し、県警察等と連携して安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等が発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。この際は、避難行動要支援者に十分配慮する。

また、津波警報、避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる手段の活用を図るものとする。

避難対策にあたっては、佐賀県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」を参考とする。

市、消防本部、県警察及び防災関係機関は、消防職団員、警察官、市職員など避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

また、避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援等の対策を行うものとする。

### 1 避難実施計画

避難等実施にあたっては、次によるほか、別途定める「唐津市津波避難計画」による。

### 2 避難の指示

市、消防本部は、津波警報等が発表され、必要があると認める場合は、速やかに避難指示を実施し、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。

この際、災害時要配慮者に十分配慮する。

### 3 唐津港台風等対策委員会との相互連携

(1) 地震等による津波災害の発生が予想される場合等に定められる、災害防止対策に関する情報を早期に収集し、唐津市の災害防止対策等に反映する。

(2) 唐津港台風等対策委員会構成機関との連絡調整は委員会に委員として参加し相互に行う。

※ 唐津港台風等対策委員会については、第1編「共通災害対策」第6章「応援協力体制」第2節「唐津市の広域防災体制の強化」第1項「防災相互協力体制の強化」を参照)

#### 【津波時の警戒体制実施要領】

種 別	発令時期	措置の内容
第1警戒体制	山口県、福岡県の日本海沿岸、壱岐・対馬又は長崎県西方に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたとき	○港内に在泊中の危険物積載船、外国船舶及び総トン数500トン以上の船舶は、状況に応じて港外退避又は係留強化その他必要な措置の準備を行う。
第2警戒体制	佐賀県北部に津波注意報、津	○岸壁に係留中の危険物積載船、外国船舶

(避難指示)	波警報又は大津波警報が発表されたとき	及び総トン数500トン以上の船舶は、直ちに離岸する。(津波が到達する前に安全な場所まで避難する時間的な余裕がある場合に限る。)。 ○唐津港に入港しようとする危険物積載船、外国船舶及び総トン数500トン以上の船舶は、港外退避とする。
解除	佐賀県北部の津波に関する注意報・警報が解除されたとき	

※ 対象船舶以外の船舶は、本表の措置に準ずる。

<b>第5項 水防対策等</b>	市（危機管理防災課、消防本部、道路河川管理課）
------------------	-------------------------

市は県、水防管理団体と連携し、津波警報が発表され、必要と認める場合には、防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、防潮水門を閉鎖するなど適切な緊急対策を行う。

国土交通省及び県は、あらかじめ指定した河川及び海岸において堤防の漏水・沈下等又は津波によって災害が発生するおそれがあるときは、水防法第16条第1項に基づき、水防警報を発令する。

水防管理者は、水防警報が発せられたとき及びその他の河川、海岸において水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防本部を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。なお、「佐賀県津波避難計画策定指針」を参考とする。

<b>第6項 津波に対する自衛措置</b>
-----------------------

沿岸付近の住民、海浜にある海水浴客、釣り人は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報や避難指示等を待たず、直ちに海浜、海岸から退避し、急いで避難場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するものとする。

<b>第7項 防疫活動</b>
-----------------

津波災害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分配慮するものとする。